

－児童虐待に関する研究－

(第1報告)

その2－「児童虐待に関する研究会」のまとめ

研究第一部長	加 澤 正 樹
研究第二部長	板 垣 嗣 廣
研究第二部研究官	郷 原 信 郎
研究第一部研究官	小 柳 浩 子
研究第二部研究官	古 田 薫
研究第二部研究官	松 田 美智子
研究第二部研究官	横 地 環
研究第二部研究官補	栗 栖 素 子
研究第二部研究官補	吉 田 里 日
研究第一部研究官補	岡 田 和 也

目 次

はじめに	255
第1 第1回研究会報告	256
「本研究会の目的・趣旨について」「少年院から見た児童虐待問題」	
第2 第2回研究会報告	263
「被虐待経験のある非行少年の親に対する治療的介入」	
第3 第3回研究会報告	271
「被虐待経験のある非行少年の社会復帰援助」	
資料1 事例一覧	
資料2 事例一覧	
資料3 事例一覧	
資料4 被虐待少年の社会復帰－児童自立支援施設を中心に－	
資料5 事例一覧	
第4 第4回研究会報告	288
「被虐待経験のある非行少年の発見とケア」	
第5 第5回研究会報告	299
「被虐待経験のある非行少年処遇をめぐる福祉と司法機関との連携」	
資料6 新たな児童家庭相談体制の構築に向けて	
第6 第6回研究会報告	310
「加害者に対する刑事的介入をめぐる諸問題」	
資料7 児童虐待事犯の科刑状況等について	
第7 第7回研究会報告	327
「アメリカにおける児童虐待対策」「本研究会のまとめ」	
資料8 スクリーニング用紙	

はじめに

法務総合研究所においては、児童虐待についての議論を深めるため、各分野の有識者の協力を得て、研究会を実施した。このような試みは、法務総合研究所にとっては初めてのことであり、研究会で得られた成果を何らかの形で残したいと考え、法務総合研究所研究部報告に収録することとした。

研究会の内容は、大きく2つに分けられる。1つは、児童虐待問題と非行に関するテーマを毎回設定し、それに沿って、発表者が各自の現場を踏まえて報告を行い、討論をするというものである。

もう1つは、法務総合研究所で実施する児童虐待に関する調査について、調査方法、内容、結果解釈等について検討する作業を適宜行った。

本編は、主に前者の内容についての結果をまとめたものである。各報告については、それぞれの発表者の了承を得て掲載した。討論の部分については、法務総合研究所において内容ごとにまとめたが、記述された内容は、すべて参加者の個人的な見解であることをお断りしておく。

研究会の外部参加者、研究会の実施内容は、次のとおりである。

1 外部参加者（敬称略）

岩井 宜子	専修大学法学部教授
奥山 真紀子	埼玉県立小児医療センター保健発達部 小児精神科医師
柏女 霊峰	淑徳大学社会学部教授
松原 康雄	明治学院大学社会学部教授
西嶋 嘉彦	国立武蔵野学院調査課長
大原 美知子	東京都精神医学総合研究所社会病理研究部門 精神保健福祉士 (子供の虐待防止センタースタッフ)

2 研究会実施内容

- 第1回（平成12年9月29日）「本研究会の目的・趣旨について」「少年院から見た児童虐待問題」
- 第2回（平成12年10月20日）「被虐待経験のある非行少年の親に対する治療的介入」
- 第3回（平成12年11月13日）「被虐待経験のある非行少年の社会復帰援助」
- 第4回（平成12年12月22日）「被虐待経験のある非行少年の発見とケア」
- 第5回（平成13年1月23日）「被虐待経験のある非行少年処遇をめぐる福祉と司法機関との連携」
- 第6回（平成13年2月20日）「加害者に対する刑事的介入をめぐる諸問題」
- 第7回（平成13年3月13日）「アメリカにおける児童虐待対策」「本研究会のまとめ」

第1 第1回「本研究会の目的・趣旨について」「少年院から見た児童虐待問題」

本研究会は、特に非行に関わる問題として児童虐待問題を取り上げている点に、その特徴がある。

第1回の研究会においては、各分野から来ていただいている方々の紹介のほか、本研究会の趣旨説明を行い、次に、少年院の実情を理解していただくため、まず「少年院から見た児童虐待問題」を取り上げ、非行の現場で児童虐待の問題がどのように現れているかを報告した。

1 話題提供「本研究会の趣旨の説明」（法務総合研究所 松田美智子 研究官）

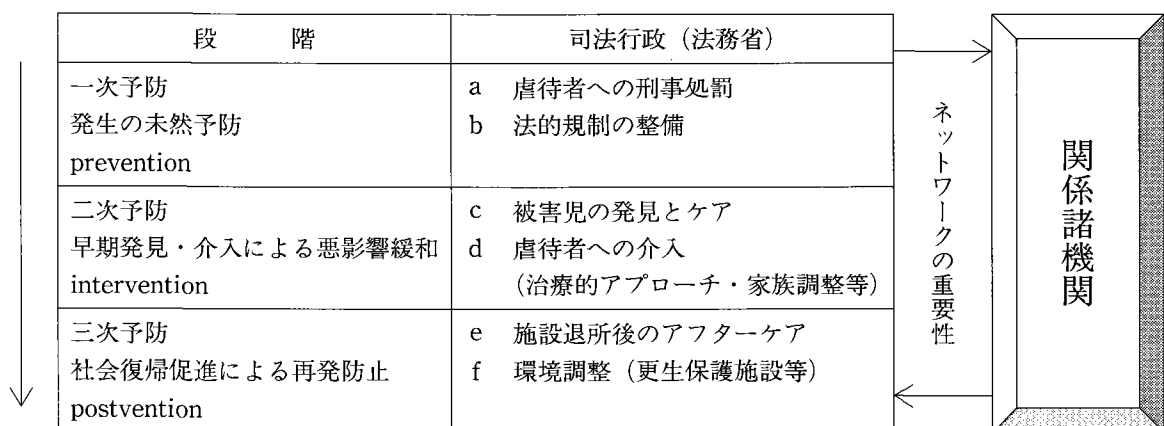
今回、この研究会に、医療、福祉、法律等の各分野で、児童虐待に取り組んでおられる委員の皆様の御参加を得たが、当研究会のねらいは、「児童虐待という視点から、法務省の検察、矯正、保護の現状を考えてみる」ことである。最終的には、児童虐待への法務行政の対応について、何らかの有益な提言ができるところまでたどり着ければよいが、今年度行う研究会においては、検察、矯正、保護における児童虐待の現状の把握と、問題点の整理を目指したいと考える。もちろん、その中で、今後の児童虐待問題への法務省の対応策について、何らかの方向性が得られれば幸いである。

具体的には、研究会において、後ほどお話しする論点について、検察、矯正、保護の現場の実情を、適宜資料や調査結果等に基づいて当方から御説明し、その中の問題点について検討していただきたい。その際には、委員の皆様の調査研究から得られた知見、情報について御提供いただき、より広い視野から問題の検討をしたい。

例えば、虐待を繰り返す親への対応について、私どもがどのような対応をしているか、どのような点に疑問や困難を感じているかを提示し、福祉、医療等の分野では、このような取組みがなされているとか、福祉、医療等における事例から見ると、矯正や保護の対応は、このような点が足りないのではないかとといった情報や御意見をいただきたい。

次に、各回の研究会で取り上げる論点についてであるが、皆様が自己紹介の中で述べられたこと及び今回の少年院在院者における被虐待経験の事例分析で出された問題点について、カプランによる予防精神医学の概念を応用して整理してみた。

論点の整理：司法行政（法務省）から見た児童虐待の問題



注 1 段階分けはCaplan, G.による予防精神医学の概念を応用した。

注 2 他に、全段階を通じて「児童虐待と非行・犯罪の関連性」の解明が課題である。
また、各段階で職員研修の問題がある。

それでは、この枠組みに沿って、問題点を整理してみる。

まず、「一次予防」について、「a 虐待者の刑事処罰」及び「b 児童虐待に関する何らかの法的規制」が論点となる。

二次ないし三次予防については、虐待を受けているあるいはその経験のある子供たちに現場で接している者にとって、色々と疑問や不満を感じる事が多く、まず、「二次予防」に関する論点として、虐待されたあるいはされている子供の発見とケアのあり方（「c 被害児の発見とケアの在り方」）を取り上げたい。あわせて、被虐待児の特性などについても検討したい。

「二次予防」に関する論点のもう一つは、虐待をする親についてである。（「d 虐待者への介入」）。なお、ここでは、一次予防と区別して、治療的アプローチ、家族調整などに限って考えていきたい。虐待をする親には何か特徴があるのか。また、どのような状況に置かれているのかなど、親の側の問題点とその対応について検討したい。親に働きかける際の基本的な考え方についても、親子の統合か、分離かなど、状況に応じていろいろ意見の分かれるところではないかと思われる。

「三次予防」については、「e 施設退所後のアフターケア」及び「f 環境調整」を取り上げて検討したい。

また、注2にあげた児童虐待と非行・犯罪との関連についても、それぞれの現場での御経験に基づいたお考えを伺いたい。

これらの問題点を、研究会の中でどのように話し合っていくかという点については、まず、児童虐待の実態や、親、子ども、あるいは関係機関の抱える問題点を具体的に検討するところから始め、基本的な事実認識を共有した上で、最後に、刑事処罰や犯罪・非行との関連といったテーマを論じていきたい。

2 話題提供「少年院から見た児童虐待問題」（法務総合研究所 古田薫 研究官）

(1) 児童虐待と非行行動との関係

虐待 非行	有	無
有	A	C
無	B	D

左の図は、虐待と非行との関係について、問題の把握を整理するために作成したものである。

① 虐待を受けた子供のうち、どのくらいが非行に走るのか。

$$(A/A+B)$$

現在のところ、日本でこれを明らかにするデータはない。特にBの数を把握することは困難と思われる。

② 非行少年のうち、どのくらいが被虐待児であるのか。（ $A/A+C$ ）

今回の法総研の調査では、仮集計によると約7割を超える者が家族からの何らかの被害を受けているが、より詳細な数字が明らかになるとと思われる。

③ 虐待児が、非行に走るか走らないかの決定要因は何か。（AとBを分ける要因）

さらに、非行以外の問題行動をとる人、とらない人との違いは何か。これについては、Bにあたる事例を積み上げる必要がある。

④ 非行少年のうち、被虐待経験「あり」群と、「なし」群の違いは何か。（AとCを分ける要因）

今回の法総研の調査で「あり」群、「なし」群の比較検討を行い、明らかにしたい。

⑤ 被虐待体験は非行の原因といえるか。因果関係はあるのか。

非行少年の多くは被虐待体験を持つといえるが、被虐待体験を、非行の原因として捉えることができるのか。

今回の法総研の調査により、②④については、何らかの結果が期待できる。①③⑤については、今の

ところわからないのが現状である。

(2) 被虐待児が非行行動に至るプロセス

今回、法務総合研究所で実施した少年院在院者に対するアンケート調査に先立ち、予備調査として、いくつかの少年院の協力を得て、児童虐待の事例を24集めることができた。これらの事例を、非行行動に至るプロセスに着目して分類したところ、次のようになった。

家出・万引きパターン（10事例が該当）

保護者からの暴力→小学校から中学校にかけて家出・万引き→逸脱行動の拡大
家庭内暴力パターン（3事例が該当）

保護者からの暴力→中学校時から家庭内暴力→攻撃行動の拡大
薬物・アルコール依存パターン（9事例が該当）

保護者からの暴力→薬物・アルコール使用→薬物使用に関わる非行
施設入所パターン（10事例が該当）

保護者からの暴力→保護のため施設入所→破綻
少年院入院以前に関係機関が関与していたケース（14事例が該当）

精神疾患関与パターン

少年に精神疾患が認められるケース（4事例が該当）

保護者が精神疾患であるケース（4事例が該当）

*重複する事例もある。

上記は、保護者からの暴力を出発点に、非行行動までを整理してみたものである。これを見る限り、因果関係をたどることができそうである。しかし、保護者からの暴力以前に出発点を仮定すると、破綻した夫婦関係、保護者の未熟な養育態度等が認められ、仮に虐待がなかったとしても、非行に走っていたかもしれない。

また、非行と虐待の関係を明らかにするに当たっては、被虐待経験から非行行動に至るまでの、各プロセスにおける心理機軸の解明が必要である。半数近くの事例に早期の家出が認められ、家出しておなかすくなどして困って万引きに至っており、このような立場に置かれた子供にとっては、自分を正当化する心理が働き、規範意識が低下しやすいことが考えられる。また、大淵健一氏の指摘する「パラノイド認知」（人を傷つける心「攻撃性の社会心理学」サイエンス社、1993）西澤哲氏の指摘する「攻撃者への同一化」（子どもの虐待「子どもと家族への治療的アプローチ」誠信書房、1994）も、被虐待経験が非行行動に至るプロセスを理解する手がかりになる。はたして、暴力が暴力を生む構造があるのか、今回の当所の調査で明らかにしたいところである。

その他、上記のプロセスを分類する作業を通して気がついたことは、被虐待児は、非行行動により発見されるが、その時点では、非行行動に焦点が当てられ、その背後にある被虐待にまつわる感情の混乱へのアプローチが十分ではないということである。少年院に収容される年齢になると、虐待行為を受けていたのは過去のこととなり、表立った問題としては出て来にくくなる。

また、少年院入院前に児童相談所等の関係機関が関与していた事例は多い。しかし、施設入所の措置がとられていても、社会適応能力が十分に発達できていないこともあり、公的援助に乗れないケースがあることに加え、関係機関の関与の仕方について、細切れの感が否めない。

精神疾患が関与している事例では、虐待を受けたため精神症状が表れたのか、子供の精神症状が虐待

を誘発するのか、見極めた上での援助が重要である。

(3) 虐待する親の問題

次に、収集した24事例から家庭の特徴を探ると、次のようになった。

- ① 離婚→12事例が離婚， 3事例が別居
- ② 核家族→22事例が核家族
- ③ 保護者の性別→母のみ4事例， 父のみ8事例， 父母10事例， その他2事例

事例から見る限り、ほとんどが核家族で、6割超が離婚や別居を経験している。虐待する親は、母親のみという事例は少なく、父母双方によるもの、父によるものが多い。坂井聖二氏は、虐待をする親のタイプを分類しているが、24事例を当てはめてみたところ、以下のようになり、タイプ7に該当する事例が多く認められた。時には母にも向けられる父の激しい暴力や父母双方による虐待が多いのであれば、非行少年の経験する虐待は、逃げ場のないものであることが予想される。

<虐待をする親のタイプ> (坂井聖二「児童虐待への介入」)

タイプ1…育児不安から乳児への虐待をしてしまう親。虐待への罪悪感が強く、悩む。

(該当無し)

タイプ2…完全主義の親。しつけに関し常識を超えた厳しさ。基本的対人関係には問題なし。

(1事例)

タイプ3…子供への愛情が欠如している親。母自身の成育歴も満たされていない。

(該当無し)

タイプ4…独善的で常識を超えたしつけ，暴力衝動をコントロールできない親。反省・自覚無し。

(2事例)

タイプ5…人格的に幼く，社会性に欠ける親。父母双方の関与。若年。

(1事例)

タイプ6…性格障害のある親。親自身に被虐待体験。治療への動機付けはきわめて低い。

(3事例)

タイプ7…激しい暴力衝動をもつ親。父親に多い。ほとんど継父。配偶者も被害者。

(7事例)

タイプ8…明らかな精神障害をもつ親。身体的虐待よりネグレクトが多い。

(3事例)

タイプ9…性的虐待の親。ほとんど父親。一見正常。性的にだらしが無い。

(1事例)

(4) 被虐待経験がトラウマとなっている非行少年のケア

先に、少年院に収容される少年にとって、被虐待経験は過去のものとなるケースが多いことを述べたが、被虐待経験のある非行少年のケアを考えるにあたって、ここで、非行少年は、次の②③のステージに位置することを確認したい。

— 児童虐待の3つのステージ (医学博士本間博彰の資料による) —

I 強力な介入を要する時期 (Critical Phase)

生命・身体的危機が強く想定される時期。児童の年齢が低く、優先すべきは、生命の危機や外的危害から守ること。

II 慢性化した危機 (Chronic Phase)

暴力が日常化した時期。疑問や戸惑いから、無力感やあきらめ、暴力に対して鈍感になる時期。失敗、誤解、復讐の念などの問題に巻き込まれ始める。

III 虐待によるトラウマが主役を演じる時期 (Manipulative Phase)

親からの直接的な暴力は起こりにくくなるが、トラウマが様々な問題行動として現れる。親子の力関係が変わり始める時期。

次に、話題提供者の臨床上の経験も含め、被虐待経験をもち非行少年に固有の問題を、以下のようにまとめてみた。

- ① 自己評価・自尊心がとても低い。
- ② 自傷・自殺企図の経験 (24事例のうち13事例にも認められた。)
- ③ 不遇感・被害感・不信感がとても強い。
- ④ 愛情欲求がとても強い。
- ⑤ 自分のことで精一杯
- ⑥ 繰り返される特定の対人関係のパターン

どれも非行少年に見られる傾向であるが、被虐待経験を持つ少年の場合、より重症であるとの印象を受ける。今回の当所の調査では、MJPIの得点も尋ねており、被虐待経験を持つ少年固有の人格特徴が出るか、確かめておきたいところである。

もう1つ、少年院に収容された被虐待経験者に対するケアを考えるにあたっては、その少年が非行において加害者であり、虐待において被害者であるという二重性を考慮する必要がある。

特に非行少年の場合、時に、自分は被害者であることを言い訳に、非行の反省が進まない場合もあるし、また、自分の対人関係のまずさを考えさせる際に、被虐待経験と正面から取り組まなければならないこともあるので、次の3点を識別し、少年の自我の成長の度合い、教育目標の達成度を見極め、虐待の問題を取り上げていかなければならない。

- ① 非行の問題と虐待の問題を切り離すアプローチ
- ② 被虐待児としてのケアを優先させるアプローチ
- ③ 虐待の被害者でもある苦しみ・恨みを受容しつつ、加害者としての自分自身に目を向けさせるアプローチ

さらに、虐待の事実確認のむずかしさがある。これには、被虐待者本人が認めない場合、保護者が虐待行為を認めない場合、周囲の人間が虐待行為を認めない場合、が考えられる。親からかわいがってもらえなかったということは子供にとっては認めがたいことであり、少しでも親の愛情を見出していこうとする。また、勇気を奮って子供が虐待を訴えたとしても、親が全く取り合わなかったり、大人同士でかばいあうこともある。こうした中で、家族の調整をしていくのは困難な作業である。

ところで、少年院においては被虐待問題は、問題がデリケートであるだけに、もっぱら個別処置 (個別カウンセリング、箱庭療法、作文、内省ノート等) において、取り上げられてきたように思う。少年院に収容されている少年たちに被虐待経験を持つ者が少なくないことや、虐待問題の認知度が高まって来た昨今、例えば問題群別指導のカリキュラムに組み入れるなど、治療・教育プログラムの再検討をする余地があると思われる。

(5) いかにして、少年院から社会に帰すか

社会復帰、家族統合については、今後の研究会にテーマが設定されており、ここでは、問題提起にと

どめる。

① 保護者への働きかけの困難性

- ア 過去にさかのぼらなければならない。
- イ 今の時点で、親は加害者ではなく、少年の非行に振り回された被害者という認識がある。
- ウ 親と子で、虐待行為について認識の差がある。
- エ 少年は、施設に隔離されており、保護者との接触が希薄となる。

② 家庭に帰れない少年の処遇

- ア 本人は帰りがっているが、客観的に見て帰すのは望ましくないケース
- イ 本人は帰りがっているが、家族が本人を見捨て、引取りを拒否しているケース
- ウ 本人は帰りたくないが、家族が引取りを望むケース

③ 関係機関との連携

被虐待体験によるトラウマの治療は時間がかかる。少年院在院期間では到底足りない。

最後に、なぜ、児童虐待と非行の関連を取り上げるのかというと、児童虐待への適切な対応は犯罪・非行の抑止につながるのではないかと考えるからである。つまり、早期に児童虐待から救うことで、本人が犯罪、非行に走ることを抑止できるのではないかと、また、被虐待のトラウマに対して手当てをすることが、本人自身や本人以外への被害の拡散を防止できるのではないかと考えるからである。

3 討論

引き続き、研究会の席上では参加者による意見交換が行われたが、ここでは主な意見を要約し、話題別にまとめて紹介する。

(1) 研究会の性格

児童虐待と非行との関連を検討するに当たり、法律・医療・福祉の専門家、児童自立支援施設・子どもの虐待防止センターの実務家の方々をお迎えすることができた。

- ・ 法律の立場からは、児童虐待に対して刑事政策的なアプローチの可能性について、医療の立場からは、臨床での被虐待児の心身への治療の他、保健医療、福祉、警察、家裁等の連携の必要性について、福祉の立場からは、福祉の現場においても「虐待」の定義や認識に差があること、アメリカにおいても、家族の統合を目指すのか、分離やむなしと割り切るか、考え方がさまざまであることなど、各立場からの紹介があった。
- ・ 児童自立支援施設の実務家からは、実際に子供はどう思っているのか、子供の将来はどうなるのかといった視点や、処遇する側が子供とどれだけ接することができるかが大切であること、子どもの虐待防止センターの実務家からは、受ける電話相談の8割は、虐待してしまうかもしれない不安を訴える母親からのものであり、虐待する側を支援するシステムの必要性についての問題提起があった。
- ・ 以降の研究会は、以上の外部からお迎えした先生方を始め、法務総合研究所の検察、矯正、保護出身の研究官による報告を中心に、討論を進めることとなる。

(2) 「児童虐待の防止等に関する法律」について

- ・ 児童虐待が大きく社会問題として取り上げられるようになったことを背景に、児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法という）が、平成12年5月24日に公布された。

児童虐待防止法の立法過程でも話題となった「虐待罪」の導入については、慎重な検討が必要である。

なぜなら、第一に、罪を問われて刑務所に行くことになっても、刑務所では子育ての勉強が可能な

いこと、第二に、子供を守ることと親を罰することを、同じ法律の中には入れられない。罰の法は「疑わしきは罰せず」であり、保護の法は「疑わしければ守る」であり、両者の姿勢は相反する。

- ・ 虐待する側に対する方策であるが、今回の法律では、知事の勧告という形で、行政内で行うこととなった。^{*1}しかし、実効性も乏しく、司法が親に（治療）命令を出す方向に持っていったほうがよい。アメリカでも、児童虐待で親が刑事処分になる率は低く、処罰よりも治療命令の方が有効である。

^{*1} 児童虐待防止法第11条（指導を受ける義務等）児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。2 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。児童福祉法第27条第1項第2号 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは、当該都道府県が設置する児童家庭支援センターの職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センターに指導を委託すること。

第2 第2回「被虐待経験のある非行少年の親に対する治療的介入」

第2回の研究会のテーマは、虐待する親に対するアプローチをめぐる諸問題を検討することである。まず、「首都圏一般人口における虐待調査から、虐待への介入・支援を考える」というテーマで、大原美知子氏からパワーポイントを使用しての発表をいただき、虐待する母親の実態を知り、それを踏まえながら、被虐待経験のある非行少年の親に対する治療的介入の在り方を検討した。

1 話題提供「首都圏一般人口における虐待調査から虐待への介入・支援を考える」

(東京都精神医学総合研究所 精神保健福祉士 大原美知子 氏)

児童虐待は近年の社会問題のうちでも、最も関心を集めているものの一つであるが、その全体像についてはいまだ十分に把握されているとは言いがたい。そのため、どのように介入・対処したらよいかを推定することも難しく、実効的な対策を立てることを遅らせている。社会福祉法人子供の虐待防止センターでは平成10年度より社会福祉医療事業団の助成を得て、「首都圏一般人口における疫学調査」を行ってきた。満6歳以下の子を持つ母親を対象に、虐待のリスクファクターを検討することをその目的とし、虐待加害者としての母親に対し、どのような支援を行うことがより有効かも併せて検討した。

方法：サンプルの抽出方法は層化二段無作為抽出法を用いた。回収率は64.1%、回収数は1538であった。

対象者数と方法

- 抽出方法 層化二段無作為抽出法(調査地点は120地点)
- 調査方法 郵送配付・訪問回収
- 調査期間 平成11年10月15日~11月7日
- 回収状況 標本数 2400
回収数 1538
回収率 64.1%

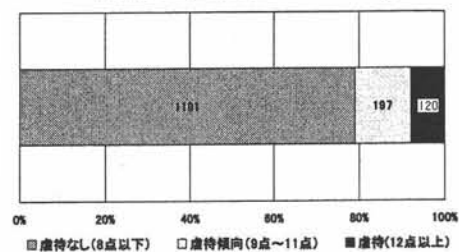
調査項目：

- (1) 人口統計学的データ
- (2) 母親が育った家庭の家族環境、親子関係、現在の家族環境
- (3) 産後抑うつの有無
- (4) 母性意識(母親アイデンティティ)
- (5) 子供への有害な行為
- (6) 解離傾向の有無

虐待行為を表わす項目は岩井らによる先行研究「児童虐待とその対策」を参考とし、それに実際に虐待経験を持つ当事者グループ(MCG Mother and Child Group)の協力を得、以下のように設定した。

・泣いても放っておくことがある・食事を与えないことがある・蹴ることがある・大声で叱ることがある・お尻を叩くことがある・手を叩くことがある・頭を叩くことがある・顔を叩くことがある・つねることがある・物を使って叩くことがある・物を投げつけることがある・子供を傷つけるようなことを繰り返し言うことがある・浴室などに閉じ込めることがある・家の外(ベランダなど)に出すことがある・子供を家においたまま出かけることがある・裸のままにしておく・子供の体に

虐待重症度(N=1508)



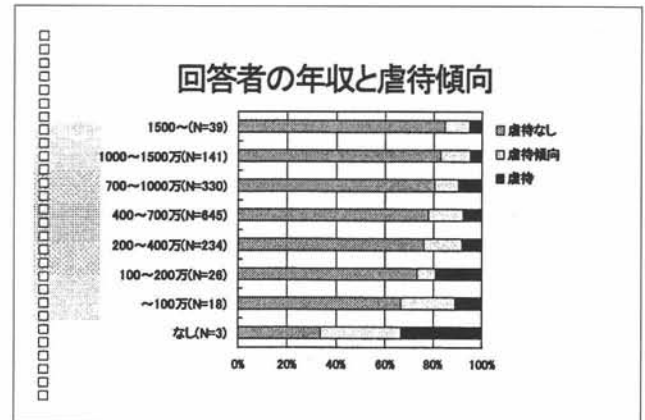
強く噛みつくなど17項目を設定した。項目の信頼性分析を行ったところ、Chlonbach のアルファ係数は0.774であった。

時々ある・しばしばあるの答えを得点加算化し、虐待得点とした。虐待得点の平均値は5.9 (SD3.7) であった。今回10点から12点の層が占める割合が10.8%と高かったため、カットオフポイントを昨年度の予備調査より一点高い12点とし、12点以上を虐待群とし、8点以下を虐待なし群、9点から11点を虐待傾向群とした。虐待群、虐待傾向群を合せると約20%となり、5人に1人の母親に虐待傾向が見られた。

(1) 回答者の属性と虐待傾向：

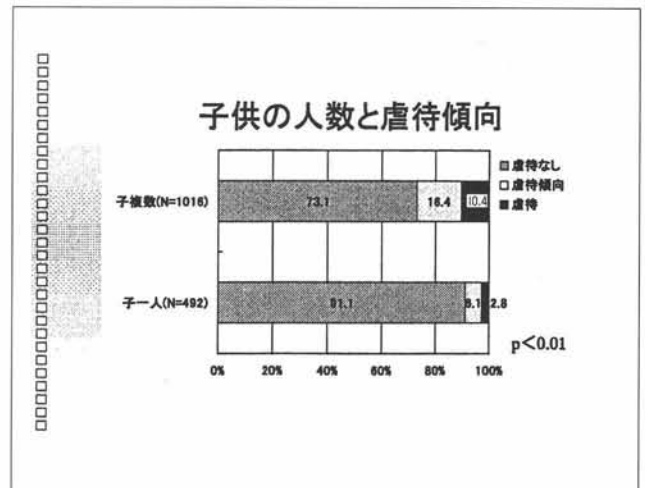
母親の年齢、住居形態、家族構成、婚姻状況と虐待傾向に差は見られなかった。

年収による虐待傾向は統計的には有意ではなかったが、年収が低くなるにつれ虐待・虐待傾向群の割合が高くなっていった。



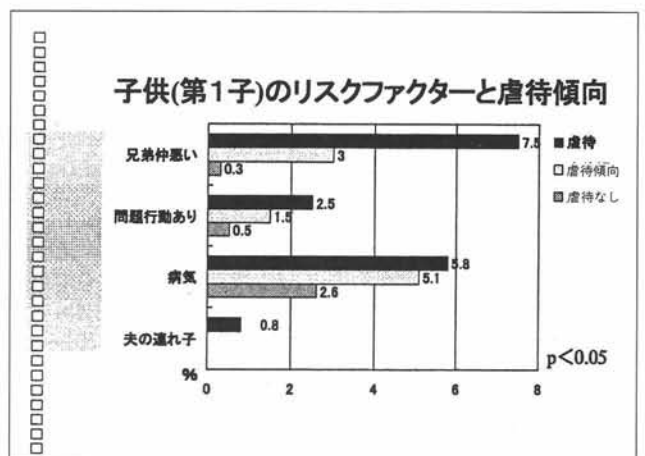
(2) 子供の人数と虐待傾向：

子供の人数と虐待傾向では、複数の子供がいる場合は、子供が一人の場合に比べ、虐待・虐待傾向群ともに高かった ($p < 0.01$)。複数の子の育児はやはり母親に負担感を抱かせている可能性が高かった。



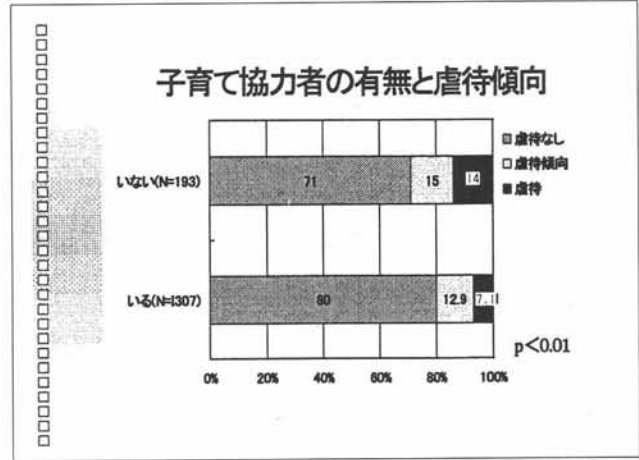
(3) 子供の側のリスクファクターと虐待傾向：

子供の側の要因として「病気である」「夫の連れ子である」「問題行動がある」がある場合、虐待群である傾向が高かった。電話相談をしてくるお母さんの中には障害児を抱えた方からの相談も多く、子供の側からの育てにくさなども虐待のリスクファクターになることが今回の調査でも裏付けられた。



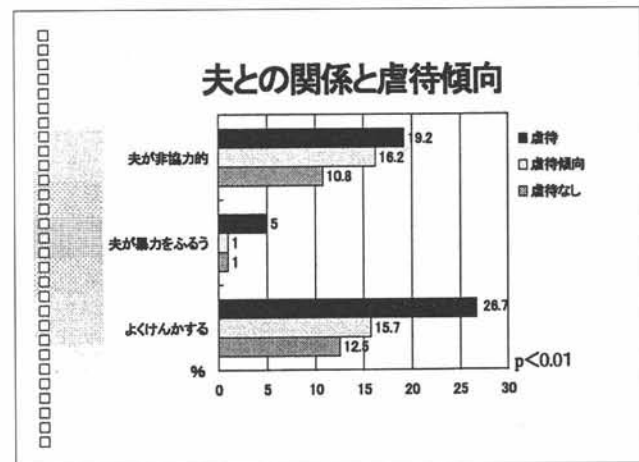
(4) 母親のソーシャルサポートと虐待傾向：

子育て協力者がいないと答えた母親の方が虐待群・虐待傾向群に属する割合が有意に高かった。また、育児に関して援助してくれる人がいないと答えた人は全体の12.9%であり、虐待群・虐待傾向群が有意に ($p < 0.01$) 高かった。相談相手と虐待傾向では近所の人や夫に相談するのは虐待傾向群の人が多く、夫に相談しないのは虐待群であった。



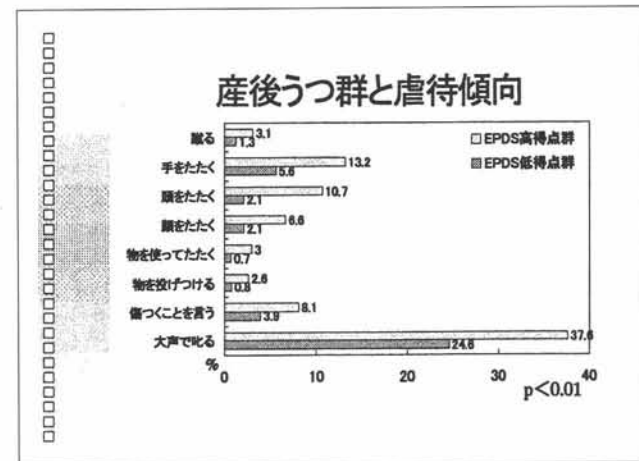
(5) 夫との関係と虐待傾向：

実際に援助してくれる人がいないと答えた割合で、最も多かったのは虐待群であり、夫からの援助を受けられない群も同じ群であった。夫からの協力が得られず電話相談してくる母親は多い。仕事で帰りが遅いという理由のほか、夫自身が育児に関わらない、関われないことから、子育ては全て母親への負担となる。妻は病気になっても、這ってでも子供の面倒をみなければならず心身の疲労から子供へ当たることになりやすく、それがまた、子供に対する負い目となり自分を責めるといふ悪循環を生んでいるといえる。



(6) 産後うつと虐待傾向：

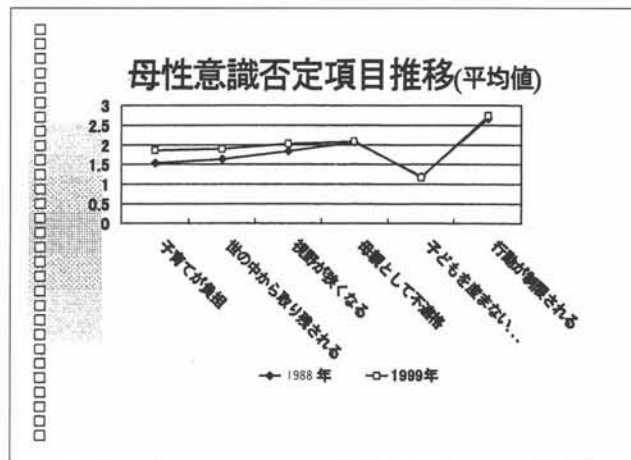
母親自身の抱えている精神健康を EPDS (エジンバラ産後うつスケール, Cox 1987) を用いて検討した。本調査ではカットオフポイントを先行研究と同じ 8/9 とし、8 点以下を「低得点群」、9 点以上を「高得点群」(産後うつ群) とした。その結果、高得点群は全体の13%であった。産後うつと虐待との関連では高得点群は低得点群に比べ、虐待行動の多くの項目で虐待行動をとる比率が高かった。産後うつに限らず、うつと虐待の関係ではいくつかの先行研究が行われており、



Laheyら (1984) によると、虐待行為を行っている家族は行っていない家族と比べてうつの度合いが高いことや、Colletta (1983) は19歳以下の母親を対象に調査を行い、うつ状態が認められた母親はそうでない母親に比べ、我が子に敵意を抱きやすく、無関心・拒否的であることなどの報告がなされている。

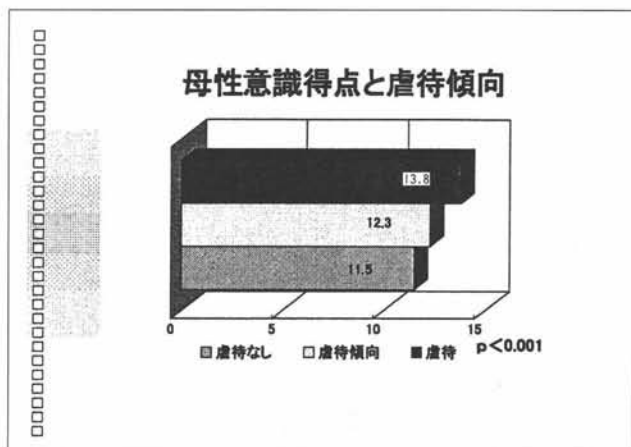
(7) 母性意識の推移：

母親としての役割受容がどのようになされているのか母性意識尺度（大日向雅美，1988）を用いて検討した。母親であることの肯定的意識と否定的意識の2側面を測定するものであるが，今回はそのうちの母親としての消極的・否定的意識を測定する項目を用いた。大日向の行った調査（1988）と比較し，10年間の母性意識の推移を見たところ，「子どもを生まないほうがよかった」を除いた全ての項目で，今回調査の方が高くなっており，子育てに対する否定感が高くなっていることが理解された。



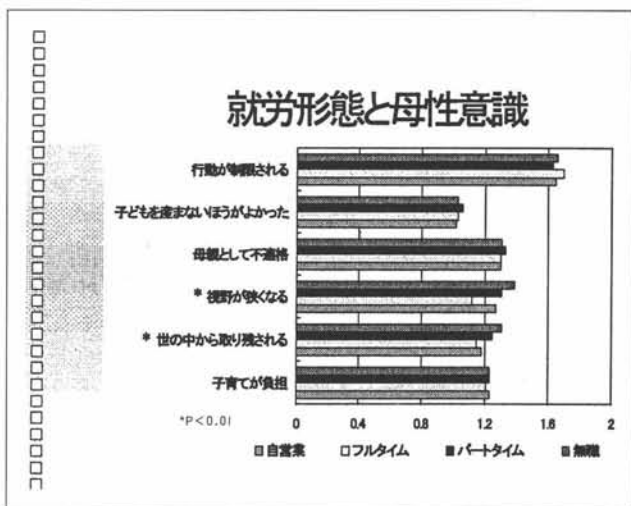
(8) 母性意識と虐待傾向：

母性意識と虐待との間に関連があり，母性意識否定感が高いほど虐待傾向も高かった。母性意識各項目ごとに見たところ，「子育てが負担」「母親として不適格なのではないだろうか」「子どもを生まないほうがよかった」とより否定感が深刻な項目に虐待との関連がうかがえ，また，その割合は約30%と母親の3人に1人が子育てに自信を持っていない状況も見られた。



(9) 母親の就業形態と母性意識：

母親の就業形態と母性意識とに関連が見られるかを検討したところ，差が見られた項目は「視野が狭くなる」「世の中から取り残される」で無職（専業主婦群）が最も高かったがこれは当然のことと推測される。厚生白書によると少子化の一因として母親の仕事と子育ての両立の負担をあげているが，今回の調査では子育ての負担感と就業形態による差は見られなかった。

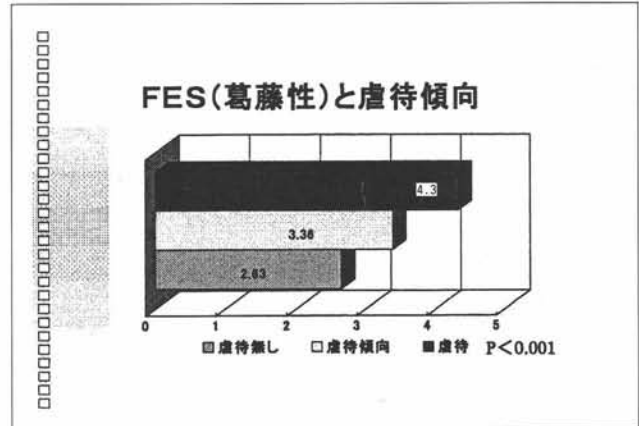


(10) 母親の生育環境と虐待傾向：

母親自身の生育環境と虐待との関連を見るため、FES（家族環境スケール）とPBI（親子関係検査）両尺度を用いて検討した。

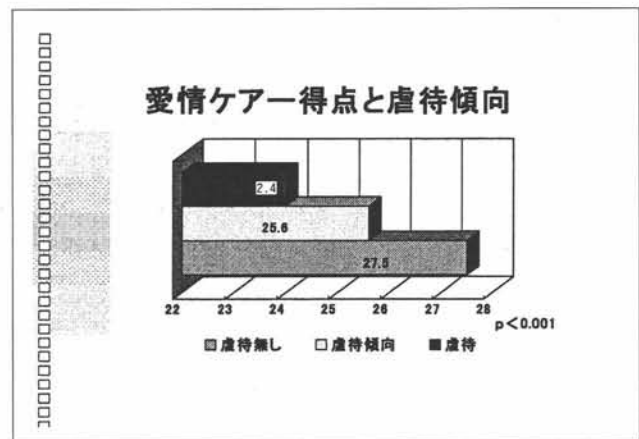
(11) FES（葛藤性）と虐待傾向：

家族環境スケールはMoosらにより開発されたもので家族を個々の構成員の「環境」と位置付け、対象者が成育した家族の「気風」ないし「雰囲気」を多面的に自己査定するものである。オリジナルで10、日本語版で8のサブスケールがあるが、今回その中から当該家族の暴力傾向を見る「葛藤性」スケールを用いた。実家及び現在の家族の葛藤性を分けて検討したが、いずれも虐待に影響を与えていた。



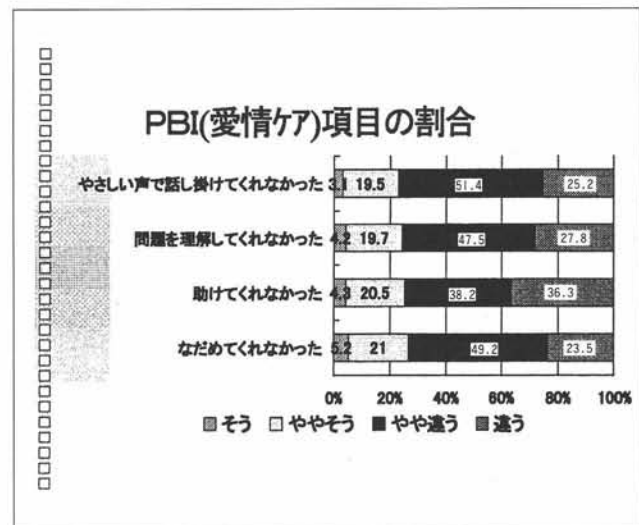
(12) PBI（親子関係検査）と虐待傾向：

親子関係検査は、Parkerらによって開発され、自ら受けた養育体験をさかのぼって評価するものである。「愛情と無関心及び拒絶」と「過保護と自立性の促進」の2尺度から構成されている。愛情ケア尺度は自身の親から受けた愛着・暖かさ・共感・親密さを計るものである。虐待する母親は自分の親から愛されなかったという「世代間連鎖」を検討したところ、3群間で有意な差が見られ、「世代間連鎖」の可能性が示唆された。



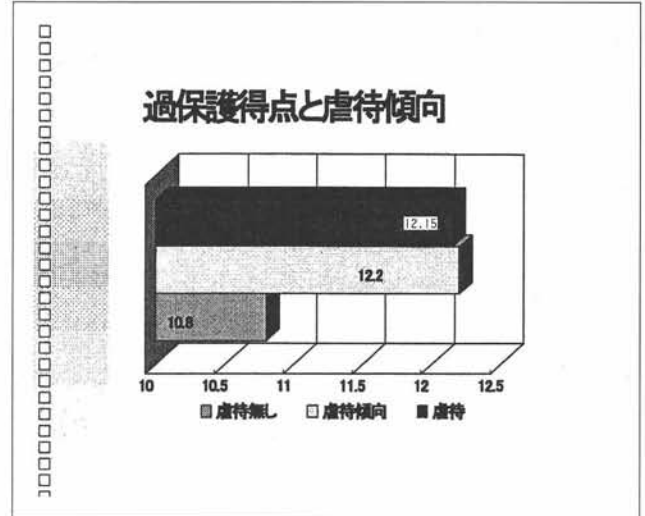
愛情ケア一項目全てに虐待との関連が見られた。そのうち、「私のお母さんは助けてくれなかった」など否定感が高かった項目を見たところ、「そう」「ややそう」をあわせて全体で20~30%の人が、愛情ケアを受けていないと認知していた。

また「私に望まれていない子と思わせた」では「そう」「ややそう」と答えた人の虐待群・虐待傾向群の割合は「違う」「やや違う」と答えた人の2倍以上であり、虐待の電話相談で、親から「おまえなんかいない子だった」と言われたとの話を裏付けるものであった。



(13) 過保護尺度と虐待傾向：

過保護・過干渉尺度は、コントロール、侵入、過剰接触、幼児扱い、自立の妨害の度合いを測るものである。昨年の子備調査では愛情ケアと同様な結果が得られた。しかし、今回の調査では、虐待なし群と虐待傾向群とで差が見られたが、虐待群とでは見られなかった。過保護と虐待傾向との関連について何らかの可能性は推察されるが、その解釈については今後の検討課題である。

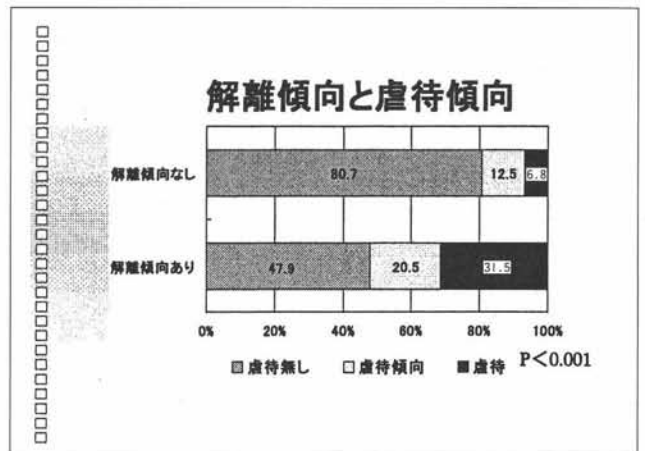


(14) 解離傾向と虐待傾向：

最近児童虐待の被害者に心的外傷後ストレス障害(PTSD)が生じることが報告されつつある。そしてまたその被害者が成人に達して以降自分の子どもに対して育児困難を抱えやすいことが指摘されている。PTSDの症状の一つである「解離」に焦点をあて、虐待との関連を検討した。今回標準化された尺度は質問紙の枚数制限もあり採用できなかったが、近似する方法として5つの質問を設定し、解離傾向を見た。

- ### 解離傾向
- 子供を叱っているとき、いつどうしてたたいたのか思い出せないことがある
 - 子供を強く叱るとき、普段の自分と全く違うので、まるで別の人間のように感じられる
 - 育児をしているところをあたかも他人を眺めるように自分の育児行動を見失ってしまうことがある
 - 育児の行程の一部(または全部)を覚えていないことに気がつく
 - 実際に起こっていると思えるほど空想や白屋夢に引き込まれることがある

「まったくない」1点、「時々ある」2点、「しばしばある」3点の加算得点の平均値は0.58点、(SD1.0)であった。カットオフポイントを3/2とし、3点以上を暫定的に「解離傾向あり」とし、虐待傾向との関連を検討した。その結果「解離傾向あり」は「同なし」に比べ、虐待群の比率が4倍以上となり、虐待へ影響を及ぼしていることが理解された。



考察とまとめ：

本調査においては、虐待に影響を及ぼしているのではないかと経験的に感じているものを主として調査項目として取り上げた。その結果全ての項目に虐待との関連が見られた。虐待に関連する要因を重回帰分析で検討したところ、子供の数・愛情ケア得点・兄弟仲が悪い・EPDS得点等が選択されたが、重相関係数は0.21と説明率は高いとはいえなかった。このことから、今回の調査のほかにリスクファクターが存在している可能性もあるといえる。このように限界のある調査ではあるが、加害者である母親をどう支援したらよいかを以下のように考察した。

① 母親自身のメンタルヘルスへの支援

EPDS（抑うつ）やPTSD（解離）傾向が査定されれば、精神的な支援が可能となる。アメリカではうつ症状の治療に抗うつ剤とカウンセリングの併用による効果が報告されている。これらの治療を標榜している治療機関は多くはないが、今後期待できるのではないと思われる。

② 母親へのサポート資源の開発・提供

育児をしている母親の負担を軽減できるような実際的な支援が望まれている（家事・育児への援助をしてくれるヘルパーやシッターの派遣等）。

③ 子育てスキルのトレーニング

子供の面倒をどう見たらよいか、どう遊んでやったらよいかわからないなど、周りから支援を受けられず孤立して育児をしている母親のスキルトレーニングも必要である。

④ 母親への個別・グループケア

母親自身が自らの母親から愛されていないという愛着形成不全を解決するには、まず母親自身に受け入れられることや自己肯定感を再度体験してもらう必要がある。そのための場や専門家のケアを受けられる保障が不可欠である。

アメリカではNPOによる妊娠中のハイリスク家族（例えば若年者の妊娠、単親家庭での子育てもしくは家族から援助が受けられない家族）に対して育児の講習やグループワーク、個別相談が受けられる。出産後もボランティアによる家庭訪問など具体的・心理的な支援が受けられる。

事例にもあげたように、実際に虐待が疑われるケースについての介入は大変難しく、我が国においても公的介入は児童相談所がその責を負っている。児童虐待防止法の成立により、関係機関の通報義務はようやく明文化されたが、罰則規定はなく、対処・処遇についての連携はまだまだ暗中模索の段階であるといえる。虐待の遷延化（はっきりとした身体的な虐待がない場合）による被虐待児への影響の調査研究も含め、関係機関のより積極的な介入が望まれる。

カナダ、バンクーバーで虐待へのカウンセリング活動をしているNPO団体VISACで行われているChild Family Programには、次のような原則がある。

「適切な介入は将来起こる虐待のリスクを軽減させる」

これをもう少し広い意味で言い換えると

「適切な介入は将来起こる非行のリスクを軽減させる」といえる。

3 被虐待経験のある非行少年の親に対する治療的介入の在り方（討論）

引き続き、研究会の席上では参加者による意見交換が行われたが、ここでは主な意見を要約し、話題別にまとめて紹介する。

(1) 虐待をする母親の問題について

- ・ 関係機関に不信感の強い母親、防衛的な母親、攻撃的な母親といったケースの場合、関係者も手を出すのをためらってしまう。子供にとって信頼できる大人が周囲にいるかいないかが、被虐待児が非行に走るか走らないかの分かれ目になるように思われる。早め早めの予防が大切である。
- ・ 母親の置かれている状況を見極め、強権的でない介入の仕方もある。母親から心配事を聞く、生育歴を聞くなどして信頼関係を築くことであろう。しかし、児童相談所は敵と受け止めている母親もいて、時間もかかる。
- ・ 特に虐待が現在進行中で、生命の危機が予見されるときは、かなり強力に、強権的に関わらなくて

はいけない。

- ・ 施設に収容されているケースの場合、家に戻すか戻さないかについて、「子供を帰してほしいなら〇〇しなさい。」というような家庭裁判所の指導があってもよい。
- ・ 子供の虐待防止センター主催の虐待を行っている母に対する援助グループに MCG (Mother and Child Group) というのがある。ここには、児童相談所から参加を勧められた母親、もう一度子供といっしょにやりたいという意欲のある母親がくる。親が子供ともう一度やっていきたいかどうか、意欲の有無をアセスメントし、援助の方法を考える。

(2) 虐待をする親への介入のタイミング

- ・ 虐待をする親に対して、どの程度の虐待で介入が必要と考えたらよいであろうか。虐待をしつきの延長として考える親もいて、どの時点でどこまで介入するか、見極める必要がある。まず、介入の目標、つまり「この家族にどうなって欲しいか」という見通しを、援助する側が持つことである。第一に、児童福祉法28条*で親子分離するとしても、他に兄弟がいた場合、その子の世話をどうするか。第二に、民生委員や金銭援助など、様々な援助の選択肢の検討。第三に、親に対しては、だめ出しや指示ばかりではなく、がんばっている部分も認めていくなどして、親への接触を維持していく必要がある。
- ・ 子供たちが周りに出す助けを求めるサインを見逃さないことであり、それが介入のタイミングといえる。子供たちが周りに助けを求めても、誰も何もしてくれないのであれば、虐待を受けた子どもの大人に対する不信感も強くなる。
- ・ 母親が子供に食事を与えない、という行為について、子供が言うことを聞かないからこのくらいしてもしょうがないという事例と、虐待事例とが考えられるが、その判断を誰がするのか、かかわりの目標、誰が関わるのか、こういったことをはっきりさせる必要がある。

* 児童福祉法28条〔保護者からの隔離措置〕保護者がある児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。1 保護者が親権を行う者又は後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。2 保護者が親権を行う者又は後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

第3 第3回「被虐待経験のある非行少年の社会復帰援助」

我が国では、非行少年及び犯罪者に対する社会復帰援助機能のうち、矯正施設の外で行われる部分を、主に更生保護が担っている。第3回では、標記を中心に、更生保護が児童虐待に対し、これまでどのように対処してきたかを振り返った。次に、児童福祉の領域で触法児童等に対する処遇を行う児童自立支援施設の現場から、被虐待児の社会復帰援助がどのように行われているかについて、国立武蔵野学院の西嶋嘉彦氏に御発表いただいた。続いて、これらの話題提供で提起された問題点を踏まえ、今後、標記について非行少年及び犯罪者の処遇機関が果たし得る役割と課題を検討した。

1 話題提供「被虐待経験のある非行少年の環境調整」(法務総合研究所 横地環 研究官)

(1) 更生保護の機能と環境調整

更生保護とは、非行少年・犯罪者に対する社会内処遇の機能及び制度の総称である。社会内処遇の枠組みを支える仮釈放審査・決定等の機能は地方更生保護委員会が担い、社会内処遇そのものは保護観察所が行っている。社会内処遇は2つの側面、すなわち(a)本人に対する直接的な働きかけと、(b)本人を取り巻く環境の整備(対人関係の調整と社会資源の活用)とに大別され、主要な4種類の保護観察においては両方の機能が同時に働くことが期待される。

図1は、これら4種類の保護観察について社会内処遇の機能を整理したものである。②と③では、非行少年・犯罪者本人が矯正施設に入っている間に、本人釈放後の社会復帰が順調に進むよう、社会内で環境の整備が行われており、これを環境調整と呼んでいる。

図1 非行・犯罪者に対する社会内処遇の機能

①少年	保護観察処分(a+b)	
②少年	少年院在院中の釈放準備(b)→仮釈放後のアフターケア(a+b)	a+b=保護観察
③成人	刑務所在所中の釈放準備(b)→仮釈放後のアフターケア(a+b)	b=環境調整
④成人	保護観察付執行猶予(a+b)	

(2) 被虐待経験のある非行少年に対する社会内処遇

これまでのところ、被虐待経験を持つ保護観察対象者を特別に類型化し、まとめて扱った文献はない。そこで、過去に保護局、矯正局等がまとめた事例集や「更生保護と犯罪予防」誌に紹介されている処遇事例を洗い直し、保護観察対象者が明らかに被虐待経験を有していた事例を拾ってまとめたのが資料1・2である。なお、虐待の疑いが濃いのが、児童虐待防止法でいう虐待の定義に合致するかどうか確認が得られなかった事例は、資料には含めていない。虐待に関する処遇者側の認知が高ければ、これらの多くは虐待事例として記載された可能性がある。

資料1・2から、非行少年の被虐待経験に対処する保護観察及び環境調整を行った事例に共通して見られた特徴は、以下のとおりである。

- ・ 女子事例の比率が高い(ほぼ半数)。
- ・ 虐待の種類は、全種類が認められるが、最も多いのは身体的虐待である。その中には、「体罰」、「せっかん」を名目とするものも散見される。
- ・ ほぼ半数の事例で、親に飲酒の問題があるとされている。

- ・ 家族との再統合を目指した事案と、家族からの分離を目指した事案は、ほぼ同数である。

次に、資料1・2から、被虐待経験を持つ非行少年が対象者となった保護観察処遇において見られた特徴は、以下のとおりである。

- ・ 保護観察対象者の年齢が低い（中学生）場合、保護観察開始後も虐待が継続していることが多い。
- ・ 処遇側に、虐待であるとの認知は乏しい（特にネグレクトの事例）。
- ・ 親に対する直接指導より、多様な環境整備が効果を上げている。

資料1から、被虐待経験を持つ非行少年が少年院に送致されている間の環境調整と、それに続く仮釈放後の保護観察において見られた特徴は、以下のとおりである。

- ・ 少年院は、施設内の本人に対する処遇と連動し、親に対する働きかけを行い、効果を上げている。
- ・ 親元以外に帰住先を設定したり、就労先を開拓するといった、地域の社会資源を利用する形の環境調整は保護観察所が行い、効果を上げている。更生保護施設¹がよく活用されている。
- ・ 環境調整の機能を、福祉機関（児童相談所・児童養護施設）が果たしている事例もある。
- ・ 施設内処遇から仮釈放後の処遇への移行、処遇する側のバトンタッチの際に、十分な意思疎通を図る必要がある。

(3) 虐待加害者に対する社会内処遇

児童虐待の加害者が刑事処分を受け、刑務所に入ったり（図1の③）、保護観察を受ける（図1の④）場合があるが、このような虐待経験を持つ保護観察対象者の事例をまとめて扱った文献はない。そこで、被虐待経験者についてと同様の方法で過去の文献から事例を探したところ1件しか見つからなかったが、これに最近の新聞記事に紹介された事例を加えたのが資料3である。

たった2事例ではあるが、これらに共通するのは、当該犯罪行為が、被害者の立場に立って見れば、児童虐待であるとの認知が処遇する側になく、処遇が行われていたと思われることである。

(4) 結論

事例集としてまとめた出版物から、虐待関連事例を洗い出すという、射程範囲の狭い方法を取ったため、実際に更生保護が扱ってきた虐待関連事例のごく一部を検討したに止まった。厳密な結論は出せないが、これまでのところ、児童虐待に関する処遇関係者の認知は、低い水準にあると言わざるを得ない。今後、処遇関係者の認知水準を上げることによって、より多くの事例を虐待事例であると認知することが第一の課題であり、これに併行して、効果的な対策の検討と実践のための体制づくりが必要になろう。これは、被虐待者・虐待者双方の処遇について言えることである。

2 話題提供「被虐待児の社会復帰援助について」（国立武蔵野学園調査課長 西嶋嘉彦 氏）

(1) 事例に見る処遇上の問題点

被虐待児が後に非行少年となっていく場合、その経過には様々な要因がからまっている。この流れの全体像を具体的に示すため、最近の法整備がなされる以前の、ある施設における少年の処遇事例を紹介したい。

少年は、幼少時から、実父による暴力のため、何度も警察に保護され、一時保護の対象となった。実父母は離婚しており、少年は実父に引き取られたが、実父は仕事が長続きせず、生活保護で生活していた。実父の暴力が止まないため、施設入所を勧めても、実父は断固として拒否し、そのたびに関係機関

¹ 主に、矯正施設から出た者・保護観察中の者のうち、適当な住居がないため更生を妨げられるおそれのある者を宿泊させ、自立のための援助を行う民間施設。全国に101か所ある。

は協議を繰り返した。小学校に入学すると、父の暴力から少年は家出するようになり、家出、怠学、万引き等の問題行動を繰り返し、関係機関は協議の上、家庭裁判所に児童福祉法上の親権喪失宣告を求めた。申立て（児童福祉法28条）を行い、児童自立支援施設に入所することとなった。

少年は、幼少時から酒乱の実父から言いがかりをつけられ暴力を受けるが、本来身に覚えのないものであり、その都度うそで言い逃れをしてきた。それがうそだとまた怒られ、家出をし、保護され、家に送り返され、怒られないために実父の顔色をうかがいながら、またうそをつく。そうしているうちに、どこまでが本当で、何がうそか、自分でもわからなくなる。とにかく今は、父の前から姿を消すことが一番……これが、少年が幼い頃から続いている最大の防衛策であったといえる。自分だけでは解決できるわけもなく、第三者に助けを求めても、家に連れ戻されるだけだったのである。

この少年の実父も、祖父（実父の父）から暴力を受けて育っており、祖母（実父の母）は暴力に耐えかねて離婚し、親戚宅を転々として育ったという経緯がある。

児童自立支援施設においても、少年は、うそをついたり、物を黙って持ち出したりという問題行動が続いた。もちろん、悪いことをすれば指導を受ける。しかし、家と違って施設では、少年をかばってくれる寮母さんがいた。寮母さんに「しんどいんです。」と言うと、寮母さんは、少年の頭に手を当てて「熱はないけど、風邪のひきかけかな、大事を取って休んでおこうか。」と、さっさと布団を敷いてくれる。このような大人の反応は、少年にとっては予想外のことであったに違いない。父の前でしんどいと言おうものなら、「なに」といきなり殴られていたと少年は言う。

この事例から、以下の論点を挙げることができる。

① 世代間連鎖

少年を虐待する父親も、かつて被虐待児であった。この流れを少年は将来我が子へとつないでいくのであろうか。この流れはなんとしても阻止しなければならない。

② 親権を振りかざす親への対処

父から逃げ保護を求める本人を公的機関が保護するが、父が引取りを強要する、ということが繰り返された。本人が児童自立支援施設に入所した後、父が急死したのだが、その直前まで引取り圧力は続いた。

③ 処分の枠を満たすための要件が実態と一致しないこと

児童自立支援施設に入所させた主な目的は、本人を保護することであった。その実態とは裏腹に、本人に非があるという形にしないと児童自立支援施設には入所させられなかった。

④ 家の外では加害者であるような、被虐待児の処遇における「枠」の必要性

父の急死で“枠がはじけた”後、本人は劇的に非行化し、問題行動を繰り返した。被虐待児童が非行少年に転身したのであるが、処遇にもっと強い「枠」を設けることができれば、非行を未然に防げたかもしれない。再犯防止の対応と、社会生活適応訓練がなされなくてはならない。

⑤ 心のケアの提供

④を実施するためには、まず、大人に対する不信感(暴力を振るう、救いの手を差し伸べてくれない)を取り払う必要がある。事例で紹介した寮母さんとの交流のように、本心を明かしても、それをそのまま受け止めてくれる人がいるんだという本人を癒す生活空間が不可欠である。

(2) 被虐待児を理解するポイント

児童自立支援施設での実務経験から、被虐待児を適切に援助するためには、まず被虐待児について深く理解することが必要だと感じている。レジュメ「被虐待少年の社会復帰～児童自立支援施設を中心に～」(資料4)に沿って、理解するためのポイントを示す。

被虐待児の一般的な特徴を資料4のIIにまとめたが、更に絞り込んで、全国児童自立支援施設の児童生活支援員研修で検討した資料を参考に、児童自立支援施設で処遇している被虐待児を見ると(資料5)、これまでの人生で、一般社会より施設での生活が長い者が多いことが分かる。これは、親子の問題以前に、親に固有の問題があることからきている。被虐待児の家庭においては、虐待という親子関係より、親同士の夫婦関係がより深刻な問題である。親子関係はたとえ虐待関係であっても、子供がその一方の当事者であるが、両親が喧嘩し、いがみあっている場合、子供は全く参加の余地なしであり、家の中に居場所がなくなってしまうからである。長いこと親子分離した後に、家庭に戻すかどうかは難しい判断となる。なお、子供が児童自立支援施設に入っている間の親への働きかけは、概して十分とは言えない。親から子を保護する必要がある場合は、児童相談所が間に立って、親が押し掛けないようにしているが、

家庭に戻せない場合(国立武蔵野学院に来る子は、まず戻せない。)、一般社会での自立を目指すことになるが、施設生活が長い少年にとっては、それが非常に困難であることを周囲はもっと理解しなければならない。例えば(資料4 III(2))、その子たちの意識では、施設=社会であるが、現実はもちろん違う。施設では、自炊や金銭管理を学ぶ機会がない。かといって、公的な施設がそこまでカバーしようとすると、それは過保護だという声が出る。

また、多くの子は中卒で就職することになるが、中卒の職場が大卒の職場と違うのは、賃金だけではない。例えば、大卒の子は、多くの課題が白黒付け難く行き交う世界で仕事をし、全ての課題を完璧にこなすことは最初から求められず、いわば、60点取れば周囲は認めてくれる。しかし、中卒の子に課せられる期待は、作業自体は単純でも、100点満点やれて当然というもので、独特の厳しさがある。

就労が困難なのは、施設生活が長い者だけではない。例えば、一見したところ病人とは思えないような親が生活保護を受けて食べている家庭に育った子供にとっても、就労は困難である。生きるためには働くものだというモデルがないからである。モデルという話で被虐待少年に戻ると、(資料4 III(3))、その最大の課題は、将来健全な家庭を作るためのモデルがないということである。

(3) 処遇機関側の問題点

では、そういう少年たちをどう処遇したらいいのか。現在、処遇機関側の問題点として次の3点があげられる(資料4 III(1))。

① 多機関による指導の不一致

共犯グループの処遇で、多くの機関が関わる場合、子どもたちが受ける処分と処遇が一致しないことがある。例えば、同じことをしたのに、13歳の者が児童自立支援施設に送られ、14歳の者が保護観察となったような場合。あるいは、一番のワルが少年院送致となり、半年で家に帰ってきたのに、児童自立支援施設に送られた子の方は、何年も施設暮らしを続けているといった場合も、本人たちは混乱してしまう。他にも、司法と福祉の対応にズレがある。

② 退行と社会適応訓練のさじ加減

心の癒しを主とする処遇は、まず本人を退行させ、そこから心理的発達のをやり直しを行う。一方、社会適応訓練は、年齢相応の社会的な立ち居振る舞いができることを目指すので、処遇の方向性としては逆である。避けなければならないのは、施設で本人を退行させておいて、その後の心理的発達を保障する時間が足りないまま、措置の期間が明けたからといって社会に送り出してしまうことである。

③ 対人関係の仲介

この問題に限らず、少年本人の成長状況より「措置期間」を優先して、機関の処遇を切ったり、転換したりすることによって悪影響が出る。これを緩和するためには、先行する機関による「措置期間」が終わる前に、移行後の状況において本人を支える体制(特に対人関係の仲介をする人的資源)を確保し

ておくべきである。

3 被虐待児の社会復帰援助～非行・犯罪者処遇機関の役割と課題（討論）

引き続き、研究会の席上では参加者による意見交換が行われたが、ここでは主な意見を要約し、話題別にまとめて紹介する。

(1) 法務省の機関で、虐待問題の認知度を上げるために

- ・ 法務省の機関としては、まず当該事例が虐待であるとの認識を持つ、というレベルから入っていく必要がある。
- ・ 被虐待児を含む、非行少年の施設内処遇を行っている少年院でも、アセスメントを行う少年鑑別所でも、被虐待児を発見してふり分けするスクリーニング等が制度化されてはならず、認知度を上げるための職員研修もなく、個々の事例で「一応疑ってみる」という対応である。制度化がなされてこなかったのは、虐待そのものがデリケートな性格の問題であることも関連していると思われる。
- ・ 社会内処遇での被虐待児の発見についても、話題提供で触れたように、個別の担当者が発見できるかどうかにかかっているのが現状である。地域でも有名な多問題家庭だったりすると、民生委員や保護司（兼任も多い）が見つめることがあるが、特に発見が難しいのは、ぱっと見て一見問題のなさそうな家庭の中で起こっている事案である。
- ・ この研究会を行うこと自体、認知度を上げることに貢献していると言える。
- ・ 被虐待児を発見するだけでは不十分である。職員は、非行との関連で、被虐待がどんな意味を持つのかについて正しい理解を持つ必要がある。つまり、虐待は非行の要因であって原因ではない。どういふ心理、環境、行動の問題が非行に結びつくのかを職員が知っておかないと、被虐待児であれば即非行少年になるという安易な結びつけから、レッテルばかりを行うことになりかねない。

(2) 被虐待児に対する処遇～マニュアル化の功罪

- ・ 児童自立支援施設に来る子どもは、「枠」のない育ち方をしているのが一般的なので、施設が行う処遇では、まず時間・空間・所持金管理について制限した環境（「枠」）を与え、徐々に社会に適應できるように「枠」を広げるという方法をとる。
逆に、被虐待児は、虐待という親による過大な「枠」で制限されすぎている。虐待する親が亡くなったり、あるいは本人が大きくなったりして「枠」が急に外れると、話題提供の事例で発表したように、暴走して非行に走ることがある。これを避けるため、虐待という過大な「枠」を取り外すのはもちろんだが、急に取っ払うのではなく、施設でもそれなりの「枠」を与えながら処遇することが必要である。
- ・ 「行動」、「言葉」、「心」の配慮が必要なのはどの被虐待児にも共通だが、一方で福祉の処遇原則は個別化であり、あるケースに有効であったノウハウを別なケースにそのまま当てはめるのは適切ではない。処遇をマニュアル化するのは難しい。
- ・ 被虐待児に共通する全体的な問題と、個々のケースの差異とを分け、全体的な問題を扱う処遇を統一的に実施できるよう、マニュアル化すべきである。例えば、矯正施設で、全体としての処遇計画を立て、その中で、「大人に対して凍り付いたようなしぐさや不自然な話し方をするかわりに、自然な振る舞いや話し方を身に付ける」といった達成目標を3か月なら3か月の期間で計画し、その期間終了時に評価を行い、必要なら計画全体の修正をする、というようなきちっとした処遇体制づくりが重要である。
- ・ 処遇を制度化して固めると、かえって融通がきかなくなり、個々の少年レベルでの処遇の柔軟性が

損なわれることもあり得るので、その危険性を踏まえておくことも大切である。例えば、少年院の処遇は23年前に短期処遇と長期処遇に分けられた。これによって、家庭裁判所が少年院送致という処分を選択することへの敷居が低くなり、短期間でも施設処遇を活用する道が開けたという利点があった。しかし、反面、それ以前であれば、どの少年院からも院外委嘱職業補導等で、社会内の町工場などへ通勤して働きに行くことが可能であったのに、現在は主に短期処遇を行う少年院でしか、この制度を活用していない。長期処遇施設に送られた少年にとっては、以前より処遇の幅が狭められたということになる。

(3) 被虐待児に対する処遇～事例を積み重ね、基本の底上げを

- ・ マニュアルという言葉は適切かどうか疑問もあるが、法務省の処遇機関でも、一つ一つの処遇事例を積み重ねて整理し、最低限の要領としてまとめたものをぜひ作るとよい。新人の教育にも役立つし、処遇の長期的な方向性を予見することも可能になる。特に、重い虐待事案でも、時間をかけて適切に処遇すれば回復するという事例を知っておけば、処遇側は希望を持って困難な事例に立ち向かうことができる。将来に回復のイメージを持たないと、最初から「何をやっても無駄」と諦めてしまうことになりがちである。
- ・ 実践例の積み重ねによる基本の底上げは、現行の制度内でも十分に可能である。

(4) 家族調整の困難性

- ・ 少年院では、少年の社会復帰のために家族関係の調整を重視している。例えば、施設に面会に来た保護者と少年との面接場面では、保護者の了解を得て、家族療法を用いた介入（親子で遊ぶゲームをさせたり、ジェノグラムを作成させ家族史における互いの認識の違いを分かってもらう作業等）を行ったこともある。また、少年院内にある「家庭寮」という、敷地内に独立して建てられている宿泊施設を利用して、家族と一緒に過ごし、家族の再統合を図るグループワークを実施するといったプログラムもある。
- ・ 家族調整を行う場合、親子関係ならば調整の端緒を得やすいが、虐待の背景には両親の夫婦関係が絡んでいることが多く、これには手を出しにくい。少年が両親の不和や離婚問題で悩み振り回されている事案は少なくないが、少年の処遇を行う者として、その両親の問題にまでは介入できない。少年が、親の問題を整理するのを助けたり、親との面会で親に聞きたいことをきちんと聞くにはどうしたらいいかと相談に乗るなど、あくまで少年への働きかけに止まらざるを得ない面がある。
- ・ 親子にとっては、施設での面会という日常生活と切り離された場面で家族調整の働きかけを受けることになるが、日常場面に戻ってもその効果が継続するよう、環境調整を行う保護観察所と施設とが連絡を取り合って、社会内での親の生活実態と施設内での本人の動向を互いにフィードバックするといった努力はなされている。後に、少年が仮釈放となった時点で、施設内処遇から社会内処遇にバトンタッチが行われるが、この際、より積極的な情報交換が行われることが望ましい。

(5) 社会復帰を支えるネットワーク～機関間の連携

- ・ 精神障害のある少年については、少年院から出た後の社会復帰を支えるネットワーク作りのノウハウがあり、地域の保健所や医療関係者との打ち合わせが行われている。しかし、被虐待少年の場合、そのような処遇チームとして関わる体制はまだ整っていない。
- ・ 医療の場で被虐待児を発見し、治療した後、病院からどこに帰すのか問題になる場合が少なくないが、自宅に帰せない事案は児童相談所に通告する。医学的には問題がなくなり、これ以上病院に置いておけないという場合は、即、一時保護所に預ける措置をとっている。
- ・ 矯正施設で被虐待児を発見した場合、児童相談所に通告するという体制はまだない。同胞が、父か

らの虐待経験を養護施設の職員に話し、養護施設から児童相談所、児童相談所から本人を預かっている少年院に連絡があり、父宅に替わる本人の帰住先として児童相談所が社会福祉施設を開拓したという事案があったが、例外的な話である。児童福祉機関との連携は今後の課題である。

(6) 社会復帰を支えるネットワーク～長期ケアの必要性

- ・ 虐待事案はその影響が長期に及ぶので、回復には長期にわたるアフターケアを要する。現在のように、処遇機関が対象者の年齢によってぶつ切りに担当を決められていると、本人を子供時代にさかのぼってよく理解している人が、長期間にわたってケアしていくのは困難である。特に、本人が親になっていく時点まで連続的にかかわっていかないと、虐待の再生産を効果的に防止するのは難しい。
- ・ 施設を出た後のケアの必要性は認識しているが、矯正施設の場合、出院後の少年と社会内でかかわってはいけないことになっているので、連続性が失われる。保護観察所も、法定の保護観察期間終了後のアフターケアは制度化されておらず、主に保護司が、本人又は家族の相談を受けて、私的に援助を行っている場合もあるというのが実態である。
- ・ 連続してケアを提供できる資源として、市・町単位で、保護司と里親が合体したような「通所里親」があるとよいが、既存の里親制度、あるいは保護司の民間ネットにのせるのは難しいと思われる。我が国の里親制度は、家族制度を支えるものとしての位置付けであり、児童養育機能を担う社会資源という発想ではない。アメリカ合衆国では「施設」での養育に対する反発があったために里親制度が盛んになったが、今は里親制度にも問題点が指摘されている。
- ・ 社会内で既に散在している資源をうまくまとめるというアイデアはよいが、もともと公の機関は、そのどこか一つが統括して支配できないように、それぞれ権限を区切って作られているため、全体のイニシアチブを取る役割は期待できない。
- ・ 公の立場ではなく、まず民間で良いモデルを作れば、後から公の支援が乗るのではないか。児童自立援助ホームはその成功例である。全国でまだ10～20程度と施設の数はい少ないが、最近では少年院から児童自立援助ホームに帰住させることもあり、連携を意識している。
- ・ 厚生省は少人数制（6人程度）の、グループホーム的な養護施設を今年11月から埼玉県で始めたところである。こぢんまりとした、地域に根を下ろしたもので、家庭モデルを提供できるような施設が望ましい。

4 この回のまとめ

非行少年・犯罪者に対する社会内処遇という領域で、児童虐待の被害者・加害者双方への対処がいかに実践されているかを明らかにしようとする試みは、問題の一部を把握したに止まり、児童虐待に対する関係者の認知を上げる必要性を再確認する結果となった。

一方、児童虐待処遇事例の蓄積が既になされている児童自立支援施設からは、具体的な被虐待児処遇事例の紹介を通し、被虐待児の特徴的な属性、処遇上の課題、処遇機関の連携に関する問題点等について示唆をいただいた。

その後の意見交換では、前述の「社会内処遇」の枠を越え、被虐待児への処遇に関連する問題が幅広く検討された。主な知見のうち、現行制度の枠内で実現可能な提言を以下にまとめた。

- ・ 虐待問題の認知度を高めることは、被虐待児の発見に欠かせない。しかし、発見するだけでは不十分であり、適切な処遇を行うためには、被虐待経験が非行との関連でどのような意味を持つかを解明する作業が行われ、その結果が職員に浸透することが必要である。
- ・ 処遇のマニュアル化については、個々のケースの差異を認めつつ、もう一つ上の被虐待児全体に共

通する次元で通用する処遇方法を確立することが望ましい。そのためには、個々の処遇事例を積み重ね、整理してまとめ、機関内で蓄積する作業が必要である。

- ・ 施設内処遇を受けている被虐待児の社会復帰を促進するには環境調整，中でも家族調整が重要である。施設内の本人と社会内の家族の両方に効果的に働きかけ，本人が社会に出てからもその効果を持続させるために，矯正施設と保護観察所との一層緊密な連携が望まれる。
- ・ 精神障害を持つ非行少年の処遇現場で行われている，法務省機関と医療機関との連携作りを参考として，被虐待経験を持つ非行少年処遇においては法務省機関と地域福祉機関（特に児童相談所）との連携が確立される必要がある。
- ・ 被虐待児は，長期にわたり連続したケアを必要とする。ケア体制の整備は我が国全体の課題であるが，法務省機関としては，児童自立援助ホーム，更生保護施設等の社会資源との連携から実践を広げていくことが可能である。

資料 1

番号	出版年	主な処遇者	タイトル	本人	非行	虐待種類	家庭状況
1	1990	保護司・男	善意を心の糧として	中3, 女	ぐ犯 (シンナー, 万引き, 異性交遊)	ネグレクト	父=服役後蒸発 母=文盲, 飲酒, 子どもの養育・家事を放棄 家は不良のたまり場
2	1990	保護司・女	空腹を満たすことから出発	17歳, 男 無職	窃盗	ネグレクト	父=賭事狂/のち病気で入院 母=本人中学生時, 末子を連れて蒸発 家は荒れ放題
3	1990	保護司・女	M子の青春	中3, 女	窃盗(他にシンナー, 家出等々)	性的虐待	父=酒乱・本人を強姦 母=父にしかられおどおど・無力
4	1990	保護司・男	揺れる16歳	16歳, 女 美容学校生	窃盗(他に恐喝, 家 出等)	身体的虐待	父=病気がちで無職・本人に刃物を突きつけ 「死んでしまえ」・髪の毛を切る/のち病死 母=夜の仕事
5	1990	保護司・男	父と子の間にたつて	中3, 男	窃盗(幼時から盗 癖・母の死後激化)	身体的虐待 心理的虐待	父=専制的で厳しい体罰(煙草の火押しつけ 等)+「刑務所へ行ってしまえ」「アホ」「幼 稚」等ののしる 母=かばってくれたが, 半年前に病死
6	1990	保護司・男	バーマをかけ父への 憎悪に燃える少年の 心の友として	16歳, 男 自動車整備 工	窃盗(他に交通関係)	身体的虐待	父=飲酒すると粗暴化し, ひどいせっかん (本人は暴力に耐えかね, 幼時から野宿) 母=7歳時, 病死 継母=遠慮がち
8	1995	観察官 (+保護司)	修復できなかった家 族の関係	中3, 男	窃盗(他にシンナー, 交通関係)	身体的虐待	父=母・本人に暴力(以前は兄も対象) 母=父と不和, 兄から暴力を受けると本人の 部屋に避難するか短期間家出して家事放 棄 兄=父とともに母・本人に暴力
9	1995	観察官 (+保護 司・女)	ぐ犯姉妹とのかかわ りを通して	17歳, 女 無職	ぐ犯	身体的虐待 心理的虐待 性的虐待	父=飲酒すると家族に暴力・本人の給料を取 り上げる(借金苦で夜逃げ数回)「おまえ は自分の娘ではない」 母=父から暴力を受けると家出 兄=本人6~16歳にわたり「性交渉を強要」 妹=保護観察中
10	1985	保護司・男	学校との連携に特徴 のある事例(5)	中3, 男	傷害(対教師暴力) 等 いわゆる校内暴力	身体的虐待 ネグレクト	父=大酒飲んで暴れる・出稼ぎで長期不在多 い 母=本人5歳時蒸発・今は再婚して遠くに住 む 継母=本人10歳頃蒸発 祖母=多忙で本人を放任
11	1985	観察官 (直接処遇)	番長グループの集団 処遇に特徴のある事 例	中3, 男	窃盗(他にシンナー, 校内暴力)	身体的虐待	きょうだい9人の7番目, 家族の「はみだし 者」扱い 父, 二兄, 三兄から極端な体罰を受けている 母は小言を言うのみ
12	1985	保護司の複 数指名ケー ス 保護司・女 (家族調整) +保護司・ 男 (保護会主 幹)	更生保護会の活用に 特徴のある事例	中3, 女	ぐ犯	身体的虐待	父=酒乱。飲むと家族に暴力。 }生活保護 母=父の暴力のため, 頻繁に家出 } 受給 →最近は問題飲酒(べろべろに泥酔) 姉二人=家を嫌い独立/長姉は非行歴あり

出典:「白藤の咲くとき~保護司処遇事例集」(法務省保護局)/「更生保護と犯罪予防」119号(日本更生保護協会)/「ともに歩んで~中学

処 遇	予 後
<ul style="list-style-type: none"> ・母への辛抱強い接触 ・本人への接触（含む文通・添削） ・アドボケイト（地域に対し） ・仲間の保護司による就労援助 ・関連者の担当保護司・観察官との協議 	<p>就労して安定 母も就労</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・面接時、手料理をふるまう ～本人の適性（食物に強い関心）を見抜く ・調理職（住込み）就労援助・アフターケア 	<p>調理師免許取得 再非行なし</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・父の子を妊娠→福祉事務所に保護依頼、中絶手術 ・更生保護施設（父から身を隠す）→住込み就職 ・出奔しては帰宅するたび家族調整 ・ストーリー的な組員と縁を切るのを助ける 	<p>家に落ち着き、祝福されて結婚</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・父に虐待されるたび担当者宅へ避難、担当者が家族調整 ・自宅の火事・父の葬儀の世話 	<p>父の死後、家族がまとまる アルバイトで安定</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・父を指導（効果なし） ・家出して数日、担当者宅で生活 ・住込み就労後のアフターケア（釣り・野球観戦） 	<p>住込み就労先で再非行 →少年院送致</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・父を指導（父はその直後本人をせっかん） ・本人が決めた自立（住込み就労）を援助 	<p>住込み就労先で安定</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・家の金を持ち出して放浪していた本人を更生保護施設に入れる ・上記に不服で本人の施設収容を主張する父に同行し、家裁調査官と面接 ・就労援助→住込み就職 ・更生援助金（当面の生活費）支給 ・夫婦間調整のための継続的な父母面接（効果？） ・母への社会資源（婦人相談所）紹介 	<p>住込み就労先で安定 父母・兄の関係は未解決</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「観察官や保護司さんは、よく話をきいてくれるけど、力にはなってくれない」 ・家庭訪問を重ねるが、両親は「来てくれたついでに財布をおいていってくれたら助かる」 	<p>家庭持ちの男の子どもを中絶後、その妻として生活 親元に帰りたい気もあるが家族に絶望しつつある</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・共犯集団（校内不良グループ）からの離脱を指導・援助 ・中学校と保護観察所が毎月処遇協議を開催（9回） ・父への地道で支援的な働きかけ 	<p>中卒後、高校進学して安定 父に親和</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・中卒まで、共犯集団（校内不良グループ）まるごと参加させて集団処遇（6回）→その後は個別面接 ・父に体罰厳禁を指導→電話で相談相手になる 	<p>中卒後、就労、転職先で安定 家族に親和</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・何かと殴る父、酒に溺れる母との家に落ち着けない本人を更生保護会に入れる ・同時に中学校（いじめられていた）を転校 ・父母に指導（効果なし） 	<p>更生保護会生活の中で盗癖が判明 その都度指導するが改まらず、中卒間際に校内窃盗（担任の財布等） →観察所から家裁に通告、少年院送致</p>

資料 2

番号	出版年	主な処遇者	タイトル	本人	非行	虐待種類	家庭状況
1	1990	A 中等少年院	劣悪な家庭環境で育ち、幼稚園時から窃盗が始まり常習化している少年	19歳男	ぐ犯(浮浪生活)～以前生活していた養護施設に無断侵入し投宿・さい銭盗(頻回)→身柄付補導委託→再非行+出奔→少年院	身体的虐待 心理的虐待 ネグレクト	父=養護施設卒業時から、本人の引受を拒否 母=本人出産直後に蒸発 継母=実子だけをかわいがり、本人を虐待(～食事を与えず盗み食い→児相→養護施設) 本人の引受を断固拒否
2	1996	B 医療少年院	性的虐待など家庭内の問題から、異性に依存し覚せい剤使用に至った少年	16歳女	覚せい剤取締法違反(～虐待が嫌で家出→テレクラ売春で生活→覚せい剤を使う成人男性と同棲→一緒に覚せい剤使用)	身体的虐待 性的虐待	父母は家庭内葛藤を否認し、「外から見て仲の良い家族」を演じることに固執。本人の引受は強く希望。 長兄=家庭内暴力。父母と殴り合い。本人に包丁をつきつけることも。本人に対する性的虐待。 次兄=本人に対する性的虐待(性的接触→強姦)
3	1998	C 中等少年院	慢性的な社会不適応感を持っていたが、少年院で生きる意味を知った少年	19歳男	窃盗・交通関係(生活苦から。窃盗で保護観察中だったが、引受人である伯父に反発し、単身生活。精神科投薬、自殺未遂あり)	身体的虐待 心理的虐待 ネグレクト	父=5歳時離婚 9歳時自殺 母=離婚後本人を養育したが、継父と一緒にひどいせっかん(後に父方親族が引き取ったが、親族間をたらい回して育つ) 最近、本人と再会し一時同居したが、すぐに突き放した。
4	1994	観察官(+保護司・男)	少年法第24条第2項に基づく環境調整命令の出された少女の事例	?歳女	窃盗・交通関係(背景の生活態度が問題とされた)	身体的虐待	父=アル中、飲んでは家族に暴力/母と離婚後は音信不通 母=父から逃れ、子連れで水商売をしながら転々。最近では生活保護を受給しつつ、パチンコ没り 兄=まじめで非行歴なし
5	2000	D 医療少年院	(軽度知的障害者の事例)	17歳女	ぐ犯(外泊・異性交遊等)～父の問題飲酒が深刻化→姉妹で家出→養護施設入所→施設内問題行動・外泊等→警察・児相→観護措置	身体的虐待 性的虐待	父=アルコール依存症、飲むと本人と姉に暴力、性的虐待 母=知的障害者、賭博癖あり、3歳時父と離婚後は音信不通 姉=養護施設在所
6	1985	E 中等少年院 観察官(+保護司・男)	少年院と連携し親子関係を調整した事例	18歳男	窃盗(車上盗の繰り返し)～小4で初発非行。侵入盗など止まず、継母の拒否感もつり、遠くの親族に預けられるが適応せず、入院前は近所の祖父宅で生活。	心理的虐待	3歳時父母離婚、4歳時から継母と同居するが、継母は実子のみかわいがり、本人を差別 父は真面目で温厚な人だが、継母に対して強く出ることができない。
7	1985	F 初等少年院(短期) 観察官(+保護司・男)	院外委嘱教育に協力し復学について調整した事例	15歳男	傷害・暴行等(いわゆる校内暴力事犯。対教師暴力と生徒間リンチ)	心理的虐待	父=酒癖が悪く、飲むと母に暴力、本人と姉にもくどくどからんでくる。 母=父に殴られ、子連れで家出したことも 父母とも本人の引受は当然と考えている。
8	1995	観察官(+保護司・?)	A子の自立を目指して	18歳女	ぐ犯(家出+売春)～軽度の知的障害者。中卒後、就職して寮生活→対人関係で退職→実家では祖父母の体罰→家出と売春→警察から児相通告→施設入所を拒絶しつつ家出と売春→中等少年院送致	身体的虐待	父=賭事狂。借金をつくって蒸発 母=無力 父方祖父=飲酒すると家族に暴力(物を投げつけるなど) 父方祖母=毎日のように本人をハンガーで殴る(体罰) 姉=軽度の知的障害者婦人保護施設で生活
9	1995	観察官(+保護司・男)	A子との6か月を振り返って	17歳女	殺人未遂～父から無断外泊を叱責され、殴られて激昂。父が寝てから包丁で刺し殺そうとした。→少年院送致	身体的虐待	父=以前から、母に対して暴力をふるい、子どもにも殴る蹴るの体罰 母=体罰場面では仲裁に入るが、止められず、親戚に仲裁を頼むことも

環境調整	仮退院後の処遇	予 後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母（本人からの手紙を無視）に、少年院から手紙と電話で働きかけたが効果なし ・ 環境調整担当保護司も父母宅を二度訪問して働きかけたが効果なし ・ 本人には気力体力を付けさせ、建設機械運転免許を取らせ、自立に備える処遇 ・ 帰住先として更生保護会を調整 ・ 保護会職員が本人と面会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更生保護会に帰住 ・ 会では、真面目に働き、実績ができたなら家に手紙を書くよう指導。本人は従ったが、ある日まとめて返送され「今後は二度と手紙を出さないように」との返事で、職員に泣きついた。以後、帰宅はあきらめ。 ・ 退会までの目安、6ヶ月に近づいているが、浪費癖が改まらず、自立資金が貯まっていない。 ・ ルーズで甘えた生活態度。職員は「根比べ」とおもって基本的なしつけを続けている。 	<p>保護会での処遇続行中（本人としては良好な状態）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共犯（同棲相手・服役中）の子を妊娠していることが発覚。結婚・出産・中絶等の選択について、共犯や父母との調整を行い、本人を支えつつ自己決定を援助 ・ 中絶後、職員の援助を得て、薬物や家族の問題に対する内省が深まり、感情表現と自己主張の能力が高まる。 ・ 少年院からの働きかけに応じ、父母も自発的に相談を求められるようになり、否認が取れてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母宅に帰住（他は資料なし） 	<p>父母宅に落ち着き、アルバイトのかたわら定時制高校に進学（父母からの報告による）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の根強い対人不信感と自己評価の低さを改善すべく、個別面接、役割活動、体育訓練、院外教育等々で本人に誠実に接し、その努力を評価 ・ 当初は引受を拒否していた伯父は、文通・面会で本人の成長ぶりを認め、引受を承諾 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伯父宅に帰住（短期間のためか？特記事項なし） 	<p>伯父宅に落ち着き、営業職の仕事に励んでいる</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境調整命令「母が速やかに定職について稼働できるよう、指導、監督を行うこと」 ・ 母に、定職について地道な生活を送るよう繰り返し指導（母の苦勞や言い分も傾聴しつつ） →母、スーパー店員として稼働・生活保護辞退に至る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮退院当日、母宅を出奔、以後所在不明 	<p>不明</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 父宅に帰住予定だったが、姉が性的虐待の件を養護施設の職員にうち明けたことから、児相→少年院に帰住先変更（成人知的障害者施設へ）の相談あり。 ・ 変更先施設の特定、入所手続、生活保護の所帯分離の手続等は、児相と養護施設が調整中 	<p>(D 医療少年院在院中)</p>	<p>(D 医療少年院在院中)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 少年院と観察所の定例研究協議会で本人事例を検討。双方から働きかけて、継母の感情改善を目指すことに ・ 継母（本人からの手紙を無視）に、観察官が電話で（父との面接を通し間接的にも）働きかけたが効果なし。 ・ 保護司（継母の恩師）も何度も家庭訪問したが効果なし。 ・ 近所の雇主（予定）に住込み雇用を依頼（観察官→父→雇主）、承諾を得たので「引受人父、帰住先雇主」とする。 ・ 少年院次長が家庭訪問 ・ 少年院次長が同伴し、一時帰省。継母の感情好転？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇主のもとへ帰住 	<p>雇主のもとで安定し、精勤。継母との関係は未解決で、帰宅には至っていない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 院外委嘱教育についての協議会（家裁・少年院・観察所・中学校）で本人事例検討、中学校の協力が得られる見通しに。 ・ 保護司から、父には酒を控えるよう、母にはパートをやめるよう(!)指導。→父母とも従い、「家庭が明るくなった」。 ・ 月曜帰宅、土曜帰院の「院外委嘱教育」を2ヶ月間実施。本人は在籍中学校に通学し、受験した高校に合格。 ・ 協議会は実施期間中にも開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母宅に帰住 ・ 先輩不良グループに呼び出されたが、拒否したところ、リンチを受けた。保護司から連絡を受けた観察官は、リンチ加害者のうち保護観察中の者全員に緊急指導（各担当保護司による）+地元警察署に連絡しパトロール強化 	<p>無事に高校進学後、安定。家族関係も良好</p>
<p>(資料なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祖父母・母宅に帰住。折り合い悪く、T教会で3か月修養後、住込就労（8か月間、適応を援助） ・ 不満がつのり住込就労先退職。保護司に相談するが家族は引受拒否。観察官は女子更生保護施設、自立援助ホーム、婦人相談所、別の住込就労先にあたるが不発。市の社会福祉事務所に相談。精神薄弱者援護施設を調整待ちのため、精神障害者福祉ホームに緊急入所。 ・ ホームでの問題行動のため退去を迫られ、実家等再調整して断られた後、T教会（上記と別）に。元看護婦の女性責任者のもとで適応したので、転入手続し生活保護受給。 	<p>T教会に適応し、自分からアルバイトを見つけるなど前向きに暮らしている。実家との関係は未解決</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初帰住地は父宅だったが、マスコミで取り上げられた事件でもあり、本人も不安を感じていたことから、途中で母方祖父母宅も並行調整するようになった。 ・ 父が本人の高校通学にこだわったため、保護司は祖父母宅地域の「世話役的人物」に依頼し、その地域での高校に関する資料を集めてもらった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祖父母宅に帰住 ・ 保護司は、わがままで粗暴な本人を扱いかねる祖父母の相談相手となるが、保護司自身も本人から物を投げつけられたりし、「世話役的人物」の助けも借りて家族調整 ・ 観察官も家庭訪問し、本人と祖父母の間を調整 ・ 祖父母が本人に恐怖感を持ち、父、観察官、保護司、「世話役的人物」にもSOS ・ 父が「世話役的人物」とともに本人を職業安定所に連れていき、住込就労先を見つける。 ・ 住込先は祖母宅と距離があるが、現在担当の保護司に続投してもらうことに 	<p>住込先で精勤し、安定。月に数回、自分から祖父母を訪ねるようになった。父母は祖父母を通じて本人と連絡。</p>

資料 3

番号	出版年	主な処遇者	タイトル	本人	犯罪概要	虐待種類	家庭状況
1	1999	観察官 (+保護司・女+ 保護司・男)	放火を繰り返すうつ病女性 対象者の保護観察について ～遠隔地の対象者に対する 主任官の関与を通じて	32歳, 女 (仮出獄: 期間は約 11か月) 23歳時からうつ病で 精神科に通院, 刑務 所内でも投薬を受け ていた。	下記	(長女に対 する) 身体 的虐待	夫=45歳 もと組員 酒乱で暴力を 振るい, 浪費癖・借金がある。 長女=13歳 中学生 軽度知的障害 者 長男=9歳 軽度知的障害者 福祉 施設で生活 次女=7歳 福祉施設で生活
2	2000	下記参照					

処遇

- ・ 夫宅に帰住
- ・ 仮出獄の翌日, 夫が覚せい剤使用のため警察に逮捕された。長女→長女の学校→民生委員→保護司 (本人も直接相談に来た)。長女は, 学校の仲介で福祉施設に入所。
- ・ 本人が保護司宅で相談 (長女と夫が近親姦の関係にあるとの訴え) 中, 失神したので, 保護司が連絡して緊急入院させた。
- ・ 退院したが, 自宅が家賃滞納のため追い立てを食い, 更生保護施設の空きを待つ間, 保護司宅に避難。形式上は保護司宅への個人委託とした。
- ・ 保護司宅で本人が生活している間, 組関係者とおぼしき数名が保護司宅に押し掛け, 本人を施設に送るなど怒鳴り込んで来た。保護司と保護司の夫がなだめている間に, 持病がある保護司の夫が卒倒した。
- ・ 自宅に帰った本人を翌日保護司が訪ねると, 本人は保護司に謝罪する遺書をのこし薬物自殺を図っており, すぐ入院させた。
- ・ 保護司への負担が過大となったため, 近所で「隣保館」職員を兼ねる男性保護司を指名し, 複数指名事案とし, 観察官から地域の社会福祉担当者 (住宅確保の件) と地元警察 (保護司の安全確保の件) に協力を要請した。
- ・ 観察官は本人入院先を訪ね, 主治医と相談の上, 本人を見舞った。
- ・ 退院した本人から観察官に「刑務所仲間と交際してしまった」「夫は執行猶予になったが浮気が不安」「また自宅に放火した」等電話が頻出。担当者によれば, 放火は夫が消してばやですみ, 夫の浮気は本人の妄想だろうとのこと。
- ・ 本人観察所に来て面接「夫が施設から長女を引き取ろうとしているので, 夫に長女との近親姦の話をしたらひどい暴力をふるわれた」と訴える。
- ・ その後も本人からの「訴え」を保護司と観察官で受容し続けたところ, 次第に安定し, 再犯に至らず期間満了を迎えた。(長女を施設から引き取ったのかどうかは, 記載なく不明。)

事例1の犯罪概要

(第1刑) 殺人未遂, 懲役2年

公営住宅で夫及び長女(当時9歳)と居住していたが、夫は、生活費を入れずに借金を作る上、酒乱癖があって暴力をふるうこと、長女には障害があり、他にも福祉施設に預けている長男と次女がいるが、その長男にも重度の知的障害があることから、生活苦や子どもの将来のことを思い悩んで、平成〇年〇月〇日午後11時過ぎころ、長女と心中しようと決意して、就寝中であった長女の首を靴ひもで強く絞めたが、長女が死んだものと思って絞めるのを止めたため殺害の目的を遂げなかった。

(第2刑) 現住建造物等放火未遂, 懲役3年

平成〇年〇月〇日午前7時ころ、前夜、夫が隠し持っていた金のことで口論し、これ以上夫との生活を続けられないと考え、婦人相談所に母子寮への入所を依頼していったん承諾を得たものの、後刻婦人相談所から受入れが困難である旨聞かされたため、途方にくれて子どもとの心中を考えるうち、家を焼失させれば夫とも離別できると考え、火を点けた新聞紙を使ってタオルケットに放火したが、付近住民が発見消火したため、畳の一部を焼却したに止まり、目的を遂げなかった。

※ 第2刑の放火事件を起こしたことから保護観察付執行猶予の判決を受け、第1刑の殺人未遂事件を起こした時は、その保護観察中だった。

出典:「更生保護と犯罪予防」132号(日本更生保護協会)／毎日新聞札幌版 2000年11月3日朝刊

事例2の報道例

洗面台に顔つけ殺害? 4歳二女が不審死 34歳母親は姿消す

2日午後7時10分ごろ、X市、会社員、Aさん(43)から「娘の様子がおかしい」と119番があった。救急隊員が駆けつけると、二女B子ちゃん(4)がぐったりしており、病院に運ばれたが、すでに死亡していた。水死とみられるが、C署でさらに詳しく調べている。状況に不審な点が多く、同署は殺人事件とみて捜査している。詳しい事情を知っているとみられるAさんの妻(34)の行方が分からなくなっており、同署で捜している。

調べでは、Aさんが午後7時過ぎに帰宅すると、B子ちゃんが水を張った洗面台に顔をつけて、ぐったりしていたという。三女(2)は無事だった。

現場は市営住宅が並ぶ団地。一家は夫婦と娘2人の4人暮らしで、最近引っ越してきた。

同じ市営住宅で上の階に住む無職、Dさんは「夜になると、物音や子供の泣き声があることがあった。奥さんは口数も少なく、暗い感じだったがあいさつは欠かさない人だった。昨日スーパーで見掛けた時に、あいさつをしてこなかったのが、元気がないなと思った」と話していた。

また、近くに住む主婦、Eさんは「いなくなった奥さんは、子供とよく公園で遊んでいた。とても面倒見がよく、見習わなくてはと思っていたのに」と驚いた様子だった。

妻は、数年前に長女(当時3歳)を殺し、同年X地裁から殺人罪で懲役3年、執行猶予5年、保護観察処分付きの有罪判決を受け、今年8月に猶予が切れたばかりだった。判決では「夫の借金を苦にして、保険金目当てで思いついた犯行」と認定されていた。

資料 4

平成12年11月13日
国立武蔵野学院
西嶋 嘉彦

被虐待少年の社会復帰

—児童自立支援施設を中心に—

I. 社会復帰（措置解除）の種類

(1) 自立支援達成（改善退所）

- ① 義務教育中 復学（家庭・児童養護施設等）
- ② 中学卒業時・（後） 進学（家庭・児童養護施設等・全寮制学校）
- ③ 中学卒業時・後 就職
- ④ 在院中 家庭引き取り（再婚，他県引っ越し）

(2) 自立支援未達成（事故退所）

- ① 無断外泊 行方不明，観護措置……少年院等
- ② 強制引き取り
- ③ 精神科医院への措置入院

II. 被虐待少年の特徴（資料6を参照）

- (1) 被虐待少年
- ① 自分が悪い
 - ② 自分が不利な時ほど，それを悟られないように振る舞う
夫婦関係>親子関係
 - ③ 大人の強い枠に支配されている。…… はじける 枠がなくなる
過敏反応 枠から脱出
 - ④ 周りの嫌がること（いじめ・職員反抗）をして，距離を測る。
対人関係障害
 - ⑤ 少年自身の問題……育てにくい子ども
行為障害，ADHD

III. 社会復帰の時期

(1) 少年の改善

- ① 不良グループ：多機関指導 （初等少年院，児童自立支援施設）
（保護観察，児童相談所通所指導）
- ② 退行と社会適応訓練
- ③ 対人関係の仲介 （職員，教師，地域委員，職親，保護観察官）

施設入所中の関係調整：保護者，意味ある第三者

在 宅	(1) 母子世帯の中3男子, 2月
	(2) 生活保護家庭の少年の就労

(2) 受け入れ先

- ① 虐待家庭≠施設環境≠一般家庭……仲介機関（グループホーム, 里親, 更生保護施設）
- ② 施設内=疑似社会≠一般社会……中間機関（施設から通勤・通学, 自立寮）

14～15年の人生で、施設生活の方が長い少年が抱えるギャップ
「施設=社会」の意識 ↔ 「施設≠社会」の現実

(3) 課題

被虐待少年が将来健全な家庭を作るためのモデルはどこに？

資料 5

学 齢	性別	入所理由	家族構成	養 育 者	虐 待	虐待者	虐待の 開始年齢
高2	女	窃盗	実父 継母 —結婚時17歳 異母妹3人	父母離婚 1歳 父方祖父母が養育	身体的虐待 ネグレクト 心理的虐待	父 継母	6
中卒	男	無断外泊 バイク盗	本児誕生時 実父57 実母37	父—視力障害 母—知的障害	ネグレクト	父母	0
中卒	男	侵入盗 恐喝	実父 妹 (祖母)	父母別居・同居 母子寮 離婚	身体的虐待 ネグレクト	父	幼少期
中3	男	金品持ち出し 万引き	実母 養父 異父弟妹3人	父—覚せい剤 母—覚せい剤	身体的虐待 ネグレクト	養父	7
中3	男	無断外泊 虐待	実父 実母 異父姉 姉・兄・弟		身体的虐待 姉2人に性的虐待 ネグレクト	父 父 父母	7
中3	男	家出 万引き 窃盗	実父 継母 姉	実母—18歳時結婚 →浮気→家出	身体的虐待	父	3
中3	女	恐喝 傷害 シンナー	実母 弟	父—外泊・女 母—ホステス 内夫—酒	身体的虐待 ネグレクト	母	10
中3	女	家出 怠学	実父母 姉	母—パート ・居酒屋経営 家庭の居心地悪い	身体的虐待	父	2
中3	女	措置変更 不純異性交遊	実父母	父—養育無視 母—酒	身体的虐待	父母	5
中3	?	恐喝	実父 継母 兄 義姉	実母死亡後、 祖母が養育 (4～5歳)	身体的虐待	父 継母	4
中2	女	家出	実母 継父 兄姉5人	母—知的に低い・酒	ネグレクト	母	1
中1	男	窃盗 空き巣 万引き	実母 妹 養父	母—ホステス 夜は託児所 祖母の養育期間あり	身体的虐待	養父	10
小6	女	深夜徘徊 窃盗 家出	実父 継母 異父兄	0歳時父母離婚 3歳時母再婚	心理的虐待 性的虐待	母 異父兄	0 幼少期
11歳 (再入) : 前回は 小1～2	男	家出・虐待 (前回は暴力・器物損 壊)	祖父母 実父 弟	祖父母 父 (7歳時、父母離婚 後祖母が養育)	身体的虐待	祖父母 父	3
小5	男	暴力 万引き	実母 継父 姉妹	母—鬱病・ 母子情緒交流× 姉が本児の世話	身体的虐待 ネグレクト	継父 母	9 0
8歳	男	虐待 万引き 学習不適應	実母 祖母 おじ3人	母—未婚出産 ・飲み屋勤め おじ—無職 祖母—字がしっかり 書けない	身体的虐待 ネグレクト	祖母 おじ	?

第4 第4回「被虐待経験のある非行少年の発見とケア」

第4回の研究会は、矯正施設及び医療機関における虐待と発見とケアについて検討した。医療機関で発見される虐待はほとんどが現在進行形のものであるのに対し、矯正施設において発見される虐待は、過去の経験であることが少なくないという差異はあるものの、虐待による影響は、たとえそれが過去の経験であっても、その後の生活に大きな影を落としていることが十分に考えられる。今回は、少年鑑別所における現状についての話題提供の後、精神医学的立場から、虐待が引き起こす様々な心理的影響及び問題行動への発展の機序について話題提供があり、被虐待経験のある非行少年に対する発見とケアとの共通点が探られた。

1 話題提供 「被虐待経験のある非行少年の発見とケア～少年鑑別所の立場から」

(法務総合研究所 吉田里日 研究官補)

(1) 少年鑑別所とは

少年鑑別所の主な機能は、家庭裁判所の観護措置決定により入所した、非行のある少年または将来非行を起こすおそれのある少年を收容し、その心と体の状態を調べることにより、問題のありかや大きさを分析するとともに、その後の処遇の方策を提言することにある。

少年鑑別所に入所する少年は、家庭裁判所で受理した少年のうち約7%である(平成11年)。また、入所する少年の非行名を見ると、殺人・強盗といった凶悪犯が家庭裁判所新規受理人員の0.6%に対し、鑑別所新收容人員の6.3%、傷害・暴行・恐喝・暴力行為等違反といった粗暴犯が前者の6.1%に対し、後者の27.4%であるように、少年鑑別所に收容される少年は、家庭裁判所に係属した非行少年のうちでも起こした非行が重大である割合が高い。非行自体が比較的軽微であるのに入所する場合は、入所前に非行を繰り返し、在宅審判による不処分や保護観察といった処分では非行が止まなかったということが多い。つまり、少年鑑別所に入所する非行少年は、非行の量や質において問題が大きい少年たちと言える。そうした少年たちそれぞれに対して有効な問題解決の手立てを探るために、精査＝鑑別が必要となる。

鑑別は、面接、心理検査、医学的診察、行動観察、外部資料の収集(主に家庭裁判所調査官とのケースカンファレンスによる)によって集められた情報を統合し、総合的な判断をする作業であり、主に心理学の専門家がこれを担当する。

(2) 少年鑑別所における被虐待経験の発見

鑑別の作業においては、担当少年の生育歴を調査することが欠かせない。また、生育歴にも含まれるが、家族についての情報を調査することも欠かせない。そのために実施する面接、心理検査、行動観察、家庭裁判所調査官とのケースカンファレンスの中で、少年の被虐待体験が発見されることがある。

- ① 面接：親に関する質問に対し、直接、虐待があったことを表現する(例：「言うことを聞かないとすぐにぶっとばされた。』)。ただし、少年自身はその経験を否定的に語る場合もあれば(例「すぐわかついた。』)、そうでない場合もある(例：「自分が言うことを聞かなかったから仕方ないと思った。』)。
- ② 心理検査：文章完成法や家族画の中に表現されたりほのめかされたりする(例：「お父さん～すぐ手が出る」、「お母さん～パチンコに行くと帰ってこない」、家族画で親が手を上げている、親の顔が塗りつぶされているなど)。
- ③ 行動観察：身体検査や面会場面に発見のきっかけがあることがある(例：入所時の身体検査では

必ず傷跡をチェックするが、「この傷どうした?」と聞いて「昔、おやじに灰皿投げられた。」と答えるなど。面接では問題ないように言っていたのに、面会場面では緊張が高かったりよそよそしかったりするなど。)

④ ケースカンファレンス：虐待による児童相談所の係属記録，親との面接内容などから判明する。

面接以外で得られたサインは，面接場面で本人にフィードバックし，改めて家族について質問をする中で確認していく。それに対して本人がどのように答えるかも，本人が家族や被害体験をどのように認知しているか知る手がかりとなる。

(3) 少年鑑別所におけるケア

少年鑑別所は一義的には診断施設であり処遇施設ではないが，以下のようなケアを行い，入所中の少年の安心と安定に努めている。被虐待少年に特化したケアではないが，有効であると思われる。

① 衣食住

家出・浮浪生活を送っていたような少年には第一に大切である。明日の寝食の心配がないこと，決まった時間に寝起きをして食事をする事，清潔さが保たれること，これらが基本的な安全感につながる。

② 身体面

健康診断・治療を受けること。これまでの生活の身体面への悪影響を知り，今後の生活面での注意点についてアドバイスを受けること。自分の体について大人から「気遣われ」，「手当てを受ける」体験をすること。これらの体験は，自分が大切な存在であるという自尊感情につながる。

③ 心理面

否定されずに話を聞いてもらえること。「気持ち」を受け止めてもらえること。「気持ち」を言葉で表すことを求められること。→自分の内面を振り返って整理すること。これまで少年なりに頑張ってきたことについて認められること。

親との面会などで気持ちが揺れても，動揺せずに受け止めてくれる職員という大人がいること。壊れない枠に守られている安全感を持つこと。

これらの体験は，心情の安定や自尊感情につながる。

(4) 少年鑑別所からの引継ぎ

鑑別の過程で収集された情報と知見は，家庭裁判所に対して「鑑別結果通知書」として提出され，少年が保護観察処分を受けた場合は，「少年簿」という資料冊子として保護観察所に引継がれる。少年院送致の決定を受けた場合は，「少年簿」の中に更に「第一次処遇指針」という処遇上の留意点を簡潔にまとめた書類を加え，引継いでいる。

(5) 少年鑑別所における被虐待体験の発見とケアの課題

① 被害感の強い少年に対する働き掛け

虐待を受けた少年の中には，自分が非行に走ったのは全面的に親のせいだと考えて自分自身の問題に目を向けようとしない者もいる。過去の被害体験にまつわる感情を受け止めつつ，非行という行動をとったこと自体は自分自身の選択であり，責任を免れないのだということに直面させるのはなかなか難しい。短い観護措置期間内に保護観察や少年院生活への十分な動機付けが成功しなかった場合は，その旨を処遇機関に引継がなければならないが，少年院送致の場合に比べて，社会内処遇の処分の場合，連絡体制が十分整っていない。

② 性的虐待の発見

性的虐待の被害は，最も語られにくい。だれにも話せずにいればいるほど，被害少年は最もケアを必

要とする状態にあると考えられて、逆説的には発見が望まれる。また、家庭に戻って家族と一緒に暮らせるかどうかの判断にとっても非常に重要な情報であるのに、鑑別所の段階ではなかなか得られない。特に女子少年に関しては7割前後の者が性的被害体験を有しているという今回の少年院における調査結果があるので、少年に対しては、多くの女子が性的被害を受けていること、性的被害については全員に聞いていることなどを話した上で、性的被害についての質問を行うことなどが考えられる。その流れの中で、家族内の性被害についても、言葉を選びながら、質問するといったことが可能かもしれない。生活史の中での急速な崩れや性的な逸脱など、いくつか性的虐待のサインと言われるような行動についての知識も必要である。

2 話題提供 「子どもへの虐待が行動の問題へ発展する機序に関する考察」

(埼玉県立小児医療センター医師 奥山眞紀子 氏)

(1) 医療場面で発見された虐待の実態－3つの実態調査研究から－

[その1]

平成元年10月から10年5月の間に埼玉県立小児医療センター附属大宮小児保健センター（平成10年4月より医療センターに統合移転）精神保健外来における話題提供者の外来を受診したケース56例について、男女別に初診時の生活の場について見たものが表1である。男女差はない。

初診時に主たる虐待者と同居していたのは27例であった。これを含め何らかの虐待をした人と同居していたのは29例、このうち虐待が続いているのは18例であった。

初診時の年齢については表2のとおりである。

虐待者について見たものが、表3である。実父母両方が虐待者である場合も含め、実の親のみが虐待

表1 初診時の生活の場

生活の場	男児	女児	合計
在宅	16	17	33
施設	11	12	23
合計	28	29	56

表2 初診時平均年齢

生活の場		平均年齢
在宅	初診時虐待が持続（18例）	6.4
	初診時虐待なし（15例）	11.6
施設	（23例）	7.7

者である割合は7割を超える。

虐待の種類については表4のとおりである。身体的虐待あるいは身体的虐待にその他の虐待が組み合わされたケースが最も多い。

虐待開始の時期を見ると、乳児期から幼児期早期に始まったものが、在宅のケースにおいては33例（在宅ケース中93.9%）、施設のケースにおいては22例（施設ケース中95.7%）であった。ほとんどのケースが乳児期から幼児期早期において虐待を受け始めている。

表3 虐待者

虐待者	在宅	施設
実父	(33.3%)	(30.4%)
実母	(42.4%)	(34.8%)
実父母	(3.0%)	(8.7%)
継父	(6.1%)	(8.7%)
実母+継父	(6.1%)	(8.7%)
親代り	(0.0%)	(8.7%)
実母+親代り	(3.0%)	(0.0%)
教師	(3.0%)	(0.0%)
実父母+教師	(3.0%)	(0.0%)

注 ()内は、構成比である。

表4 虐待の種類

虐待の種類	在宅 (%)	施設 (%)
PA	15(45.5)	11(47.8)
Ng	2(6.1)	5(21.7)
SA	1(3.0)	1(4.3)
EA	1(3.0)	0(0.0)
PA+Ng	5(15.2)	1(4.3)
PA+SA	1(3.0)	1(4.3)
PA+EA	6(18.2)	2(8.7)
Ng+SA	0(0.0)	2(8.7)
PA+SA+EA	1(3.0)	0(0.0)
Ng+SA+EA	1(3.0)	0(0.0)
PA+ α	28(84.8)	15(65.2)
Ng+ α	8(24.2)	8(34.8)
SA+ α	4(12.1)	4(17.4)
EA+ α	9(28.1)	2(8.7)

注 「PA」は身体的虐待を、「NG」はネグレクトを、「SA」は性的虐待を、「EA」は心理的虐待を示す。太線より下の「+ α 」は、たとえば「PA+ α 」の場合、身体的虐待及び身体的虐待にその他の虐待が重なったものの総数を示し、重複計上である。

主な診断と虐待の種類については図1のとおりである。

治療の継続性及び継続ケース(中断後再開したものを含む。)の症状の改善については、表5のとおりである。継続したケースのうち、7割前後に改善が見られた。

図1 主な診断と虐待の種類

行為障害：13例 (23.6%)
 PA+ α ：12例 (92.3%)
 (PA：10, PA+Ng：1, PA+EA：1)
 Ng+ α ：2例 (15.4%)
 (Ng：1, PA+Ng：1)
 ADHD：7例 (12.7%)
 PA：4例 (57.1%)
 Ng：2例 (28.6%)
 Ng+SA：1例 (14.3%)
 解離性障害：4例 (7.3%)
 PA：2例 (50.0%)
 PA+EA：1例 (25.0%)
 Ng+SA：1例 (25.0%)

表5-1 治療の継続性

継続性	在宅 (%)	施設 (%)
継続*	18(54.5)	14(60.9)
中断後再開*	2(6.1)	1(4.3)
中断	10(30.3)	3(13.0)
評価・相談	3(9.1)	5(21.7)

表5-2 症状の変化(*の例に関して)

症状の変化	在宅 (%)	施設 (%)
改善	12(60.0)	6(40.0)
やや改善	3(15.0)	4(26.7)
不変	5(25.0)	2(13.3)
措置変更	—	3(20.0)
合計	20(100)	15(100)

注 平成10年10月時点のものである。

在宅ケースにおける虐待の有無の変化を見ると、初診時虐待が存在し、治療継続した12例中おおむね消失したものが6例、存在するが改善したものが3例、変化が見られなかったものが1例、虐待者と別居するに至ったものが2例であった。

在宅ケースにおける他機関との連携について見たものが表6である。初診時に虐待が継続していて、継続治療を行った場合は、ほぼすべてのケースにおいて、他機関との連携を行っている。

表6 在宅例における他機関との連携

	総数	児相	一時保護所	福祉事務所	保健機関	弁護士	警察	他医療機関	保育所	学校	連携あり
全在宅	33	13 (39.4)	4 (12.1)	3 (9.1)	4 (12.1)	2 (6.1)	3 (9.1)	4 (12.1)	1 (3.0)	6 (18.2)	21 (63.6)
① 初診時虐待	18	10 (55.6)	3 (16.7)	3 (16.7)	4 (22.2)	-	-	2 (11.1)	1 (5.6)	4 (22.2)	15 (83.3)
② 継続治療	20	9 (45.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	4 (20.0)	-	2 (10.0)	3 (15.0)	1 (5.0)	3 (15.0)	13 (65.0)
③ ①&②	12	7 (21.9)	2 (16.7)	2 (16.7)	4 (33.3)	-	-	1 (8.3)	1 (8.3)	3 (25.0)	11 (91.7)

注 () 内は総数に対する比率である。

表7は、ケースの示した問題を、在宅と施設の別で見たものである。大半のケースが、愛着の問題、自律能力の問題、自己感の問題、社会との問題を示すことが分かる。ただ、社会との問題に関し、在宅ケースでは回避的になるのに対し、施設のケースでは攻撃的になる傾向が多く見られた。

[その2]

平成10年4月から12年3月の間に、埼玉小児医療センターにおいて虐待及び虐待の疑いにより身体科(精神科以外)及び精神科を受診したケース53例について

ケースの内訳は、表8のとおりである。

身体科で扱ったケースの平均年齢は、3.0歳であった。虐待(虐待の疑いを含む。以下同じ。)の種類、医学的診断、転帰については表9から表11のとおりである。

精神科で扱ったケースの平均年齢は7.0歳であった。受診の目的、受診児の居住状況、虐待の種類及び精神医学的診断については表12から表15のとおりである。

[その3] 性的虐待に関する調査

調査を行った39例のうち、家族内虐待は23例(すべて女児)、家族外虐待は10例(女児9, 男児1)、施設内虐待は6例(女児3, 男児3)であった。加害者はすべて男性である。家族内虐待23例について見てみると、被害開始年齢は幼児期と第二次性徴期にピークがある。加害者は、実父が38.1%, 代替父が42.9%, 祖父が9.5%であった。内容は、性器への性交が71.4%, 口腔への性交が9.5%であった。身体的虐待が合併している例が43.5%あった。加害者が性的虐待の事実を全面的に認めた例はない。

性的虐待を受けた子どもは、疲れやすさや肥満、夜尿などの身体症状を示すことが少なくなく、また、愛着の障害、行為障害、抑うつ、攻撃性、食行動の異常、不登校、パニック発作、分離不安、解離症状といった心理的症状を示した者も85.0%いた。著明なオナニー、他者への性的暴力・性的挑発などの性的行動の問題を示す者も75.0%いた。治療は、本人の治療を行った例が65.2%であったが、加害者の治療を行った例はなかった。

表7 ケースの示した問題

精神的問題	在宅	施設
愛着の問題	21(63.6)	19(82.6)
自律能力の問題	18(54.5)	19(82.6)
外向化	14(42.4)	16(69.6)
暴力	11(33.3)	13(56.5)
盗み・火遊び等	2(6.1)	5(21.7)
性的行動化	2(6.1)	4(17.4)
多動傾向	3(9.1)	12(52.2)
内向化	14(42.4)	11(47.8)
うつ状態	6(18.2)	4(17.4)
不安	8(24.2)	5(21.7)
自傷・頻回事故	1(3.0)	8(34.8)
自己感の問題	26(78.8)	19(82.6)
感情の言語化遅滞	14(42.4)	16(69.6)
自己評価の低下	24(72.7)	12(52.2)
他の自己感の問題	11(33.3)	7(30.4)
社会との問題	25(75.8)	17(73.9)
攻撃的	9(27.3)	14(60.9)
回避的	18(54.5)	6(26.1)
認知の問題	7(21.2)	11(47.8)
成長の障害	1(3.0)	2(8.7)
問題を認めず	2(6.1)	1(4.3)

表8 埼玉小児医療センター初診ケース数
(平成10年4月～平成12年3月)

	全病院	身体科	精神科
確実、ほぼ確実	76	37	48
疑い	11	6	5
合計	87	43	53

注 身体科と精神科の重複あり。

表9 身体科で扱ったケースの虐待種類

虐待の種類	ほぼ確実	疑い	合計
身体的虐待	29	4	33(78.6%)
ネグレクト	6	2	8(19.0%)
性的虐待	-	-	0(0%)
心理的虐待	1	-	1(2.4%)

表10 医学的診断

診断名	ほぼ確実	疑い	合計
頭蓋内出血, 脳挫傷	7	3	10
脳震盪	2	-	2
骨折	3	1	4
窒息	1	-	1
溺水	-	1	1
腹腔内臓器出血	1	-	1
2度以上の火傷	1	-	1
鼓膜破裂	1	-	1
灯油誤飲	-	1	1
重症肺炎	1	-	1
栄養障害, 発達遅延	4	-	4
その他	16	-	16

表11 転帰

転帰	ほぼ確実	疑い	合計
死亡	2	3	5
施設(含一時保護)	17	-	17
親戚に預ける	1	-	1
地域での支援	14	2	16
転院	3	-	3
不明	-	1	1

表12 精神科で扱った
ケースの受診の目的

受診の目的	
受診の目的	
評価	19
治療	34

表13 受診児の居住状況

受診児の居住	
施設(含む一時保護)	22
通告→一時保護	2
在宅	9

表15 精神医学的診断

主たる診断	
トラウマ反応	17
愛着障害	15
行為障害	6
多動性障害	4
その他	10

表14 主たる虐待の種類

虐待の種類	
身体的虐待	31(58.5%)
ネグレクト	8(15.1%)
性的虐待	9(17.0%)
心理的虐待	5(9.4%)

(2) 虐待の行動への影響—愛着と易トラウマ性の問題を軸として—

虐待を受ける子供の多くは、養育者との間に適切な愛着関係を形成できないことが多い。適切な愛着関係があることで、実際には無力な子供も安全感を持って、新しい興味に集中することができるのだが、愛着が欠如していたり、歪んでいたりとすると、愛着対象を自我の延長機能として利用することができず、自分だけで自分を守らなければならない立場に立たされる。つまり、常に周囲に対して警戒をし、危険と感じたときには自分から攻撃を仕掛けられるような状態に自分を置く、いわば臨戦態勢をしることになる。それは、当然攻撃性の増加につながるし、ささいな刺激に対しても過敏に反応してしまう落ち着きのなさにもつながる。また、養育者からの適切な愛着行動により、不快な内的状態を調節してもらうという体験が内在化されないと、自己調節能力の発達が阻害され、衝動的で興奮すると止まらないというような行動特徴を持つことになる。不適切な養育を受けた乳幼児はタイプDと呼ばれる愛着パターンを示すことが多く、このパターンを示す乳幼児は生理的ストレスを示す傾向があり、5歳時には仲間への攻撃性といった行為の問題を持つリスクが高いという研究もある。

一方、力の弱い子供は、いくら臨戦態勢をしいていても、自分を守りきることはできない。したがって、保護されていない自我は傷つきやすく、少しの心的ストレスが、強いトラウマになりやすい(易トラウマ性)。愛着による自我延長の保護機能及び愛着の欠如やゆがみによる延長自我の機能障害のモデルを図2及び図3に示す。

図 2

愛着による自我延長の保護機能

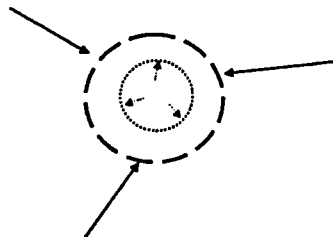
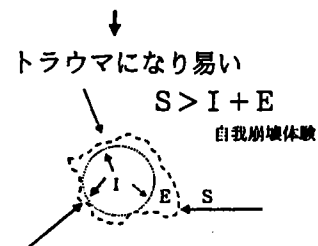


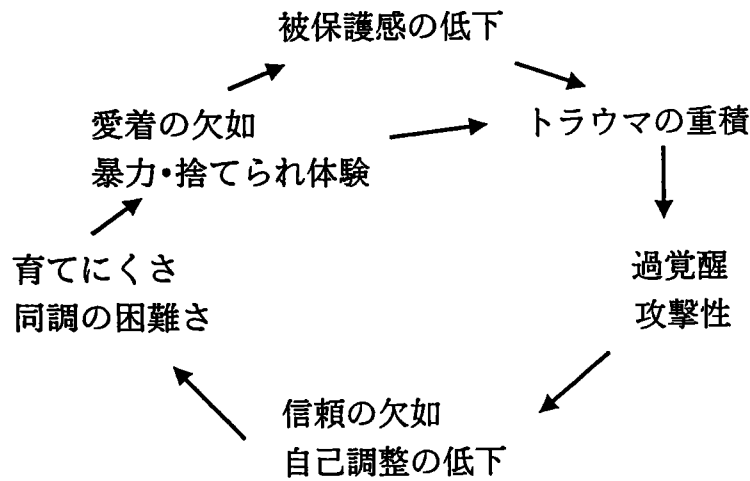
図 3

愛着の欠如や歪み=延長自我の機能障害



トラウマを受ければ更に臨戦態勢を強化しなければならない。人を信頼しにくいいため、愛着関係の形成が阻害され、一層トラウマを受けやすくなるという悪循環に陥ることになる(図4)。そして、無力感が強まり自己評価の低下が進むとともに、脆弱な自我を守るために、否認や解離、麻痺といった心理的防衛が強まる。中には、自傷他害に及ぶ可能性もある。

図4 虐待の悪循環



愛着対象を求めながらそれが裏切られる体験が繰り返されると、安定した対人関係を結ぶことが難しくなる。つまり、無差別に愛着の対象を求めてべたべたしたかと思うと、相手のささいな言動から拒否されるのではと過敏に反応して攻撃的な態度を取ったり、心的距離が近くなると拒否される不安にかられて攻撃的になったりすることが起きる。また、愛着の欠如や歪みは他者への共感性の発達を難しくするので、対人関係の問題につながる。

虐待が起きる環境では、構造の欠如や歪みをともなっていることも多い。善悪の判断を歪めるような教育や、恐怖を与えるしつけが行われる結果、善悪の判断がつかなくなったり、感情の遮断により自己の行動と賞罰とが結びつかなくなったりする。暴力がある環境の場合は、暴力による問題解決を学習するのみならず、虐待者に同一化することで自己を守ろうとして、暴力を使うようになることもある。無力感、罪悪感が強い場合、うつによるいら立ちから暴力が強まることも考えられる。攻撃性、衝動性、不安定性、といった問題のほかにも、与えられるはずのものが与えられていない欠乏感を埋める代償として、過食や盗みといった行動を表す者も少なくない。虐待による発達への影響と精神症状を虐待の種類別にまとめたものが、表16である。

表16 虐待による発達への影響と精神症状

	ネグレクト	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待
発達への影響	<p>愛着関係の欠乏・歪み 基本的信頼の欠乏 受容されている感覚の欠乏 万能感の欠乏 発達刺激の欠乏 構造の欠乏・歪み</p>	<p>外傷体験 信頼感の低下 罪悪感による自尊感情の低下 愛情と暴力の混同 暴力による解決方法の学習</p>	<p>外傷体験 愛情と性の混同 受容できない現実 秘密を守る負担 「汚い」という自己認識 身体への過度の関心</p>	<p>自己否定 外傷体験 信頼感の欠乏 善悪の混乱</p>
精神症状	<p>精神活動の低下 精神発達の遅れ 感情の極端な抑圧 抑鬱 自己感の発達の障害 身体感（リズム・食欲など）の障害 自己感の発達の障害 身体感（リズム・食欲など）の障害 自己境界感覚の障害 自己の連続性の障害 自己の主体性の障害 自尊感情の障害 偽成熟 自己刺激行動 自己調整能力の障害 易興奮性 極端な頑固さ 多動 衝動性 暴力 自傷行為 刺激防御能力の障害 自己治癒能力の低下 易刺激性 満足感の障害 過食，早食い，隠れ食い盗み，万引き，など 他者関係能力の障害 無差別的愛着 希求と回避の混在 共感性の低下</p>	<p>外傷による障害 記憶の問題：記憶の進入，記憶の抑圧，など 生理的防衛：睡眠障害，過度の警戒，易刺激性，など 心理的防衛：精神活動の低下，抑圧，孤立化，解離，二分化，など 虐待者への同一化 自傷行為 自殺願望 幻聴 自己調整能力の低下 易興奮性 多動 衝動性 暴力 自傷行為 抑鬱感情 楽しむ能力の低下 学習能力の低下 無力感 行為の傷害 弱いものへの暴力 反社会的行為</p>	<p>外傷による障害 同左 抑鬱 同左 自尊感情の低下 汚いと思う 無力と思う ファンタジー傾向 白昼夢，虚言 身体化障害 性行動の障害 過度の性行動 性的誘惑 性的関係への過度の不安 異性への希求と回避</p>	<p>自尊感情の障害 抑鬱 自己破壊行動 学習の問題 その他の自己感の障害（ネグレクト参照） 他者関係の障害 孤立傾向 他者への希求と回避 外傷による障害 同左 自己調整能力の障害（ネグレクト参照）</p>

(3) 子供のトラウマの特徴

トラウマの特徴は、①記憶の侵入、②心理的防衛、③身体的防衛を引き起こすことである。①は、トラウマ体験が整理されず記憶の中に入り、関連刺激がなくても記憶が漠然とした情緒とともに侵入してくることを指す。子供の場合、②は、延長自我を求めることが多い。つまり、退行や分離不安となって現れやすい。③は、過覚醒である。子供のトラウマは③が最も強い。とりわけ、被虐待児に多い愛着障害の子供は②を使うことができないので、③が強くなることが考えられる。

解離症状とトラウマ反応の関連についても注目されている。話題提供者らの研究によれば¹、調査対象となった児童養護施設入所児童179名中、児童相談所からの入所理由が虐待である者は14.5%であったが、職員のチェックにより被虐待児であるとされた者は79.3%に上った。身体的虐待が42.5%、ネグレクトが62.6%、心理的虐待が39.3%、性的虐待が2.2%である（重複を含む。）。対象児童に対し、CDC（Child Dissociation Checklist、子どもの解離症状に関するチェックリスト）を実施したところ、虐待体験を有する子供の方がそうでない子供よりも有意に解離症状が多いという結果になった。解離症状が多く見られたのは、性的虐待、心理的虐待、身体的虐待、ネグレクトの順であった。チェックリストから、解離性障害に至っていると考えられる子供は被虐待児の9.2%であった。また、TSCC（Trauma Syndrome Checklist for Children、子供のトラウマ反応に関するチェックリスト）を実施したところ、虐待のない施設入所児に比較して、心理的虐待を受けた子供にトラウマ反応が大きいことが明らかになった。

(4) 虐待ケースの治療の特徴

虐待ケースの治療の特徴について、治療構造に関する点を挙げると以下のようなになる。

- ・他機関との連携が必要
- ・全体の支援計画の一部としての認識が必要である
- ・治療構造が保ちにくい（特に在宅）
- ・家族や職員への治療も不可欠
- ・環境整備が困難
- ・危機となることもある
- ・治療の形態や技法を臨機応変に変化させる柔軟さが必要
- ・再開ケースも多い

子供の治療に関する点を挙げると以下のようなになる。

- ・信頼関係（治療関係）が持ちにくい
- ・攻撃性への対応
- ・距離の取りづらさ
- ・テストに耐えることの困難さ
- ・身体接触のとり方に注意が必要
- ・他の心的外傷や喪失体験の合併が多い

親（多くは虐待者）や家族の治療に関する点を挙げると以下のようなになる。

- ・信頼関係（治療関係）が持ちにくい
- ・親の攻撃性への対応が必要
- ・操作的な親への対応が必要

¹ 平成11年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書、2000

- ・親の不安定さに振り回されることが多い
- ・家族の調整が求められることが多い

施設職員への対応に関する点を挙げると以下ようになる。

- ・職員の被虐待児の心理に対する認識を高める必要
- ・職員の苛立ちへの理解が必要
- ・施設職員への助言が重要（できるだけ具体的な助言）
- ・施設の生活における限界を認識することが必要

治療上の留意点をまとめて列挙すると以下ようになる。

- ・できるだけ早期に治療を開始する
- ・問題行動が出ることを待たない
- ・心理治療はできるだけ頻回にする
- ・一つの治療形態や技術にこだわらない
- ・現在の養育者のガイダンスを平行
- ・発達段階を踏まえた治療を行う
- ・被虐待児の心理プロセスに精通する
- ・他機関との連携を重視する
- ・総合的支援の一部として参加する
- ・柔軟な対応が最も重要

3 討論

(1) 少年鑑別所での被虐待ケースの取扱いについて

- ・鑑別所は虐待についての直接的なケアを行うというよりも、虐待から非行に発展した問題について焦点を当てて内省を促していくという働き掛けを行う方が多い。鑑別作業の中で虐待が発見されれば、家庭裁判所調査官と協議して、帰住先などを話し合うこともしている。

(2) 少年院での被虐待ケースの取扱いについて

- ・現在の少年院のプログラムは、在院者の約半数が被虐待経験を有しているという状況に対応したものになっているか。自分の加害者性を認めさせようとしている少年院において、被害経験をどのように扱うか。現場では個別に少年の加害者性と被害者性と双方を視野に入れて手当てをしているものの、虐待については「あなたは悪くない」と教えていくことが大切であると、処遇者側に広く了解されるべきではないか。
- ・被虐待経験のある在院者の親に対する調査を行うことで、虐待の世代間連鎖についての知見をえられるかもしれない。ケアに世代間連鎖の視点を入れることで、少年が将来親になったときの虐待の再生産が防げるのではないか。

(3) 性虐待の取扱いについて

- ・性的虐待は発見が難しい。発見されても、親告罪であるため、小さい子供の場合難しい。また、子供の側が、告発を嫌がったり、自分が悪いからとして告発に至らない例も少なくない。性的虐待の被害者は、加害者に対するアンビバレントな気持ちが強く、加害者と離しても加害者の元に逃げ帰ってしまうこともある。性的虐待はきょうだいが加害者という例も多く、また被害者である子供と親との間に目立った問題がなくても、居住などの問題が生じる。

第5 第5回「被虐待経験のある非行少年処遇をめぐる福祉と司法機関との連携」

第5回の研究会のテーマは、非行少年の処遇をめぐる福祉と司法機関との連携である。対象少年に対する福祉・司法機関等の関係機関のアプローチには、発見から治療に至る時系列的な流れに沿った連携があり、それと同時に対象少年の援助を中心とした包括的・横断的な連携の二つがある。これらの連携をより効果的に機能させるための福祉・司法関係機関の連携の在り方とその課題について検討した。

1 話題提供 「児童虐待に対する相談援助の現状と課題 ―福祉分野を中心に―」

(淑徳大学教授 柏女霊峰 氏)

(1) はじめに

現在、取り組んでいることは2つあり、1つは、子供家庭相談体制の分析であり、もう1つは、児童相談所を中心に児童虐待について派生する問題を探ることである。

児童相談所は、そもそも児童の保護及び鑑別並びに判定機関として出発し、整備されてきたものであるが、近年では、児童虐待問題の顕在化に伴ってこの問題に介入しなくてはならなくなった。平成12年11月「児童虐待の防止に関する法律」が施行されて以来、事件数の急増に対応しきれていないのが現状である。また、緊急対応や危機介入といった、これまでノウハウが十分に蓄積されていない関わり方も求められるなど社会の要請も高まっている。加えて、児童問題の複雑化に伴い関係機関との連絡調整体制も求められている。

この児童虐待の増加・顕在化は、これまで半世紀以上にわたって続いてきた児童家庭相談体制及び児童家庭福祉サービス供給体制の限界を露呈させ、まさに児童家庭相談システム全体を再構築する必要性を意味すると言える。

(2) 児童虐待の実態と課題

実態調査等から明らかになったことは、以下のとおりである。

ア 相談数・発生率・特徴

児童虐待相談数は、平成2年度から全国の児童相談所を通じて集計が行われており、平成11年度は、平成2年度の約11倍となっている。この増加の要因としては、①児童虐待そのものの増加、②社会の関心の高まりによる相談・通告の増加、③児童相談所の意識の高まりによる統計上の増加等が考えられるが、いくつかの調査から総合的に判断すると、近年の児童虐待件数の増加は、主として従来潜在化していた事例を顕在化したことによると考えられる。また、1年間の発生率（平成8年度の全国児童相談所長会が行った被虐待事例調査分析による。）は、全国の児童人口1万人当たり1.7人であるが、都市部（東京都及び政令指定都市）は平均2.2人、非都市部は同1.5人となっており、都市部において高い傾向が見られた。また、その特徴は、①多子家庭、②経済的困難等何らかの家庭問題を抱えていること、③7割強の児童に何らかの心的外傷を思わせる症状が見られたこと、④一般的な他の事例と比較して長期的な関わりを繰り返すこと、⑤保護者への対応の困難であることなどである。

イ 児童相談所における被虐待児童援助の実態（制度・組織面）

① 予防及び初期段階の対応

早期発見義務の周知徹底及び通告義務に関する広報啓発活動、迅速な立入調査に向けた手続の改善、初期介入における迅速な機関決定とチーム対応等の対応については概ね適正な対応がなされていた。

② 保護・援助段階

施設入所後の報告聴取、他機関との定例的な会議の開催等関係機関との連携が低調であること、強引な引取り事例や家庭引取り後のフォローアップ等いくつかの課題があることが分かった。

③ その他

他機関との連携、地域におけるネットワーク構築の必要性、法的対応期間の短縮化、児童相談所の体制強化等の検討すべき課題があることが改めて示唆された。

ウ 援助業務に携わる職員の実態

- ① 常設のネットワークの未整備により関係者間の意思疎通が困難になったり、機能的ではない場合もある。
- ② 保護者が調査及び面接に協力的でない場合に担当者の時間的・心理的負担が大きい。
- ③ 所内体制として担当者をサポートするスーパービジョン体制ができていない事例がある一方、ほとんどの場合は、児童福祉司が中心となって相談員や心理判定員と連携を採って対応しているため、担当福祉司が事例を抱え込み葛藤を抱える状況にある。
- ④ 職員数の絶対的不足、虐待事例の特性等による担当者の時間的・心理的負担が大きい。

上記の内容から分かるように児童相談所及び個々の職員は、多くの困難と時間的・心理的負担を背負いつつ、児童虐待事例に対して援助を行っている実状が浮かび上がってきた。また、困難や負担を軽減するための制度面、運用面の両方にわたる改善事項も多く指摘され、現在の児童家庭相談システム全体を再構築する必要性に迫られていることが明らかになった。

(3) 新しい児童家庭相談体制の再構築に向けて

ア 児童家庭相談体制の再構築のための主たる視点

- ① 保護者が相談・介入を希望しない事例に対しても、児童の最善の利益確保のために必要な介入が速やかに実施できるシステムを構築する。
- ② 児童及び子育て家庭一般が広く集い、自ら問題を解決して行く力を育てる居場所機能を地域に創り上げる。
- ③ 地域に多様な子育て支援のための在宅福祉サービスや専門機関を用意するとともに、それらのサービスや機関を調整しつつ児童の育ちや子育てを支援するいわゆるケース・マネジメント及びファミリー・ソーシャル・ワーク機能を地域に整備する。

これらのことにより、養育力及び教育力を失いつつある家庭に対する支援を地域レベルで展開するとともに、児童の福祉を図るため保護者の意に反しても介入が必要な事例には速やかに対応できるシステムの構築が望まれる。

イ 今後の児童家庭福祉サービス供給体制及び児童家庭相談体制の方向性（提言）

① 児童家庭福祉サービス方式の類型化

利用方式を保育の実施方式、職権保護方式及び司法決定方式の3類型とし、利用者がサービスを主体的に選択できるようにする。なお、児童虐待の防止に関する法律は施行後3年をめどに見直しすることとされていることから併せて親権の一時停止制度、親権者に対するカウンセリング受講命令制度の創設など司法決定方式の強化・整備も必要である。

② 児童家庭福祉サービス供給体制の分権化

当面、障害者福祉行政につき、市町村を実施主体として、都道府県が専門的支援を行う体制を確保する。また、障害者関連業務の一元化を図ることに伴い、児童相談所は、子供と女性の権利擁護センターとしての機能を持つ「児童家庭権利擁護センター」（仮称）として再編する。さらに都道府県家庭児童相談室を廃止して、市町村における児童家庭福祉サービスの行政拠点の整備を行う。

小規模町村は、地域子育て支援センターにその業務の一部を委託できるものとする。

ウ 児童家庭相談体制の方向性

① 児童相談所の役割の限定化

保護者が相談や介入を希望していないが、児童の福祉をを図るために介入を必要とされる児童虐待、非行等を中心に対応していく「権利擁護サービス機能」を中心に果たす機関とする。

② ファミリー・ソーシャル・ワーク機能としての家庭児童相談室

市町村では現行の人員体制を強化してファミリー・ソーシャル・ワーク機能を果たす機関として整備する。福祉事務所内設置という枠を撤廃して公立施設にも付置できるようにする。

③ 居場所機能の整備

対象児童により、現行の地域子育てセンター（対象：乳幼児）、児童館（対象：中高生）、適応指導教室（対象：不登校児童）などの整備に加え子育て家庭のための各種在宅福祉サービスの大幅な拡充を行う。

(4) 児童虐待に対する相談援助の効果的な対策

ア 啓発活動及び予防教育の徹底

イ リスク・アセスメント・シートの開発と普及

ウ 緊急対応が可能な援助体制（児童虐待に対する専門班）の整備

エ 適正手続の確保

オ 地域ネットワークの形成及び関係機関等との連携の在り方に関するノウハウの蓄積

カ ソーシャル・ワークに関するノウハウの集積と普及

キ 被虐待児童及び保護者に対する心理的・社会的ケア・家庭環境調整を行う体制の整備及びそのプログラムの開発並びに普及

これらが行われれば、親子関係の再構築や親、子それぞれの成長に寄与するのみならず、虐待の世代間連鎖を断ち切り、虐待の再生産を防止することとなるであろう。

2 話題提供 「被虐待経験のある非行少年の事例 —少年院の現場から—」

（神奈川医療少年院 小粥展生 統括専門官）

被虐待経験のある被収容少年の中で、主として帰住先の調整に困難を極めた3事例の紹介を通して、処遇に当たっての問題点及び課題について発表したい。

(1) 事例紹介（なお、事例の詳細な内容は、発表者の意向により省略する。）

ア ケース1（N少年）事件名：「傷害」

① 被虐待経験の内容：実父からの言葉による虐待

② 環境調整上の留意事項：親子関係が不安定のため「帰住先未定」の状態が続く。本人はてんかん性障害がある。

イ ケース2（K少年）事件名：「ぐ犯」

① 被虐待経験の内容：養父からの身体的虐待（ささいなことで体罰がある。平手で叩かれたり、とげの付いたスリッパで殴られるなど。）

② 環境調整上の留意事項：引受人は養父母であり、少年は施設生活が長い。母親は難病を持っていることもあり、少年院内の行動観察では「どうすることもできない無力感」や「かん黙状態」に陥ることがあると記載されていた。

ウ ケース3（M少年）事件名：「ぐ犯、放火及び窃盗」

- ① 被虐待経験の内容：実父からの身体的虐待（せっかん、熱湯をかけられる。包丁で切り付けられるなど。ただし、2回目の入院のころは、逆に少年が実父に暴力を振るっていた。）
- ② 環境調整上の留意事項：IQ40前後であり、第二種知的障害認定。少年院入院は3回目であり、2回目の入院の在院期間は3年2か月だった。身元引受人である実父の引受拒否により帰住先の調整に困難を来し、最終的には知的障害者福祉施設を帰住先として23歳で退院した。

(2) 被虐待経験のある非行少年の処遇に当たっての問題点及び課題

ア 矯正教育で被虐待を取り扱うことの限界

少年院は、保護処分を執行する機関として矯正教育及び家族関係等の調整を行う。矯正教育とは、社会適応の障害となるものを是正していくことであるが、単に非行の要因となる性格の矯正のみを意味するものではない。少年の長所を伸ばすことも併せて行い、社会適応性を促す積極的な側面も考慮して処遇を行う。家庭に戻すことが難しい場合には、出院後の将来に向けての調整を含めた処遇が重点的になされなければならない。

しかし、少年は保護処分を受けた者としては、「加害者」の立場に置かれるが、環境調整の側面を考えるとときには、家庭内での被虐待経験に関しては少年自らが被害者である場合がある。この被虐待経験のように個別に抱える問題に対しては、処遇内容、指導体制、指導する職員のノウハウ等から最も効果的な処遇を行わなければならない。

少年は確かに非行を犯したが、一方で被害者という、この2つの側面に施設あるいは職員としてどのように関わっていくのか。自らの加害者性と被害者性との調整をどのように行うのか。

イ 家庭に戻すことの難しさ

非行の要因は少年の性格に起因するものもあるが、環境の要因と性格の要因との相互作用によるものと言われている。つまり、少年を取り巻く家族とを中心とした心のつながりを修復する必要性もある。

帰住先家族と少年の調和がとれていれば、少年院出院後に少年の心身が安定する状態は早期に回復されるであろうが、その家族の日常生活の中に虐待を始めとする家族の機能を破壊したり、阻害するものがある場合は、環境調整も困難であることを認めざるを得ない。

問題は少年個人だけに帰属するものではなく、家族のシステムに帰属する問題と言えるからである。つまり、家族のシステムが非行の原因の一つとすれば、そのシステムが変わらない限り、綿々と同じ問題が繰り返される危険性が高いのである。

ウ 帰住調整における関係機関の連携

少年院を出院する事由には、退院及び仮退院等があるが、仮退院には身元引受人が必ず必要である。保護者として親がいる場合には、身元引受人には親になる場合が多い。しかしながら、今回紹介した事例のように少年院に複数回入院している場合には、非行を繰り返すことによって身元引受人との関係の修復ができなかったり、その関係が壊れる場合もあり、肉親がいながら引受を拒否されることも経験上少なくない。このような場合には、更生保護施設に帰住調整を行うこととなるが、少年の抱える疾患の内容等から更生保護施設の引受が難航する場合もある。その場合は、受入可能な他の帰住先を探して更に調整を進めることになり、紹介事例のように地方自治体（市町村を含む）の福祉施設に対して帰住調整を行う場合もあった。しかしながら、福祉施設にとっては、矯正施設の出院者を受け入れることへの「驚き」や「とまどい」があり、これが帰住調整に困難を伴う一因でもある。

ケース3の少年の場合は、初回入院のころは実父からの身体的虐待があったが、入院3回目のころには、親子の力関係が逆転して逆に少年が父に暴力を振るうことがあったり、複数回の放火歴があるため、帰住調整に困難を極めたが、職員の知己を頼り「知的障害者福祉施設」に帰住先が決定した。

3 討論

引き続き、研究会の席上では参加者による意見交換が行われたが、ここでは主な意見を要約し、話題別にまとめて紹介する。

(1) 帰住調整の定義及び手続について

- ・ 更生保護施設は、概ね次の場合に利用されている。
 - ア 親等の身寄りがないもの
 - イ 身元引受人に引受を拒否された場合、
 - ウ 身元引受人に引受意思はあるものの、帰住環境としては不相当と判断された場合
 - エ 一時的に生活訓練を行う場合等

少年院を出院する事由には、退院及び仮退院等がある。仮退院は身元引受人が必要であるが、基本的には親が身元引受人となる場合が多い。親等の身寄りがない場合または引受を拒否された場合については、更生保護施設等に帰住することになる。しかしながら、更生保護施設に入所する場合には、自立が前提であり、神奈川医療少年院の場合には、様々な問題を抱えている少年が対象であることから出院者の引受が不相当である場合が多い。

(2) 福祉と司法機関の連携について

- ・ 福祉機関及び司法機関の連携、特に本日の話題となった環境調整等に関しては、社会福祉制度の活用及びそのシステムを熟知している者の育成並びに地域的機能の整備が必要であると感じた。

(3) ネットワークの機能の充実について

- ・ ケース3の少年に関する処遇（関係機関の協議会開催）を見ると、準少年保護事件（収容継続申請）の申請が却下されたことに加えて環境調整（帰住先の設定）に困難を極め出院の直前まで調整を行った。対象少年の抱える様々な問題から、出院後の少年を支え、関係機関等の連携・調整を行うことを目的として仮退院決定の権限を有する地方更生保護委員会の呼びかけにより、少年院、保護観察所、県・市の福祉関係者、警察の担当者が話し合いの場をもった。具体的な解決には至らなかったが、お互いが危機意識を共有することができた。
- ・ 環境調整には入院時点から出院までを見据えた長期的な視野をもって進めていくことが肝要である。そのためには、ネットワーク形成及びその機能の充実が必要である。ネットワーク形成自体は手段であるが、決定権限（手続）面・相談体制・システム、構成する関係者等の責任を明確にしておき、より有効な社会資源としての機能を充実させていく必要があるだろう。

4 まとめ

今回の研究会においては、児童福祉分野でのソーシャル・ワークの実態、問題点及び今後の方向性について、矯正・保護の分野での社会内処遇について事例を交えて検討することとなった。福祉、矯正及び保護の分野は、それぞれの機能が分化・専門化されており、いわゆるネットワーク機能も必要に応じて形成されるなど常態化されていないのが現状である。それゆえに近年の児童虐待の顕在化に伴い、各施設等の専門的援助機能を強化することや相互の関係を絶えず調整・形成する中での対象者の現実的なニーズに沿ったソーシャル・ワーク的機能が一層求められているのである。

5 添付資料

「新たな児童家庭相談体制の構築に向けて」

新たな児童家庭相談体制の構築に向けて

柏女 霊峰

1. 児童家庭相談体制の再構築の必要性

これまで考察してきたように、いずれの調査も児童相談所及び個々の職員が、多くの困難と時間的・心理的負担を背負いつつ、児童虐待事例に対して援助を行っている実情を浮かび上がらせている。また、困難や負担を軽減するための制度面、運用面の両方にわたる改善事項も多く指摘されている。

これまで児童相談所は、鑑別から判定へ、そして近年では、各種の臨床ソーシャルワークあるいは心理療法・カウンセリングなどの手法を中心としつつ援助を展開してきた。しかしながら、この児童虐待の顕在化にともなって、現在、児童相談所業務に大きな混乱が起きてきている。

たとえば、これまでの児童相談所の業務は、原則として心理職と児童福祉司がチーム対応してきたが、虐待問題の顕在化で、児童福祉司同士の複数担当制という方式も必要とされてきている。また、緊急対応や危機介入といったこれまでのノウハウの十分な集積がなされていない関わり方も求められている。保護者の意に反しても児童の福祉のために介入すべき事例が増加し、また、周囲の要請も高まっている。さらに、児童問題の複雑化にともない、児童相談所のみで解決できる問題が少なくなり、関係機関との連絡協体制が求められている。こうした事態が、児童相談所の業務に大きな影響と負担を与えている。しかも、その数や人員に大きな増加はなく、また、システム自体も従前のモデルが継続している。それらの結果、児童相談所の業務が大きく混乱し、それが職員の疲弊となって顕在化していると指摘できる。

早急に新しい対応手法を開発しなければならないし、臨機応変に対応できる新しいシステムの開発も必要である。しかしながら、そのシステムを開発する暇もなく、次から次へと新しい虐待ケースが入ってきている。もはや児童相談所はこの虐待問題に中心となって対応する機関だからがんばれという、叱咤激励路線だけでは対応できない状況に陥っていると考えられる。児童相談所の数や職員数を飛躍的に増やすのならともかく、現在のようなわずかな量的拡充だけではすでに限界に来ているといつてよい。まさに、児童家庭相談システム全体を再構築する必要性に迫られているといえるのである。

2. 新たな児童家庭相談体制の再構築に向けて

(1) 児童家庭相談体制再構築の視点

以上のように、わが国における児童虐待の増加・顕在化は、これまで半世紀以上にわたって続いてきた児童家庭福祉サービス供給体制並びに児童家庭相談体制の限界を露呈させ、再構築する必要性を生じさせているかにみえる。

そのことは、親を失った児童をはじめとする保護を必要とする児童の保護と鑑別・判定や保護者の同意を前提とする任意的サービスを中心的機能として構築されてきた児童家庭相談体制、並びに児童家庭福祉サービス供給体制の再構築を意味する。再構築の主たる視点は、以下の3点である。

- (ア) 保護者が相談・介入を希望しない事例に対しても、児童の最善の利益確保のために必要な介入が速やかに実施できるシステムを構築する。
- (イ) 児童、子育て家庭一般が広く集い、相互に意見交換を行うことにより自ら問題を解決していく力を育てる居場所機能を地域に創りあげる。
- (ウ) 地域に多様な子育て支援のための在宅福祉サービスや専門機関を用意するとともに、それらの

サービスや機関を調整しつつ児童の育ちや子育てを支援するいわゆるケースマネジメント、ファミリー・ソーシャルワーク機能を地域に整備する。

このことにより、養育力並びに教育力を失いつつある家庭に対する支援を地域レベルで展開するとともに、児童の福祉を図るため保護者の意に反してでも介入が必要な事例には、速やかに対応できるシステムの構築が望まれる。

(2) 児童家庭相談体制のあり方に関する課題

とはいえ、児童相談所を頂点とする児童家庭福祉サービス供給体制並びに児童家庭相談体制は半世紀以上も継続し、一定の定着をみている以上、現行のシステムを形成している各種機関の現状分析を抜きに、白地に絵を描くことはできない。再構築のためには、現行の相談援助機関等に対する正確な現状分析が必要とされる。

著者らはこれまで、児童相談所、家庭児童相談室、児童家庭支援センター、地域子育て支援センター事業等福祉領域の相談援助機関・施設・事業の相談活動に関する実態調査を続けてきた。

先行研究を通じ、児童相談所が要保護性の高い狭義の児童福祉相談に個別的・継続的に関わり、福祉事務所（家庭児童相談室）は児童相談所と密接に連携しつつ、それらの相談に地域レベルで対応する役割を主として果たしている現状が明らかとなった。すなわち、本来、地域に密着した気軽な相談機関として期待されている家庭児童相談室は、要保護児童問題の複雑・多様化を受け、主として要保護児童問題に力を割かざるを得ない状況に置かれていることが明らかとなり、このため、住民が気軽に相談し、かつ、援助・情報提供を受けられる機能が欠落している現状がみられることも明らかとなった。さらに、都道府県設置の家庭児童相談室は市設置の家庭児童相談室に比して事務的業務の割合が高く、町村部における相談体制の貧弱さも推定できた。そして、こうした問題に中心的に関わる児童相談所は児童虐待の対応に追われ、本研究にみるとおり、介入を望まない保護者の説得や関係機関との連携をめぐって多くの課題を抱えているのである。

また、地域子育て支援センター事業は、乳幼児及びその親に対して居場所を提供し、親たちの相互援助を活性化し、求めに応じ保育士等が相談に応じ、また、必要な場合には狭義の児童福祉援助を行う児童相談所等の機関に紹介する機能を果たし得ることが明らかとなった。地域子育て支援センター事業は、たとえば児童虐待問題の解決に直接関わるのではなく、その前段階の日常生活上の育児ストレスや不安への対応を行う機能を発揮するものといえ、また、問題の解決を目的とする個別的な相談活動を主目的とするのではなく、居場所としての機能や親たちの相互援助機能を活性化することにより問題の解決や支援を行う機能を発揮することが期待されているといえる結果であった。

すなわち、児童相談所や福祉事務所（家庭児童相談室）が狭義の児童福祉関係相談に個別的・継続的援助を行っているのに対し、地域子育て支援センターは、乳幼児を中心とする地域の子育て家庭に対し集団的・支持的・情報提供的援助を行っていることが明らかとなり、両者の機能は相互補完的であった。

しかし、これまでの一連の調査からは、必ずしも地域子育て支援センターが地域の関係機関、サービス調整の中核としての機能を果たす姿はみえてこず、要保護性の高い児童や子育て家庭に対して地域レベルでケースマネジメントや在宅サービスの調整を行い、ソーシャル・サポート・ネットワークを形成・活用しつつ援助を行ういわゆるファミリー・ソーシャルワークの機能を果たすところまでは、現状では期待しがたいことも同時に明らかとなった。

こうした機能は、いわゆる都市家庭在宅支援事業や児童家庭支援センター、東京都の子ども家庭支援センター等が果たすべき機能とも考えられるが、こうした機関・事業は未だ限られている。地域におけるケースマネジメント、ファミリー・ソーシャルワークを展開できるシステムづくりが今後の大きな課

題である。

つまり、①の基本視点との関連でいえば、(ア)に関しては児童相談所の機能強化や司法との連携が必要とされ、(イ)に関しては、乳幼児以外の児童を育てている保護者や児童、特に中高生の居場所機能の確保が課題とされる。また(ウ)に関しては、サービスそのものが少ないことに加え、ファミリー・ソーシャルワーク機能を果たすことのできる機関が欠落していることがもっとも大きな課題となると考えられるのである。

(3) 児童家庭福祉サービス供給体制の課題

次に、児童家庭福祉サービス供給体制の課題について整理しておきたい。本格的な地域福祉時代を迎え、現在、一部を除き都道府県・指定都市を中心に実施されている児童家庭福祉サービス供給体制についても、その妥当性について検討することが必要となってきている。現行児童家庭福祉サービス供給体制は、比較的数量が少なく、また、自己の意見を表明する力の弱い要保護児童の生活・権利擁護のために一定の有効性をもっていると考えられるが、一方で、市町村・地域レベルにおける児童家庭福祉サービスの展開を限定的なものにし、民間も含めた地域における児童家庭福祉サービスへの計画的取組を困難にさせる一因ともなっている。

一方、時代の変化にともない、中央集権のデメリットがメリットの部分を超えて顕在化しており、行政改革論議のなかで、国から地方への分権や地方自治体間の分権に関する検討も進められている。すでに、社会福祉の分野においては、サービスの実施主体を市町村に置くシステムづくりが主流となっており、高齢者、身体障害者福祉はいうに及ばず、知的障害者に対するサービス供給体制主体の市町村移譲も平成15年度から実施されることとなっている。

さらに、サービス供給方法についても各種の論議や試みが進められている。すでに高齢者福祉においては、介護保険制度のもと利用者とサービス提供者との直接契約システムが定着し、障害者福祉分野においても、平成15年度からいわゆる支援費支給制度と呼ばれる契約システムが導入されることとなっている。児童家庭福祉分野においても、いわゆる保育の実施や母子保護、助産の実施のように、利用者の選択性を優先する提供方式も導入されつつある。児童家庭福祉分野のサービス供給方法については、今後も一部を除き都道府県・指定都市の児童相談所による職権保護システムが中心的な機能を果たすこととされたが、その是非については、今後も検討を続けなければならない。

このように、児童家庭福祉サービス供給体制について論ずる際には、大きく、分権、特に地方間の分権とサービス供給方法の変更並びに供給主体の多元化の両面について検討することが求められる。

3. 児童家庭福祉サービス供給体制、児童家庭相談体制のあり方に関する提言

最後に、これまでの考察を踏まえ、今後の児童家庭福祉サービス供給体制及び児童家庭相談体制の今後の方向について提言を行うこととしたい。

(1) 児童家庭福祉サービス供給体制の今後の方向

(ア) サービス利用のあり方に関する事項

まず、児童家庭福祉サービス利用方式を、保育の実施方式（場合によっては支援費支給方式も考慮）、職権保護方式、司法決定方式の3類型に整理する。直接契約を行政が支援するシステムないしは行政との契約方式を原則とし、サービス利用を申請しない場合や親がいない場合などの行政の勧奨責任や職権保護を明確化し、さらに、職権保護や勧奨に従わない場合には司法決定方式で対応することとする。このようにすることで、児童本人や保護者がサービスを選択でき、また、施設サービスの社会化が進むのであれば、児童の権利擁護や利用者主権という視点からみてもメリットの方が大きいのではないかと考

えられる。

あわせて、親権の一時停止制度や親権者に対するカウンセリング受講命令制度の創設など司法決定方式の強化、整備が必要とされる。児童虐待防止法は施行後3年を目処に見直しすることとされており、その折には、親権制度の改正を含む強制的介入システムの整備が図られなければならない。

(1) 児童家庭福祉サービス供給体制の分権化に関する事項

次に、児童家庭福祉サービスの分権化に関する事項としては、まず、障害児童福祉サービスに関して市町村を実施主体とし、都道府県が専門的支援を行う体制を確保する。また、ひとり親家庭福祉サービスについても全面委譲を検討する。さらに、都道府県の障害児関係専門業務を児童相談所から切り離して知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所を統合した障害者更生相談所に吸収し、児童一元化を図る。

なお、その際、障害児やひとり親家庭児童、要保護女性についても要保護性ないしは介入を必要とする場合があることを考慮し、市町村と児童相談所との橋渡しのためのシステムづくりは必須である。これにともない、児童相談所をたとえば児童家庭権利擁護センターとし、子どもと女性の権利擁護センターとして機能させるべく再編成する。

また、市町村に児童家庭福祉サービスの行政拠点を整備するため、都道府県家庭児童相談室を廃止し、市町村に家庭児童相談室を整備する。あわせて、小規模町村に配慮し、地域子育て支援センターに、その業務の一部を委託できることとする。

社会的擁護に関する実施体制については、これらの体制整備を図ったうえで施行状況を確認し、改め分権化を検討することが適当である。

(2) 児童家庭相談体制の今後の方向

以上の児童家庭福祉サービス供給体制の変更にとともない、児童家庭相談体制も変更されることとなる。すなわち、まず、児童相談所は、保護者が相談や介入を希望していないにもかかわらず児童の福祉を図るため介入を必要とされる事例、たとえば児童虐待や非行事例などに中心的に対応する権利擁護サービスとしての機能を中心的に果たす機関として、その役割を限定していく方向が提示できる。

次に、市町村に設置される家庭児童相談室は、現行の人員体制を強化し、いわゆるファミリー・ソーシャルワーク機能を果たす機関として整備する。現行のような福祉事務所内設置といった枠を撤廃し、公立施設にも付置できるようにし、ケースマネジメントや在宅福祉サービス拠点としても機能できるようにすることも考慮に値する。この拠点に市町村保健センターの母子保健部門も統合できれば、保健婦という専門職ともチームを組むことができるであろう。さらに、このような公立相談機関は必要に応じて社会福祉法人やNPOが展開する相談事業とも協定を結び、幅広いサービスを整備する姿勢が必要である。

なお、障害児相談サービスに関しては都道府県障害者更生相談所を頂点とし、障害者プランにおいて拡充・整備が進みつつある障害児（者）地域療育支援事業が拠点となるであろう。その他、不登校や非行問題については、教育相談所やスクール・カウンセラー、少年サポートセンター等のそれぞれの専門機関を中心として相談体制を整備していくことが求められよう。

最後に居場所機能の整備であるが、乳幼児を養育する親たちにとっては、現行の地域子育て支援センターが最大の機能を発揮することとなろう。また、中高生の居場所については大型児童館の整備が求められる。不登校児童のためには適応指導教室の整備も必要である。なお、これらの居場所機能の整備とともに、ファミリー・サポート・センターやショートステイ、一時保育といった子育て家庭のための各種在宅福祉サービスの大幅拡充が必要とされることはいままでもない。

おわりに

以上、児童虐待に対する児童相談所を中心とする相談援助体制の調査を通じて得られた知見並びに著者らのこれまでの相談機関調査等を通じて得られた知見から、児童家庭福祉サービス供給体制並びに児童家庭相談体制整備の展望について若干の提言を行ってきた。

戦後に成立した社会福祉サービス供給システムの歴史を見とおすとき、現在に至るまで大きな変更を行っていないのは、ほとんど児童家庭福祉サービス供給体制並びに児童家庭相談体制のみであるといえてよい。出生率の継続的低下や児童虐待の顕在化とそれらの課題に対応する現行制度の疲労は職員の疲労として顕現し、そうしたシステムがもはや国民の生活意識の価値観とは乖離したものとなっていることを如実に示しているといえるのではないだろうか。

相談機関がパンクしないうちに、システムの再構築を検討しなければならない。風が吹いてから風を作ろうとしてももう遅いのである。(柏女 霊峰)

<文献・順不同>

- 1) 厚生省児童家庭局『児童相談所運営指針(平成12年11月改訂版)』2000
- 2) 厚生省児童家庭局企画課『子ども虐待対応の手引[平成12年11月改訂版]』2000
- 3) 厚生省児童家庭局企画課『児童虐待対策に関する資料集』1999
- 4) 柏女霊峰「わが国における子ども虐待防止システムの動向と課題」『淑徳大学社会福祉研究所共同研究報告書』淑徳大学社会福祉研究所 2000
- 5) 小木曾宏「千葉県における子どもの虐待防止活動の実践的展開とその研究」『淑徳大学社会福祉研究所共同研究報告書』淑徳大学社会福祉研究所 2000
- 6) 柏女霊峰・中谷茂一・林 茂男・網野武博「児童相談所の運営分析」『日本総合愛育研究所紀要』第32集 日本総合愛育研究所 1996
- 7) 柏女霊峰・中谷茂一・林 茂男・網野武博「児童相談所専門職員の執務分析」『日本総合愛育研究所紀要』第33集 日本総合愛育研究所 1997
- 8) 柏女霊峰・山本真実・尾木まり・谷口和加子・網野武博・林 茂男・新保幸男「家庭児童相談室の運営分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第34集 日本子ども家庭総合研究所 1998
- 9) 柏女霊峰・新保幸男・山本真実・尾木まり・谷口和加子・林 茂男・網野武博「家庭児童相談室専門職員の執務分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第35集 日本子ども家庭総合研究所 1999
- 10) 山本真実・柏女霊峰・尾木まり・谷口和加子・新保幸男・林 茂男・網野武博「家庭児童相談室の運営分析(2)」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第35集 日本子ども家庭総合研究所 1999
- 11) 柏女霊峰・山本真実・尾木まり・谷口和加子・林 茂男・網野武博・新保幸男・中谷茂一「保育所実施型地域子育て支援センターの運営及び相談活動分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第36集 日本子ども家庭総合研究所 2000
- 12) 柏女霊峰・村田典子・尾木まり・松原康雄・小木曾宏・中谷茂一・才村 純「児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究(I)～専門職員及び関係機関の関わり分析～」『平成10年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書(第5/6)』1999
- 13) 柏女霊峰・中谷茂一・村田典子・才村 純・尾木まり・小木曾宏・松原康雄「児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究(II)」『平成11年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書(第5/6)』2000
- 14) 柏女霊峰『児童福祉の近未来～社会福祉基礎構造改革と児童福祉～』ミネルヴァ書房 1999

- 15) 柏女霊峰『現在児童福祉論 [第4版]』誠信書房 2001
- 16) 柏女霊峰『児童福祉改革と実施体制』ミネルヴァ書房 1997
- 17) 柏女霊峰編『別冊発達23 改正児童福祉法のすべて～児童福祉法改正資料集～』ミネルヴァ書房 1988
- 18) 柏女霊峰・山本真実『新時代の保育サービス～親と子のウェルビーイングをめざして～』フレーベル館 2000
- 19) 松原康雄・山本 保編『児童虐待～その援助と法制度』エディケーション 2000
- 20) 柏女霊峰監修『子ども虐待 教師のための手引』時事通信社 2001

(出典：平成12年度厚生省科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（一部抜すい））

第6 第6回「加害者に対する刑事的介入をめぐる諸問題」

第6回の研究会においては、児童虐待の加害者に対して、刑事政策上どのような関わりができるのか、その現状と今後の課題についてが検討された。

現状については、現在の刑事処罰だけでは、児童虐待という子育ての援助が必要な事案に対応できないこと、矯正施設においても、保護観察においても、児童虐待に応じた処遇プログラムが不十分であることが指摘された。また、立入り調査、ケア受講命令の発動等、強制的な措置に関しては、福祉機関と連携しながら刑事司法機関の果たす役割といったものが期待されている。

1 話題提供「児童虐待に対する刑事規制のあり方」(専修大学教授 岩井宣子 氏)

児童虐待問題について、刑事的な介入がいかなる機能を果たせるのかについて、児童虐待に対する社会的対策を(1)予防、(2)発見、(3)暫定的保護、(4)最終的措置、の4つの段階に分け、この段階に沿って検討したい。

(1) 予防

予防については、①「様々な育児援助のサービス」②「乳児検診等によるフォローアップ」により、地域の子どもすべてを視野に入れていく必要がある。

この予防の段階で、刑事的介入の果たす機能は何か考えると、やはり、③「刑罰による一般予防効果」であろう。つまり、子供に対する暴行、傷害は処罰の対象になるのだ、特に、性的虐待においても、これは犯罪なのだという意識を喚起することである。また、④「加害者援助による再発防止」も考えられなくてはならない。

(2) 発見

我が国においては、①児童福祉法25条に要保護児童発見者は福祉事務所または児童相談所に通告する義務を、②児童虐待防止法5条、6条においては、児童の福祉に職務上関係ある者は、児童虐待の早期発見に努め、発見した者は児童福祉法25条の規定により通告しなければならない旨定めている。ところで、学生に、児童虐待を発見したらどこに通報するかたずねたところ、児童相談所という答えは少なく、警察に通報すると答えたものが多かった。実際、警察も虐待を把握しやすい立場にあると思われ、警察においても虐待を発見した場合は、保護的な姿勢で対処するよう留意しているとのことである。

アメリカにおいては、子どもの処遇に関わる職業にある人々に通報が義務づけられ、違反した場合は、ライセンスを剥奪するなどの罰則規定も設けている。イギリスにおいては、通報義務はあるが、罰則規定は無く、日本はイギリス方式を取り入れたといえる。

通告については、医師の守秘義務とのかねあいが問題であったが、厚生省の通達により、刑法35条により違法性は阻却されるという解釈が確立している。また、虐待を疑って通告したが実はそうではなかった場合、民事・刑事上免責されるかという問題については、通告を受けた児童相談所がきちんと調査し、虐待行為を認めた段階で介入することとなるので、問題にはならない。

(3) 暫定的保護

虐待の発見がなされたあと、児童相談所が介入することとなり、①児童虐待防止法9条により安全確認のための立ち入り調査や質問権が、②第8条に一時保護が、③第10条に警察官の援助を求めることができることが定められている。

①の立ち入り調査や質問は、児童相談所が行うのであるが、立ち入りを拒む保護者に対して、鍵を壊

してまで入ってよいのかどうかについては、明示がない。果たして、福祉機関に強制的なことをさせてよいのか疑問もある。家庭裁判所の令状により対応するなど、刑事司法が介入する手続が必要であると思われる。

介入の困難な事例を集め、ケース検討会を行う必要がある。

(4) 最終的措置

最終的措置については、①親子分離(養護施設等への入所、親権喪失の申立て) ②虐待者の刑事訴追がある。いずれの場合も、親子の再統合の可能性を探る必要はある。

①については、アメリカでは里親制度が機能していると聞いが、日本ではまだ一般的な方法ではない。

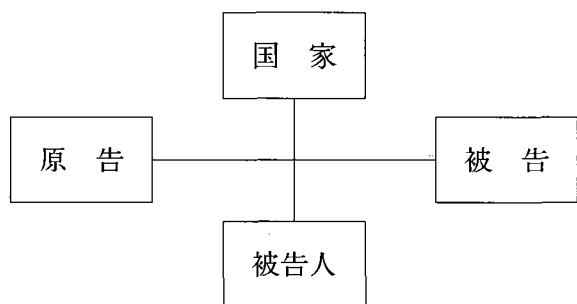
②については、虐待をする親は育児能力の低い人たちであり、他に犯罪を犯すようなことのない人たちである。そういう人たちに刑事罰が有効であるのかどうか。保護処分の対象である少年に厳罰化の動きがあるのなら、逆に成人については、児童虐待のようなタイプの犯罪には保護処分のようなものが考えられてもよい。現行法の中では、例えば、仮釈放での3号保護観察には特別遵守事項がつけられるようになっており、ケア受講命令のようなものを置く余地はある。しかし、保護観察付執行猶予となると、4号観察では一般遵守事項のみである。アメリカでは、ケア受講命令を出すことで成果が上がっているが、日本においては、保護観察の遵守事項の活用を含め、もう少し立法的な措置が必要であるし、ケア受講命令といっても、そのようなサービスを提供する基盤もない。

2 話題提供 「児童虐待事案を現行の刑事法で処罰する際の問題点」

(法務総合研究所 加澤正樹 研究第一部長)

(1) わが国の法体系の基本構造

児童虐待事案を現行の刑事法で処罰する際の問題を論じるにあたり、我が国の法体系の基本構造がどのようなになっているか確認する。我が国の法体系の基本構造を図式化にすると、次のようになる。



縦の「国家 VS 被告人」は刑事訴訟法、横の「原告 VS 被告」は民事訴訟法の関係を表す。

これを見ると分かる通り、我が国の刑事訴訟法においては、被害者のことはもともと念頭にない。つまり、犯罪に対する刑罰権は国家において行使されるのであり、ゆえに、国家に対する被告人の人権が強調されることとなる。

さらに、我が国の刑事手続が「国家 VS 被告人」であることから、刑事訴訟の原則として次のようなものがあり、刑罰権の発動を抑制している。

刑事訴訟の原則

- 1 罪刑法定主義……法律なければ犯罪なし
- 2 犯罪の定義……構成要件に該当する違法有責の行為
- 3 訴因の特定……罪となるべき事実の特定 (刑訴256)
- 4 証拠裁判主義……事実の認定は証拠による (刑訴317)
- 5 基本的人権の保障…黙秘権等

次に、捜査実務の要点をまとめると次のようになる。

捜査実務の要点

- 1 捜査の端緒……行政手法か捜査か
- 2 身柄の拘束……在宅か逮捕か
- 3 処 分……起訴か起訴猶予か
- 4 処 罰……公判請求か罰金か
- 5 判 決……実刑か執行猶予（保護観察）か

(2) 児童虐待事件捜査の現状

以上を念頭におき、児童虐待事案を取り扱う上での困難性を、捜査の面から、捜査開始(捜査の端緒)にあたってのあい路及び証拠収集のあい路の二つに分けて取り上げてみよう。

捜査開始にあたっては、①家庭内の事案であること、②捜査を開始するに足る証拠収集が難しいこと、③捜査の着手のタイミングが難しいことが挙げられる。まず、病院に行くなどのよほどのけがでないと、捜査の端緒に結びつかない。児童相談所に通告があっても、まず保護が優先され、捜査に結びつけるのは難しい。

証拠収集にあたっては、①証拠が少ないこと、②最良証拠である被害者(幼児)に供述能力がないことが挙げられる。

このような捜査上の困難性があるため、訴因としての犯行の特定も困難になる。起訴に結び付けるには、訴因をできるだけ日時、場所、方法をもって特定する必要がある。しかし、被疑者の供述がなければ、個々の犯行の特定は困難であり、被疑者である親が「自分で転んだのだ。」「まちがえてぶつけたのだ。」と虐待行為を否認した場合、特定は困難である。

被疑者が仮に「自分がやりました。」と認めたとしても、殺す意図があれば「包括的一罪」として、いくつかの虐待行為を訴因とすることができるが、殺す意図もなく、虐待が長期にわたった場合、発覚に結びついた一度きりの虐待行為しか訴因として取り上げられないことになってしまう。つまり、虐待が深刻であるほど、実務的には立証が難しいこととなる。

(3) 児童虐待事件の処分の選択

児童虐待事案は、捜査のみならず、処分の選択についても難しい事件である。つまり、処罰の対象は、先に述べたとおり特定された訴因に限られ、虐待の事実全体を正しく評価して処罰することが困難なのである。

参考までに、現在の法定刑は次のようになっている。

- 単純暴行……2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金
- 傷 害……10年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金
- 強 姦……2年以上の有期懲役
- 保護者遺棄……3月以上5年以下の懲役

しかし、処罰の対象となる訴因が限定されたものであるため、実際の量刑は、法定刑の下限に集中してしまう傾向にある。

児童虐待事案の多くは、長期にわたり暴力をふるうものであり、虐待自体の責任を問おうとすれば起訴事実以外の暴行をも情状として評価すべきであるが、厳密に考えると、起訴事実以外は立証できないこととなる。

さらに、児童虐待事案の場合は、被害者(子供)との関係は処分後も続くのであり(死亡した場合も、

きょうだいがいる場合がある。), 処分後の対応策も視野に入れなければならないが, そこまでの手立てはないのが現状である。

そもそも, 公判請求にまで発展している児童虐待事案は, 福祉的な対応において, 失敗した事例といえる。そして, 加害者を処罰したところで, 問題は解決しないのである。実刑に処しても, 児童虐待者に対する矯正プログラムはなく, 普通の受刑者と同じ扱いとなろう。罰金処罰や起訴猶予にした場合も, 事後措置はない。そこで, 次に対応策について検討する。

(4) 対策についての検討

以下は, 現行の刑事法システムの中でどのような対策が考えられるかの私見である。

まず, 児童虐待事案を, 刑法犯である傷害事件や傷害致死事件としてではなく, 児童虐待事案として加害者処罰に正面から取り組むことは, 現在の刑事処罰という対応では限界があるということである。

立法政策上としては, 「児童虐待罪」のような, 児童虐待そのものを正面から処罰する構成要件を定めることが考えられる。しかし, 現実的には立法技術上難しい面がある。そこで, 専ら行政手続による解決が考えられなくてはならない。

実施可能なものとしては, 矯正施設における教育プログラム, 保護観察機能の強化が考えられる。再犯防止のための支援体制を構築することである。

そのためには, 刑事政策実務上の対応として, ①可能な限り公判請求し, 執行猶予の場合は, 積極的に保護観察に付する。②矯正・保護の現場で, 有効な教育プログラムを考案し, 実施するとともに, 児童虐待問題についての専門性を育成する。③児童虐待問題に活発に取り組んでいる民間団体と連携し, 活用するシステムをつくるといったことが考えられる。

3 討論

引き続き, 研究会の席上では参加者による意見交換が行われたが, ここでは主な意見を要約し, 話題別にまとめて紹介する。

(1) 「ケア受講命令」について

- ・ 諸外国におけるケア受講命令であるが, 例えば, アメリカでは, 裁判所が加害者に対し, このようなプログラムを受けなさいといった強制的な命令が出される。プログラムについては, 児童虐待防止局によるものや, ソーシャルワーカーの組織によるものがある。ソーシャルワーカーは, 対象者を当該プログラムに参加させるだけでなく, 家庭訪問をし, 家庭生活のあり方を学習させることも行っている。
- ・ 虐待の加害者に対しては, やはり刑事罰で臨むより, 少年でいう「試験観察」のような制度, あるいは大人に対する保護処分のようなものが欲しい。

(2) 通告制度について

- ・ 現在の児童虐待法の矛盾点であるが, 「通告」は「発見した者」が行い, 「立入り調査」は「おそれのある場合」にできることとなっている。しかし, 実際は, 「おそれのある場合」に「通告」し, 虐待あり, とかなり確信してから「立入り調査」を行うのではないか。
- ・ 小児科医は法医学者ではないので, 例えば骨折の態様を見てそれが事故であるか, 虐待であるか断定できる人は少ないであろう。「発見した者」という規程では, 通告をためらうことにならないか。3年後の法の見直し時の検討事項であろう。

(3) ストーカー規制法との対比

- ・ 新たにストーカー規制法ができたが, 同法により検挙された事案の大半は, 加害者が元交際相手や

元配偶者である事案であって、従前はもっぱら当事者間や家庭内での解決に委ねられてきた分野に法の規制が及んでおり、その点では児童虐待に対する法規制のあり方を考える上でも参考になる点があるろう。

- ・ ストーカー規制法は、行政措置と刑事手続を併存させ、事案の性質に則した適宜適切な解決を図っている。すなわち、いきなり行為者に刑事罰を課すのではなく、まず、警察本部長等の「警告」を発して当事者の自覚を促すことによりストーカーをやめさせることが可能になっており、実際、ストーカー事案の約8割は、警察からの警告により行為者の自覚を促すことで解決している。
- ・ 3年後の児童虐待防止法の見直し時には、ストーカー規制法にある「警告」のような、強力な手段を取り入れられないかと考える。
- ・ 「助けて」と言えない、虐待されている子供の代弁者は誰か。児童相談所と考えてよいか。これについては、アメリカでは、子供一人一人に対し、司法から「アドヴォケーター」がつく。日本のように、一県一児相のようなところでは、家庭訪問するだけでも一日がかりであろう。とても児童相談所だけではフォローしきれないであろう。

4 添付資料

児童虐待事犯の科刑状況等について

平成13年2月20日

第6回研究会資料

児童虐待事犯の科刑状況等について

このレポートは、平成11年12月9日付け全国少年係検事会同配布資料(3)「児童虐待事犯事例集」(取扱注意)をもとにまとめたものである。

1 対象事例と事例数

事例数199件

(1) 調査対象期間(事件の受理日)

平成9年1月1日から11年8月末日

(2) 調査対象事件

親権者又はこれに類似する者が18歳未満の児童に対して行った犯罪のうち、

- ① 殺人, 殺人未遂, 傷害致死, 保護責任者遺棄致死, 重過失致死被疑(告)事件
- ② その他いわゆる児童虐待に該当し, 各庁において参考になると思料する事件

2 収集時の調査項目

罪名・受理罪名・受理年月日・受理の別・庁名・処分年月日・処分の別・被疑者の職業・被疑者氏名・被疑者生年月日・身柄区分・裁判年月日・裁判所名・裁判主文・上訴年月日確定・被疑事実(公訴事実)の要旨・参考となる事項

3 罪名別・加害者の性別

	加害者の性別		合 計
	男	女	
1 殺人	14 26.4%	39 73.6%	53 100.0%
2 殺人未遂	4 25.0%	12 75.0%	16 100.0%
3 傷害致死	47 70.1%	20 29.9%	67 100.0%
4 傷害致死幫助	-	1 100.0%	1 100.0%
5 傷害	18 90.0%	2 10.0%	20 100.0%
6 保護責任者遺棄	-	3 100.0%	3 100.0%
7 保護責任者遺棄致死	3 23.1%	10 76.9%	13 100.0%
8 重過失致死	4 57.1%	3 42.9%	7 100.0%
9 少年保護育成条例違反	2 100.0%	-	2 100.0%
10 児童福祉法	3 75.0%	1 25.0%	4 100.0%
11 死体遺棄	1 100.0%	-	1 100.0%
12 強姦	6 100.0%	-	6 100.0%
13 強制わいせつ	1 100.0%	-	1 100.0%
14 強姦致傷	1 100.0%	-	1 100.0%
15 暴力行為等法律違反	1 100.0%	-	1 100.0%
16 名誉毀損	1 100.0%	-	1 100.0%
21 保護者遺棄		1 100.0%	1 100.0%
22 監禁致死	1 100.0%	-	1 100.0%
合計	107 53.8%	92 46.2%	199 100.0%

殺人・殺人未遂・保護責任者遺棄致死については、おおむね男25：女75であり、女性が多いが、傷害致死については、男70：女30、傷害については、男90：女10と、男性が多い。

4 罪名別・加害者の年齢

罪名	平均値	度数	標準偏差	最小値	最大値
1 殺人	35.49	53	11.62	15	69
2 殺人未遂	36.50	16	16.17	20	85
3 傷害致死	28.75	67	6.52	19	53
4 傷害致死補助	26.00	1	.	26	26
5 傷害	34.45	20	10.70	22	55
6 保護責任者遺棄	33.00	3	11.14	23	45
7 保護責任者遺棄致死	26.69	13	8.83	18	54
8 重過失致死	29.43	7	3.82	23	36
9 少年保護育成条例違反	41.50	2	2.12	40	43
10 児童福祉法	42.75	4	8.30	32	52
11 死体遺棄	34.00	1	.	34	34
12 強姦	44.50	6	11.59	28	58
13 強制わいせつ	39.00	1	.	39	39
14 強姦致傷	39.00	1	.	39	39
15 暴力行為等法律違反	54.00	1	.	54	54
16 名誉毀損	42.00	1	.	42	42
21 保護者遺棄	22.00	1	.	22	22
22 監禁致死	20.00	1	.	20	20
合計	32.81	199	10.71	15	85

罪名別に事件当時の加害者の年齢をみると、殺人・殺人未遂については30代半ば、傷害・傷害致死については20代後半から30代前半と、殺人・殺人未遂の加害者年齢が若干高い。

殺人の加害者年齢の最小値15歳の事例は、15歳の少女が自宅トイレに殺意を持って男児を産み落とし、溺死させ、家裁送致、保護観察処分に付されたもの。

殺人未遂の加害者年齢の最大値85歳の事例は、重度知的障害の16歳の孫娘の将来を案じ、無理心中を図ろうとしたもの。

5 共犯関係

	度数	パーセント
なし	181	91.0
内妻	1	.5
内夫	4	2.0
妻	3	1.5
夫	3	1.5
実子	1	.5
不倫相手	1	.5
友人	3	1.5
愛人	2	1.0
合計	199	100.0

共犯関係についてみると、9割以上が単独犯であるが、刑事事件上共犯とされなかったにすぎない場合があることに留意。

6 被害の程度

	度 数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
死亡	142	71.4	71.4	71.4
全治不明	8	4.0	4.0	75.4
性被害	13	6.5	6.5	81.9
傷害	24	12.1	12.1	94.0
なし	12	6.0	6.0	100.0
合計	199	100.0	100.0	

傷害事件における被害の程度（全治不明を除外）

	度 数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
被害日数	20	.00	180.00	40.0000	57.2832

刑事裁判になる児童虐待事案のうち、被害者が死亡したケースは、7割以上を占める。傷害事件についても、治療日数の平均は40日であり、重傷を負うケースが多い。

7 罪名別・求刑年数（執行猶予を含む・無期懲役を除く）

	平均求刑 年数	度数 (人)	標準偏差	最小値 (年)	最大値 (年)
1 殺人	7.0	39	4.37	3.0	20.0
2 殺人未遂	3.9	13	1.38	2.0	6.0
3 傷害致死	5.0	64	1.21	2.5	8.0
4 傷害致死幫助	3.0	1	.	3.0	3.0
5 傷害	2.6	15	1.15	1.0	5.0
6 保護責任者遺棄	2.5	2	2.12	1.0	4.0
7 保護責任者遺棄致死	4.5	11	1.44	3.0	8.0
8 重過失致死	2.0	1	.	2.0	2.0
9 少年保護育成条例違反	1.0	1	.	1.0	1.0
10 児童福祉法	2.7	3	1.04	1.5	3.5
11 死体遺棄	1.0	1	.	1.0	1.0
12 強姦	5.5	3	2.29	3.5	8.0
14 強姦致傷	4.0	1	.	4.0	4.0
15 暴力行為等法律違反	1.5	1	.	1.5	1.5
22 監禁致死	7.0	1	.	7.0	7.0
合計	5.0	157	2.83	1.0	20.0

199事例のうち、求刑年数の決まっていない42事例を除き、罪名別に求刑年数の平均を見ると、殺人が7年、殺人未遂が約4年、傷害致死が5年、傷害が約2年半となっている。殺人の求刑年数が最小である事例（3年）は、えい児殺がほとんど。最大20年の事例は、離婚を切り出された夫が、衝動的に妻子（2人）を殺害したもの。なお、無期懲役求刑事例として、借金苦により、放火して一家心中を図り妻子（3人）を殺害したものがある。

8 罪名別・主文年数（執行猶予を含む・無期懲役を除く）

	平均主文 年数	度数 (人)	標準偏差	最小値 (年)	最大値 (年)
1 殺人	5.2	39	3.4476	3.0	16.0
2 殺人未遂	3.1	12	.9003	2.0	5.0
3 傷害致死	3.6	62	.9108	2.0	6.0
5 傷害	2.2	15	.7708	1.0	3.5
6 保護責任者遺棄	1.3	2	.3536	1.0	1.5
7 保護責任者遺棄致死	3.6	10	.9661	3.0	6.0
8 重過失致死	2.0	1	.	2.0	2.0
9 少年保護育成条例違反	.8	1	.	.8	.8
10 児童福祉法	2.4	3	.9179	1.5	3.3
11 死体遺棄	1.0	1	.	1.0	1.0
12 強姦	3.8	3	1.0408	3.0	5.0
14 強姦致傷	3.7	1	.	3.7	3.7
15 暴力行為等法律違反	1.5	1	.	1.5	1.5
16 名誉毀損	.8	1	.	.8	.8
22 監禁致死	5.0	1	.	5.0	5.0
合計	3.7	153	2.1516	.8	16.0

199事例のうち、第一審が結審していない46事例を除き、主文年数の平均を見ると、殺人で約5年、殺人未遂で3年、傷害致死で約3年半、傷害で2年強となっている。

では、殺人一般の量刑を見ると、司法統計年報（平成11年）によれば、殺人（未遂を含む）有罪人数685人のうち、無期（22人）、20年以下（17人）、15年以下（92人）、10年以下（122人）、7年以下（86人）、5年以下（135人）、3年（147人）、2年以上（33人）、1年以上（4人）、保護観察付執行猶予（27人）であり、これをもとに無期懲役を除き平均年数を計算すると、7.43年であった。

9 罪名別・執行猶予の有無

	執行猶予の有無		合 計
	なし	あり	
1 殺人	22 55.0%	18 45.0%	40 100.0%
2 殺人未遂	4 33.3%	8 66.7%	12 100.0%
3 傷害致死	44 73.3%	16 26.7%	60 100.0%
5 傷害	7 46.7%	8 53.3%	15 100.0%
6 保護責任者遺棄	-	2 100.0%	2 100.0%
7 保護責任者遺棄致死	4 40.0%	6 60.0%	10 100.0%
8 重過失致死	-	1 100.0%	1 100.0%
9 少年保護育成条例違反	1 100.0%	-	1 100.0%
10 児童福祉法	3 100.0%	-	3 100.0%
11 死体遺棄	1 100.0%	-	1 100.0%
12 強姦	3 100.0%	-	3 100.0%
14 強姦致傷	1 100.0%	-	1 100.0%
15 暴力行為等法律違反	-	1 100.0%	1 100.0%
16 名誉毀損	-	1 100.0%	1 100.0%
22 監禁致死	1 100.0%	-	1 100.0%
合計	91 59.9%	61 40.1%	152 100.0%

児童虐待事犯については、全体の4割に執行猶予がついている。

一般の量刑は、司法統計年報によれば、殺人の場合685人中151人に執行猶予がついており、約22%であり、児童虐待事犯については、執行猶予になる率が高い。

10 罪名別・被害者との関係

	被害者との関係									合計
	実子	連れ子	養子	姪	孫	友人の子	収容児童	義妹	教師と生徒	
1 殺人	49 92.5%	-	1 1.9%	1 1.9%	2 3.8%	-	-	-	-	53 100%
2 殺人未遂	13 81.3%	-	-	-	3 18.8%	-	-	-	-	16 100%
3 傷害致死	40 59.7%	18 26.9%	6 9.0%	-	-	3 4.5%	-	-	-	67 100%
4 傷害致死幫助	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
5 傷害	8 40.0%	8 40.0%	3 15.0%	-	-	-	1 5.0%	-	-	20 100%
6 保護責任者遺棄	3 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	3 100%
7 保護責任者遺棄致死	13 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	13 100%
8 重過失致死	6 85.7%	-	1 14.3%	-	-	-	-	-	-	7 100%
9 少年保護育成条例違反	-	1 50.0%	1 50.0%	-	-	-	-	-	-	2 100%
10 児童福祉法	4 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	4 100%
11 死体遺棄	-	1 100%	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
12 強姦	3 50.0%	1 16.7%	1 16.7%	-	-	-	-	1 16.7%	-	6 100%
13 強制わいせつ	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
14 強姦致傷	-	-	1 100%	-	-	-	-	-	-	1 100%
15 暴力行為等法律違反	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
16 名誉毀損	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%	1 100%
21 保護者遺棄	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
22 監禁致死	-	1 100%	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
合計	143 71.9%	30 15.1%	14 7.0%	1 .5%	5 2.5%	3 1.5%	1 .5%	1 .5%	1 .5%	199 100%

被害者が複数いる場合は、年長の者1人のみ計上した。殺人・殺人未遂では、実子がほとんどを占めるのに対し、傷害・傷害致死においては、連れ子、養子の割合が高い。

11 罪名別・被害者の性別

	被害者の性別			合 計
	男	女	不明	
1 殺人	32 60.4%	19 35.8%	2 3.8%	53 100.0%
2 殺人未遂	5 31.3%	9 56.3%	2 12.5%	16 100.0%
3 傷害致死	30 44.8%	32 47.8%	5 7.5%	67 100.0%
4 傷害致死幫助	1 100.0%	-	-	1 100.0%
5 傷害	9 45.0%	9 45.0%	2 10.0%	20 100.0%
6 保護責任者遺棄	1 33.3%	2 66.7%	-	3 100.0%
7 保護責任者遺棄致死	7 53.8%	6 46.2%	-	13 100.0%
8 重過失致死	2 28.6%	3 42.9%	2 28.6%	7 100.0%
9 少年保護育成条例違反	-	2 100.0%	-	2 100.0%
10 児童福祉法	-	4 100.0%	-	4 100.0%
11 死体遺棄	1 100.0%	-	-	1 100.0%
12 強姦	-	6 100.0%	-	6 100.0%
13 強制わいせつ	-	1 100.0%	-	1 100.0%
14 強姦致傷	-	1 100.0%	-	1 100.0%
15 暴力行為等法律違反	1 100.0%	-	-	1 100.0%
16 名誉毀損	-	1 100.0%	-	1 100.0%
21 保護者遺棄	1 100.0%	-	-	1 100.0%
22 監禁致死	-	1 100.0%	-	1 100.0%
合計	90 45.2%	96 48.2%	13 6.5%	199 100.0%

罪名別に被害者の性別を見たが、この表を見る限り、男女差は認められない。

12 罪名別・被害者の年齢

	年齢平均値	度数	標準偏差	最小年齢	最大年齢
1 殺人	4.74	53	5.83	0	18
2 殺人未遂	3.75	16	4.60	0	16
3 傷害致死	2.81	67	2.61	0	15
4 傷害致死幫助	3.00	1	.	3	3
5 傷害	6.58	19	5.69	0	17
6 保護責任者遺棄	.33	3	.58	0	1
7 保護責任者遺棄致死	1.85	13	3.00	0	11
8 重過失致死	.71	7	1.11	0	3
9 少年保護育成条例違反	13.50	2	.71	13	14
10 児童福祉法	15.00	4	1.63	13	17
11 死体遺棄	2.00	1	.	2	2
12 強姦	12.00	6	1.67	10	15
13 強制わいせつ	16.00	1	.	16	16
14 強姦致傷	14.00	1	.	14	14
15 暴力行為等法律違反	14.00	1	.	14	14
16 名誉毀損	17.00	1	.	17	17
21 保護者遺棄	.00	1	.	0	0
22 監禁致死	2.00	1	.	2	2
合計	4.45	198	5.15	0	18

罪名別に、被害者の平均年齢を見たもの。被害者が複数いる場合は、年長の者を計上してある。

13 罪名別・加害者の動機

	動機																	合計		
	衝動的	無理心中	悲観	心身耗弱	育・児童不安	虐(長期の待)	産み捨て	パチンコ	お金	被害者の	不明	養育意思	刑入所のため	憤怒	しつけ	うからさい	仕つくため		外出中	注意義務
1 殺人	1 1.9%	17 32.1%	11 20.8%	2 3.8%	7 13.2%	1 1.9%	5 9.4%	-	1 1.9%	1 1.9%	5 9.4%	1 1.9%	1 1.9%	-	-	-	-	-	-	53 100%
2 殺人未遂	3 18.8%	6 37.5%	1 6.3%	1 6.3%	1 6.3%	-	3 18.8%	-	-	-	-	-	-	1 6.3%	-	-	-	-	-	16 100%
3 傷害致死	-	-	-	-	2 3.0%	40 59.7%	-	-	-	-	4 6.0%	-	14 20.9%	3 4.5%	4 6.0%	-	-	-	-	67 100%
4 傷害致死補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%
5 傷害	-	-	-	-	-	7 35.0%	-	-	-	-	3 15.0%	-	-	10 50.0%	-	-	-	-	-	20 100%
6 保護責任者遺棄	-	-	-	-	1 33.3%	-	-	-	-	-	-	2 66.7%	-	-	-	-	-	-	-	3 100%
7 保護責任者遺棄致死	-	-	1 7.7%	-	-	2 15.4%	-	-	-	-	6 46.2%	3 23.1%	-	1 7.7%	-	-	-	-	-	13 100%
8 重過失致死	-	-	-	-	-	-	-	3 42.9%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 28.6%	2 28.6%	7 100%
9 少年保護育成条例違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	2 100.0%
10 児童福祉法	-	-	-	-	-	-	-	-	1 25.0%	-	3 75.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	4 100%
11 死体遺棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
12 強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	6 100%
13 強制わいせつ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
14 強姦致傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
15 暴力行為等法律違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
16 名誉致損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
21 保護者遺棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	1 100%
22 監禁致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
合計	4 2.0%	23 11.6%	13 6.5%	3 1.5%	11 5.5%	50 25.1%	8 4.0%	3 1.5%	2 1.0%	1 .5%	36 18.1%	6 3.0%	1 .5%	26 13.1%	3 1.5%	4 2.0%	1 .5%	2 1.0%	2 1.0%	199 100%

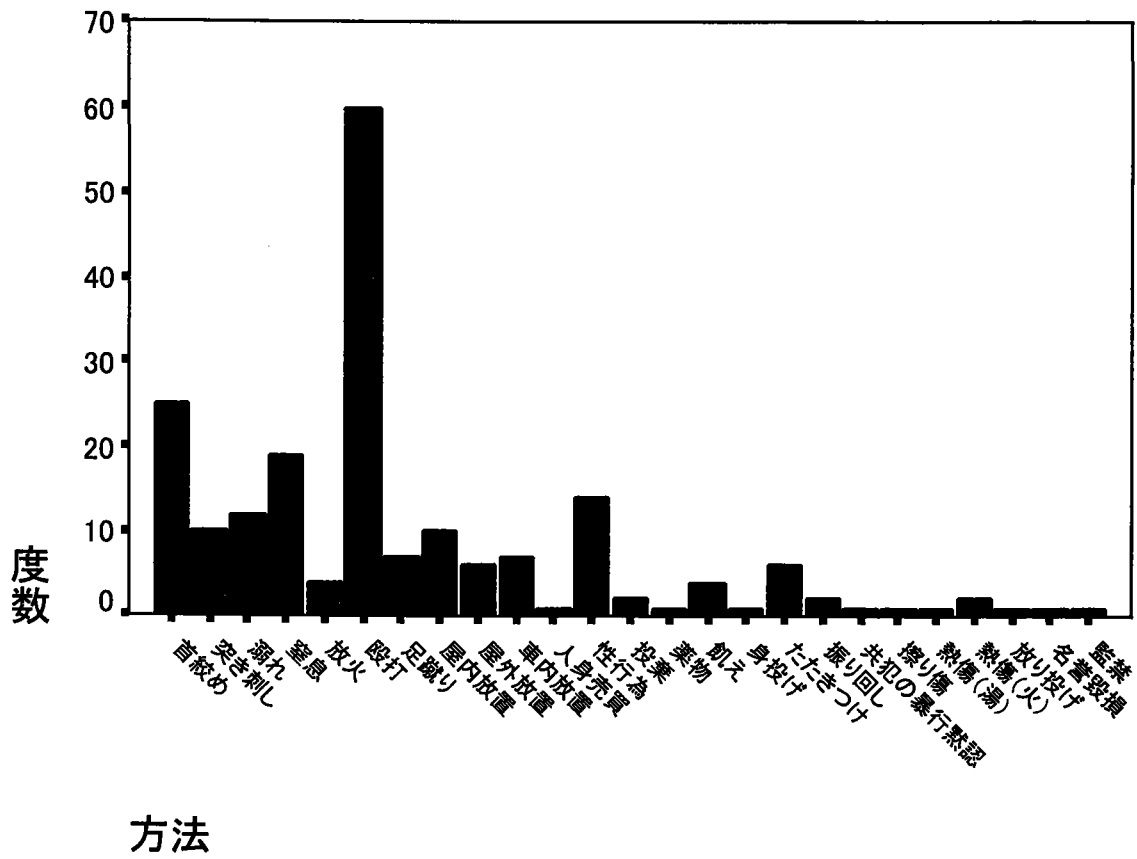
殺人についてみると、無理心中や、将来を悲観してという動機が多い。典型的な虐待事案と思われるものは、傷害致死に多い。

14 罪名別・虐待類型

	虐待類型					合計
	身体的	精神的	性的	ネグレクト	人身売買	
1 殺人	52 98.1%	-	-	1 1.9%	-	53 100.0%
2 殺人未遂	16 100.0%	-	-	-	-	16 100.0%
3 傷害致死	67 100.0%	-	-	-	-	67 100.0%
4 傷害致死幫助	-	-	-	1 100.0%	-	1 100.0%
5 傷害	20 100.0%	-	-	-	-	20 100.0%
6 保護責任者遺棄	-	-	-	3 100.0%	-	3 100.0%
7 保護責任者遺棄致死	3 23.1%	-	-	10 76.9%	-	13 100.0%
8 重過失致死	-	-	-	7 100.0%	-	7 100.0%
9 少年保護育成条例違反	-	-	2 100.0%	-	-	2 100.0%
10 児童福祉法	-	-	3 75.0%	-	1 25.0%	4 100.0%
11 死体遺棄	-	-	-	1 100.0%	-	1 100.0%
12 強姦	-	-	6 100.0%	-	-	6 100.0%
13 強制わいせつ	-	-	1 100.0%	-	-	1 100.0%
14 強姦致傷	-	-	1 100.0%	-	-	1 100.0%
15 暴力行為等法律違反	1 100.0%	-	-	-	-	1 100.0%
16 名誉毀損	-	1 100.0%	-	-	-	1 100.0%
21 保護者遺棄	-	-	-	1 100.0%	-	1 100.0%
22 監禁致死	1 100.0%	-	-	-	-	1 100.0%
合計	160 80.4%	1 .5%	13 6.5%	24 12.1%	1 .5%	199 100.0%

全体の8割が、身体的虐待である。ネグレクトについては、保護責任者遺棄・致死として犯罪類型化されている面もあるが、心理的虐待については、刑事事件には上がってきにくい。

15 加害の方法



第7 第7回「アメリカにおける児童虐待対策」[本研究のまとめ]

第7回の研究会のテーマは、児童虐待と非行の関連をめぐる諸問題を検討することである。まず、「アメリカにおける児童虐待対策—貧困と児童虐待の視点から」というテーマで、松原康雄氏から発表をいただいた。次に、当方から、一般市民を対象とした予備調査の結果報告をした。これらを踏まえながら、児童虐待問題と非行との関連について検討した。

1 話題提供① 「アメリカにおける児童虐待対策—貧困と児童虐待の視点から—」

(明治学院大学教授 松原康雄 氏)

(1) アメリカにおける児童虐待と貧困の問題について

ここでは、次のような問題意識から、アメリカにおける児童虐待と貧困の問題を取り上げてみたい。

- ① 日本の少年院においては、家庭の経済状況が貧困である者の比率がそんなに高くはないようであるが、たとえばイギリスでは、貧困と児童虐待、非行を結びつけて考えている。貧困と児童虐待はどのような関係にあるのか。
- ② アメリカのマイアミ市で行った地域メッシュの結果を見ると、虐待と貧困の地域は重なる。虐待と貧困は地域的に見ても、重なる問題なのではないか。
- ③ アメリカでは貧困対策の方針転換があり、セルフ・ヘルプに流れてきているように思われる。これが、日本の高齢者、障害者及び母子に対する生活保護の将来像にどのような影響を与えるのだろうか。

先に結論を言えば、アメリカの場合、貧困と虐待とは密接に結びついているといえる。もっとも、アメリカの研究者の多くはそう言っていない。「どの層でも起こる」という主張が強いし、貧困と虐待を結びつけることは貧困層への差別につながると考えて、そのような結論を出すことには消極的である。また、そもそも虐待の実態を把握できるのかという点について、中流層以上は地域の中で囲い込まれて表に出ないとか、私的な機関に係属しているので把握できないのだといった主張もある。一方、専門家には通告義務制度があるので、この制度が機能しているという前提ではそれほど暗数はないのではという意見もある。しかしながら、例えば、“Child Victims by Race, 1997”によると、マイノリティにおける児童虐待は、人口構成比の倍であり、人種による発生率には差異がある。

アメリカでは、1996年に「個人責任と就業責任法 (The Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act)」が成立し、従来の公的扶助制度はドラスティックに変革された。新しい制度は「貧困家族一時扶助 (Temporary Assistance for Needy Families, TANF)」と呼ばれ、2年間の金銭給付期限後は、原則として受給者が就労することを義務付けることなどを内容としている。その背景には「貧困を繰り返す人は何をしても駄目だ」というアンダークラス論があり、援助をしても上がってこられない人には投資せず、社会から排除していこうとする流れがある。

日本の福祉の現場感覚でも、貧困あるいは生活不安定層に虐待が多い。今後、生活保護に就労要件を入れていくと、母子家庭に影響が出るのではないかと考える。そうした世帯では、虐待問題によるアンダークラス化のおそれがあるのではないか。

(2) ミズーリ州における児童虐待調査マニュアルについて—デュアルシステムの状況—

ミズーリ州は、児童虐待の通告件数・通告の対児童人口比とも全米で上位の州である。同州における虐待とは、「子どものケア、監護、監督に責任ある人間が、偶発的な場合を除いて、身体的な傷害、性的

虐待、あるいは情緒的虐待を児童に負わせること」とされており、これらの人々には、親や後見人だけでなく、ベビーシッター、児童ケアセンター職員、祖父母なども含まれる。また、放任とは、「児童の well-being にとって適切あるいは必要な養育、義務教育、栄養や医療、外科的その他のケアを提供する上での過失」とされている。

同州では、児童虐待への対応は、児童虐待調査とファミリーアセスメントの2本立て (dual system) で行われる。中央登録ユニット (Central Registry Unit) から各地区の担当機関に送致されたケースについて、どちらの手続によるべきかのスクリーニングが直ちに行われる(スクリーニング用紙: 資料8)。児童虐待調査 (Investigation) は、刑法犯罪として調査が確実な重大な身体的、医療的、情緒的虐待と重大な放任、全ての性的虐待、その他犯罪性がある虐待、緊急性を要する虐待を対象とし、ファミリーアセスメント (Family Assessment) は、軽微なあるいはそれほど重大ではない身体的虐待と放任 (医療的放任を含む。)、または初回でかつ犯罪性がない身体的虐待あるいは放任、軽微なあるいはそれほど重大ではない情緒的養育失調 (maltreatment)、教育上の放任を対象とする。ケース全体を見ると、児童虐待調査に回るのが25%、残りがファミリーアセスメントの手続に乗る。児童虐待調査手続に回ったケースは、家族サービス局 (Family Service Division, DFS) の職員と児童虐待調査専門の警察官が協同で対応に当たり、児童の保護手続や事件の家庭裁判所送致などを行うが、必要に応じて親子の分離を行う時は警察官が対応に当たることができ、DFSの職員はできない。また、ファミリーアセスメントの手続の対象となった家族に対しては、家族側が希望すれば家族支援サービス (Family-centered Services, FCS) が受けられ、DFSのワーカーの援助を得て、「変革のための家族計画」を作成する。

児童虐待等を抱えた家族に提供されるサービスとしては、次のようなものがある。

ア 在宅サービス

(ア) Children's Treatment Services

家族の再統合あるいは親子不分離でのケアを目的とするもので、対象は、被虐待児童 (放任を含む。) とその家族、虐待の危険性が高い家族、不登校・非行児童、家庭を離れ州の監護下にある児童である。

- ・ Crisis Nursery Service 短期あるいは一時的な保育で、家族が任意に資源を調達する。
- ・ Day Treatment 情緒的問題があり、24時間ベースのケアは必要ない児童への治療
- ・ Family Therapy 在宅あるいは通所による家族療法
- ・ Group Counseling 複数の当事者を対象とした治療的カウンセリング
- ・ Homework Services 短期間で提供される家事技術習得あるいは役割モデル提供
- ・ Parent Aide 育児ストレスを持つ家族への基礎的訓練

(イ) Family-centered Services

虐待のおそれがある家族や予防サービスが必要な家族を対象とし、内容は上記とほぼ同じ。

(ウ) A DFS Parental Stress Helpline

親としての責任やプレッシャーに押しつぶされそうな人の無料電話相談。週7日、24時間体制で相談に応じ、必要があれば適切な期間への送致も行う。

(エ) Family Preservation Service (FPS)

危機状況にある家族を、在宅で支援するための短期集約型サービスで、対象は、親子分離の危機にある家族である。内容としては、家族の特定のメンバーあるいは家族全体を対象としたカウンセリング、親業教育 (Parenting Training)、子どもの発達訓練、栄養や家計に関する教育、就労準備教育などである。

イ 親子分離によるケア

- (ア) フォスターファミリー
- (イ) 裁判所によって認められた親族
- (ウ) 認可を得た施設又はグループホーム
- (エ) 養子縁組

2 話題提供③ 「一般被害調査（予備調査）の実施結果報告」（法務総合研究所 横地環 研究官）

一般人口における児童虐待の発生率を把握するとともに、その態様や被虐待経験者の援助等へのニーズを探るため、本年1月に首都圏在住18歳から39歳の男女1,000人に対し、郵送によるアンケート調査を実施した。有効回答は273件であった。また、同調査では、アンケートへの回答とともに、家族から身体的、性的、心理的暴力、ネグレクトを受けた経験又は家族間の暴力を目撃した経験のある人に対し、その時の状況や欲しかった援助等について、当所職員の面接に応じてくれる人を募った。最終的には、同調査の準備段階で協力してくれた人を加えた8名に面接することができ、その被害の概要や影響、欲しかった援助などをまとめることができた。

これら一般調査の面接で被虐待経験を開示した者は、非行にまったく手を染めなかったとまではいえないにせよ、少年院在院者と比較すると、深刻な非行や犯罪に至らず成長してきたグループと言える。この人たちから、被虐待児が何とかその悪影響を克服しながら社会適応を果たしてきた具体的な道筋を示してもらい、その中から立ち直りに役立つ要因、あれば役立つであろうと思われる援助方策に関する意見を抽出し、まとめて整理した形で提示することによって、次の3点が可能となる。

- ① 被虐待と非行の両方の経験を持つ少年院生グループと比較して、被虐待児がその後非行に走るか走らないかを決定する要因や要因が機能するメカニズムを明らかにすること。
- ② 被虐待児でもある少年院生の、今後の立ち直りを促すための処遇を構築する手がかりを得ること。
- ③ 広く、虐待経験者一般、そして、その人たちにケアを提供する機関に対し、スムーズな社会適応にいたるため（促進するため）の、情報・ヒントを得ること。

このような効用が期待される調査なので、来年度は是非大規模な一般調査を行いたい。

4 討論

引き続き、研究会の席上では参加者による意見交換が行われたが、ここでは主な意見を要約し、話題別にまとめて紹介する。

(1) アメリカにおける児童虐待対策について

- ・ 貧困と虐待の種類との関係はどうか。貧困層に身体的虐待とネグレクトが多いのはわかるが、性的虐待はどうだろうか。
- ・ 確かに、問題意識にあったのは、身体的虐待とネグレクトであった。性的虐待は定義によると思われるが、例えば、性的ないたずらや性行為の目撃が日常的になされることなどは貧困層に多いと考える。
- ・ ミズーリ州では、フォスターケアを重視しており、障害児の里親のための訓練制度なども整備されているが、文献によれば、里親を転々とする事例も多いとされており、養子制度や親族ケアなどがその代替策として実施されている。しかし、親族ケアとして祖母に預けるなどなされているが、子育てがうまくできない親を育てた祖母に、子どもの養育ができるのか個人的には疑問である。
- ・ 世代間連鎖については、現在虐待している親に、かつて虐待を受けた経験のある者が多いとは言わ

れている。しかし、逆にかつて虐待を受けた者のうちどれくらいが、親となって虐待をしているかという研究はなされていない。追跡することは困難であり、暗数の問題もある。世代間連鎖については、慎重に考えたい。

(2) 少年院在院者に対する「被害の経験についての調査」について

- ・ 「被虐待群」, 「家族被害群」及び「なし群」の3群に分けた理由は何か。虐待の有無で2群化してみると、もう少し差が出るのではないか。
- ・ 3群化したのは、質問紙の間4以下の分析に際し、被虐待群と家族被害群に分けて対比したので、その区分を全体の分析でも維持したかったためである。加えて、同じく家族から身体的暴力等を受けても、それが虐待の場合と、1回きりの場合では異なるのではないかと考えたのと同時に、家族から全く被害を受けていない者と、1回きりであったり、兄弟からであったりしても、例えば身体的暴力②のような場合は、何らかの影響を少年に与えると思われ、これらの人を全く家族からの被害のない人と一緒にすることもためらわれたこともある。
- ・ 児童相談所係属歴を見ると、被虐待経験群が最も比率が高いが、どのような特徴があるグループか。
- ・ 被虐待経験群を児童相談所係属歴の有無で2分して比べてみると、係属歴ありの方に家庭的な問題が多い。
例えば、男子では、親に犯罪歴、アルコール中毒、薬物使用のいずれか1つでも見られる者の比率は、係属歴なしで約30%、ありで約60%である。経済的に見ても、生活保護受給は係属歴なしで約20%、ありで約40%である。
- ・ 主要非行名別検挙・補導歴から考える限り、少年院在院者については、被虐待経験と非行の種類との間には有意な関連はないということになる。
- ・ 被虐待経験と非行との関連については、ここにあるように重い犯罪ではなくもっと軽微な段階のものを取り上げてみるとか、一般人口と対比するとかした上でないと、結論は出せないと思う。
- ・ 被虐待経験のある子どもとない子どもを、同じ施設に入れて処遇してよいのか。被虐待群は再犯するのかもしれないのか、虐待の世代間連鎖があるのかもしれないのか、そのあたりをはっきりさせないといけない。
- ・ 今回の調査では、少年院在院者の半数に被虐待経験があることがわかったことが大切で、これをどのように処遇に反映させるかは今後の課題だが、この結果を見て教官の意識も変わると思う。

資料8

MISSOURI DEPARTMENT OF SOCIAL SERVICES
 DIVISION OF FAMILY SERVICES
 FAMILY PLAN FOR CHANGE

DATE

Complete with the family when it is indicated that change is needed in the family to reduce risk of CA/N or to address issues of safety that require services/support for the family that must be sustained over time to impact change.

What will each member of the family be doing differently when the child is safe or risk is reduced?
 (Refer to Pattern of Behavior)

How does each member of your family see themselves accomplishing these changes?
 (Indicate time frames)

What family strengths/support can you utilize or build upon to accomplish these changes?

What support/services from outside your family do you need to accomplish the changes?

Who will provide the support/services?

Who will be responsible for arranging services? (Indicate time frames)

FAMILY SIGNATURES/DATE

WORKER SIGNATURE/DATE	SUPERVISOR SIGNATURE/DATE
-----------------------	---------------------------

OTHER'S SIGNATURES (COMMUNITY, EXTENDED FAMILY, NATURAL HELPERS)/DATE

THIS PLAN RESULTED FROM ASSESSMENT/RE-ASSESSMENT THAT BEGAN ON (date) _____	ASSESSMENT PERIOD (1st, 2nd, 3rd, 4th) _____
SOCIAL WORKER WILL MEET WITH THE FAMILY TO RE-ASSESS THIS PLAN ON _____ (date).	

法務総合研究所研究部報告 11

平成 13 年 3 月 印刷

平成 13 年 3 月 発行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼
発行人 法務総合研究所

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
